

大和市地域防災計画 (資料編)

令和5年5月 大和市防災会議

目 次

資 料 編

1 連絡先一覧等

1-1	県内市町村	資料 - 1
1-2	県内消防機関	資料 - 4
1-3	県機関	資料 - 5
1-4	指定地方行政機関	資料 - 7
1-5	指定公共機関	資料 - 7
1-6	指定地方公共機関	資料 - 8
1-7	関係機関	資料 - 8

2 情報収集・伝達・広報活動

2-1	災害活動処理票	資料 - 9
2-2	気象情報の受伝達（横浜地方气象台）	資料 - 10
2-3	防災行政通信網の全体像	資料 - 13
2-4	市防災行政無線（固定系）設置場所一覧表	資料 - 14
2-5	MCA無線設置場所一覧表	資料 - 17
2-6	280MHz 戸別受信機（防災ラジオ）設置場所一覧表	資料 - 19
2-7	被害状況調査等様式	資料 - 22
2-8	被害報告様式	資料 - 26
2-9	被害の分類認定基準	資料 - 31

3 避難・救援・救護

3-1	都市公園一覧表	資料 - 34
3-2	広域避難場所一覧表	資料 - 42
3-3	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	資料 - 43

4 物資・復旧資機材・ライフライン

4-1	防災備蓄倉庫設置場所一覧表	資料 - 50
4-2	消防本部・消防署車両配備一覧表	資料 - 51
4-3	消防団組織及び団員数等	資料 - 52
4-4	非常用飲料水兼用貯水槽（100 m ³ 水槽）設置状況一覧表	資料 - 53
4-5	公共施設受水槽緊急遮断弁設置一覧表	資料 - 53
4-6	学校プール設置状況一覧表	資料 - 54

5 緊急輸送・交通

5-1	市保有車両一覧表	資料 - 55
5-2	避難生活施設ヘリサイン表示施設一覧表	資料 - 56

5-3	緊急輸送道路網図	資料 - 58
6	協定	
6-1	災害時における各種協定一覧	資料 - 59
7	条例・要綱・規則等	
7-1	大和市防災会議条例	資料 - 69
7-2	大和市防災会議運営要領	資料 - 71
7-3	大和市防災会議委員名簿	資料 - 72
7-4	大和市災害対策本部条例	資料 - 73
7-5	大和市災害対策本部職員の任命に関する規則	資料 - 74
7-6	大和市災害対策本部要領	資料 - 76
7-7	大和市災害警戒本部設置要領	資料 - 89
7-8	大和市災害調整会議要領	資料 - 95
7-9	大和市防災行政無線局管理運用要領	資料 - 98
7-10	大和市防災行政無線運用基準	資料-101
7-11	大和市火災警報規則	資料-102
7-12	大和市自主防災組織育成指導規則	資料-103
7-13	大和市自主防災組織結成時防災資機材助成要綱	資料-105
7-14	大和市自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱	資料-106
7-15	大和市自主防災組織資機材倉庫用地の確保に関する要綱	資料-111
7-16	大和市自主防災組織表彰運用基準	資料-113
7-17	大和市防災協力農地登録制度要綱	資料-114
8	災害危険・対象物等	
8-1	河川水位観測所	資料 - 118
8-2	土砂災害（特別）警戒区域一覧	資料 - 119
8-3	危険物施設一覧表	資料 - 120
8-4	公共建築物耐震補強工事实施一覧表	資料 - 121
8-5	水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設	資料 - 122
9	その他	
9-1	自主防災組織編成状況表	資料 - 124
9-2	防火地域、準防火地域内の建築規制	資料 - 124
9-3	ブロック塀等の倒壊防止	資料 - 125
9-4	災害救助法による災害救助基準	資料 - 129
9-5	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付	資料 - 135
9-6	被災者生活再建支援金	資料 - 137
9-7	大和市の災害記録	資料 - 138

1-1 県内市町村

令和5年4月1日現在

市町村名	室 課 名	N T T 番号	夜間、休日の 連絡先	県防災通信網	郵便番号/住所
横 浜 市	総務局 危機管理室 危機管理課	TEL 045-671-2171 FAX 045-641-1677		2010 2011 3010	231-0005 横浜市中区本町6丁目50 番地の10
	総務局 危機管理室 緊急対策課	TEL 045-671-2064 FAX 045-641-1677			
	総務局 危機管理室 防災企画課	TEL 045-671-4096 FAX 045-641-1677			
	総務局 危機管理室 地域防災課	TEL 045-671-3456 FAX 045-641-1677			
川 崎 市	危機管理本部 危機管理部	TEL 044-200-2794 FAX 044-200-3972		3022	210-8577 川崎市川崎区宮本町1番
	危機管理本部 危機対策部	TEL 044-200-2794 FAX 044-200-3972			
相 模 原 市	危機管理局 危機管理課	TEL 042-769-8208 FAX 042-769-8326		3030 3033	252-0239 相模原市中央区中央二丁 目2番15号
	危機管理局 緊急対策課	TEL 042-707-7044 FAX 042-769-8326			
横 須 賀 市	市長室 危機管理課	TEL 046-822-8357 FAX 046-827-3151		2040 3040	238-8550 横須賀市小川町11番地
平 塚 市	市長室 危機管理課	TEL 0463-21-9863 FAX 0463-23-9467		2050 3050	254-8686 平塚市浅間町9番1号
	市長室 災害対策課	TEL 0463-21-9734 FAX 0463-21-1525			
鎌 倉 市	市民防災部 総合防災課	TEL 0467-23-3000(代) FAX 0467-23-3373		2060 3060	248-8686 鎌倉市御成町18番10号
藤 沢 市	防災安全部 危機管理課	TEL 0466-25-1111(代) FAX 0466-50-8401		2070 3070	251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

小田原市	防災部 防災対策課	TEL 0465-33-1855 FAX 0465-33-1858		3080 3082	250-8555 小田原市荻窪 300 番地
茅ヶ崎市	くらし安心部 防災対策課	TEL 0467-81-7127 FAX 0467-82-1540		2090 3090	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
逗子市	経営企画部 防災安全課	TEL 046-873-1111 FAX 046-873-4520		2100 3100	249-8686 逗子市逗子五丁目 2 番 16 号
三浦市	防災危機対策室	TEL 046-882-1111(代) FAX 046-864-1166		2110 3110	238-1111 三浦市初声町下宮田五丁 目 11
秦野市	くらし安心部 防災課	TEL 0463-82-9621 FAX 0463-82-6793		3120 3122	257-8501 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号
厚木市	市長室 危機管理課	TEL 046-225-2190 FAX 046-223-0173		3130 3132	243-8511 厚木市中町三丁目 17 番 17 号
大和市	市長室 危機管理課	TEL 046-260-5777 FAX 046-261-4592		2140 3140	242-8601 大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号
伊勢原市	企画部 危機管理課	TEL 0463-94-4865 FAX 0463-95-7613		2150 3150	259-1188 伊勢原市田中 348 番地
海老名市	市長室 危機管理課	TEL 046-235-4790 FAX 046-231-2343		2160 3160	243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
座間市	くらし安全部 危機管理課	TEL 046-252-7395 FAX 046-252-7773		3170 3172	252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号
南足柄市	総務防災部 防災安全課	TEL 0465-73-8055 FAX 0465-72-1328		3180 3182	250-0192 南足柄市関本 440 番地
綾瀬市	市長室 危機管理課	TEL 0467-70-5641 FAX 0467-70-5701		3190 3192	252-1192 綾瀬市早川 550 番地
葉山町	総務部 防災安全課	TEL 046-876-1111(代) FAX 046-876-1717		3200 3202	240-0192 葉山町堀内 2135 番地

市町村名	室 課 名	N T T 番号	夜間、休日の 連絡先	県防災通信網	郵便番号/住所
寒 川 町	町民部 町民安全課	TEL 0467-74-1111(代) FAX 0467-74-2833		3210 3212	253-0196 寒川町宮山 165 番地
大 磯 町	政策総務部 危機管理課	TEL 0463-61-4100(代) FAX 0463-61-1991		3220 3222	255-8555 大磯町東小磯 183 番地
二 宮 町	総務部 防災安全課	TEL 0463-71-3319 FAX 0463-73-0134		3230 3232	259-0196 二宮町二宮 961 番地
中 井 町	地域防災課	TEL 0465-81-1110 FAX 0465-81-1443		3240 3242	259-0197 中井町比奈窪 56 番地
大 井 町	防災安全課	TEL 0465-85-5002 FAX 0465-82-9965		3250 3252	258-8501 大井町金子 1995 番地
松 田 町	総務課 安全防災担当室	TEL 0465-84-5540 FAX 0465-83-1229		3260	258-8585 松田町松田惣領 2037 番地
山 北 町	地域防災課	TEL 0465-75-3643 FAX 0465-75-3660		3270 3272	258-0195 山北町山北 1301 番地の 4
開 成 町	防災安全課	TEL 0465-84-0326 FAX 0465-82-5234		3280	258-8502 開成町延沢 773 番地
箱 根 町	総務部 総務防災課	TEL 0460-85-9561 FAX 0460-85-7577		2291 3290	250-0398 箱根町湯本 256 番地
真 鶴 町	総務防災課	TEL 0465-68-1131(代) FAX 0465-68-5119		3300 3302	259-0202 真鶴町岩 244 番地の 1
湯 河 原 町	地域政策課	TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-62-1991		3310 3312	259-0392 湯河原中央二丁目 2 番 1 号
愛 川 町	危機管理室	TEL 046-285-2111 FAX 046-285-4091		2320	243-0301 愛川町角田 286 番地の 1
清 川 村	総務課	TEL 046-288-1212 FAX 046-288-1767		3330 3332	243-0195 清川村煤ヶ谷 2216 番地

1-2 県内消防機関

令和5年4月1日現在

称名	NTT番号	夜間、休日の連絡先	県防災通信網	郵便番号/住所
横浜市消防局	TEL 045-332-1351 FAX 045-331-5221		2012 3011	240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9
川崎市消防局	TEL 044-223-1199 FAX 044-223-2654		2020 3023	210-8565 川崎市川崎区南町 20-7
相模原市消防局	TEL 042-751-9111 FAX 042-751-9284		3034 3032	252-0239 相模原市中央区中央 2-2-15
横須賀市消防局	TEL 046-822-0199 FAX 046-823-3920		2042 3041	238-8550 横須賀市小川町 11
平塚市消防本部	TEL 0463-21-3240 FAX 0463-24-0119		2051 3051	254-8686 平塚市浅間町 9-1
鎌倉市消防本部	TEL 0467-44-0119 FAX 0467-44-6665		2062 3061	247-0056 鎌倉市大船 3-5-10
藤沢市消防本部	TEL 0466-22-8182 FAX 0466-22-8184		2072 3071	251-8601 藤沢市朝日町 1-1
小田原市消防本部	TEL 0465-49-4410 FAX 0465-49-2591		2080 3083	256-0813 小田原市前川 183-18
茅ヶ崎市消防本部	TEL 0467-85-9945 FAX 0467-85-1112		2092 3091	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
逗子市消防本部	TEL 046-871-0119 FAX 046-872-4330		2102 3346	249-0005 逗子市桜山 2-3-31
秦野市消防本部	TEL 0463-81-0119 FAX 0463-83-0022		2120 3123	257-0031 秦野市曾屋 757
厚木市消防本部	TEL 046-221-2331 FAX 046-223-8251		2130 3133	243-0003 厚木市寿町 3-4-10
大和市消防本部	TEL 046-261-1119 FAX 046-264-8327		2145 3141	242-0018 大和市深見西 4-4-6
伊勢原市消防本部	TEL 0463-95-2119 FAX 0463-97-2158		2152 3151	259-1131 伊勢原市伊勢原 3-32-20
海老名市消防本部	TEL 046-231-0355 FAX 046-234-7541		2162 3163	243-0411 海老名市大谷 816
座間市消防本部	TEL 046-256-2211 FAX 046-256-2215		2170 3173	252-0011 座間市相武台 1-48-1
綾瀬市消防本部	TEL 0467-76-0119 FAX 0467-77-9200		2190 3193	252-1107 綾瀬市深谷中 1-4-30
葉山町消防本部	TEL 046-876-0119 FAX 046-876-1263		2200 3203	240-0112 三浦郡葉山町堀内 2050-10
大磯町消防本部	TEL 0463-61-0911 FAX 0463-61-7412		2220 3223	255-0003 中郡大磯町大磯 1075
二宮町消防本部	TEL 0463-72-0015 FAX 0463-72-0117		2230 3233	259-0131 中郡二宮町中里 711-1
箱根町消防本部	TEL 0460-82-4511 FAX 0460-87-0911		2292 3291	250-0404 足柄下郡箱根町宮ノ下 467-1
湯河原町消防本部	TEL 0465-60-0119 FAX 0465-63-7669		2310 3313	259-0303 足柄下郡湯河原町土肥 1-5-22
愛川町消防本部	TEL 046-285-3131 FAX 046-285-9119		2322	243-0301 愛甲郡愛川町角田 286-1

1-3 県 機 関

1 防災主管課

令和5年4月1日現在

局 名	室 課 名	グループ名	電話番号 F A X 番号	夜間、休日の 連絡先	防災行政 通信網	住 所	
くらし安全 防災局	総務室	総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829			231-8588 横浜市中区 日本大通 1	
		企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829				
		情報通信グループ	045-210-3441 045-210-8829		3422 3423 3424		
	危機管理 防災課	調整グループ	045-210-3425 045-210-8829		3425 3579		
		応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829		3427 3581		
		訓練指導グループ	045-210-3433 045-210-8829		3428 3582		
		計画グループ	045-210-5945 045-210-8829		3426 3580		
	消防保安課	企画グループ	045-210-3444 045-210-8829		3429 3583		
		消防グループ	045-210-3436 045-210-8829		3430 3584		
		L P ガス・火薬・ 電気グループ	045-210-3475 045-210-8830				
		高圧ガス・コンビナ -トグループ	045-210-3479 045-210-8830				
	総合防災セ ンター	防災企画課	046-227-0001 046-227-0027		3643 3743		243-0026 神奈川県厚木 市下津古久 280
	休日・夜間の 気象予報	当直員	045-201-6409		3400 3401 3501 3502		231-8588 横浜市中区 日本大通 1

2 関係機関

令和5年4月1日現在

名 称	部 課 名	電 話	夜間、休日 の連絡先	防災行政 通信網	住 所
厚木保健福祉事務所 大和センター	管理 企画課	261-2948		2638 3754	242-0021 大和市中央一丁目5番26号
厚木土木事務所 東部センター	管理 契約課	0467- 79-2800		2607 3731	252-1133 綾瀬市寺尾本町一丁目11番3号
県央地域県政総合 センター	総務部 県民・防 災課	046- 224-1111		3607 3608 3609	243-0004 厚木市水引二丁目3番1号
企業庁大和水道営業 所	管理・ 料金課	261-3256		2650	242-0005 大和市西鶴間三丁目12番18号
教育局県央教育事務 所	職員課	046- 296-7545			243-0004 厚木市水引二丁目3番1号

3 警察署

令和5年4月1日現在

名 称	課 名	電 話	夜間、休日 の連絡先	住 所
大 和 警 察 署	警 備 課	261-0110		242-0021 大和市中央五丁目15番4号

1-4 指定地方行政機関

令和5年4月1日現在

機 関 名	課 名	電 話	夜間、休日の連絡先	住 所
関東農政局神奈川県拠点	地方参事官室	045-211-0584		231-0003 横浜市中区北仲通 五丁目57番
横浜国道事務所厚木出張所		046-221-0004		243-0032 厚木市恩名一丁目6 番50号
横浜地方气象台		045-621-1999		231-0862 横浜市中区山手99 番地

1-5 指定公共機関

令和5年4月1日現在

機 関 名	課 名	電 話	住 所
日本郵便(株)大和郵便局	総務部	261-0001	242-0018 大和市深見西三丁目1番29号
東日本電信電話(株) 神奈川事業部	災害対策室	045-212-8945	231-0023 横浜市中区山下町198番地
東京電力パワーグリッド (株)相模原支社	企画総括グループ	0120-995-007	相模原市中央区千代田六丁目 12番25号
日本赤十字社神奈川県支部	事業部救護課	045-681-2123	231-8536 横浜市中区山下町70番地の7
東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店	共創推進グループ	042-766-3071	252-0303 相模原市南区相模大野5丁目8 番18号

1-6 指定地方公共機関

令和5年4月1日現在

機 関 名	電 話	住 所
神奈川中央交通東(株)大和営業所	274-3239	大和市下鶴間 2775 番地 1
相鉄バス(株)綾瀬営業所	0467-78-5681	綾瀬市小園 847 番地
小田急電鉄(株)大和駅	261-1363	大和市大和南一丁目 1 番 1 号
相模鉄道(株)大和駅	261-2162	大和市中心二丁目 1 番 1 号
東京急行電鉄(株)長津田駅	045-981-0476	横浜市緑区長津田四丁目 1 番 1 号
(公社)大和市医師会	263-3171	大和市鶴間一丁目 28 番 5 号
(一社)大和歯科医師会	263-0681	大和市深見西二丁目 1 番 25 号
(公社)大和綾瀬薬剤師会	272-6010	大和市中心林間 3 丁目 11 番 18 号 雙葉薬局内
(一社)神奈川県トラック協会県央 SC	281-7704	厚木市長沼 235 番地

1-7 関係機関

令和5年4月1日現在

機 関 名	電 話	住 所
さがみ農業協同組合大和支店	261-5121	大和市中心五丁目 1 番 9 号
大和商工会議所	263-9111	大和市中心五丁目 1 番 4 号
(一社)大和建设業協会	261-9357	大和市中心五丁目 1 番 4 号
大和市電設協会	261-0650	大和市中心五丁目 1 番 4 号
大和市管工事協同組合	262-1130	大和市西鶴間三丁目 12 番 11 号
大和市危険物安全協会	274-0022	大和市下鶴間 2123 番地
神奈川県石油業協同組合 高座支部大和部会	0467-70-81 48	綾瀬市寺尾台一丁目 1 番 2 号 笠間第一ビル 3F
(学)大和学園聖セシリア	274-3234	大和市南林間三丁目 10 番 1 号
(学)柏木学園	260-9011	大和市深見西四丁目 4 番 22 号
大和ラジオ放送(株)	264-5061	大和市大和南一丁目 8 番 1 号 YAMATO 文化森 203
大和市リサイクル事業協同組合	269-9905	大和市柳橋五丁目 13 番 9 号
(公社)神奈川県産業資源循環協会	045-681-29 89	横浜市中区山下町
大和市環境事業協同組合	264-2033	大和市中心五丁目 1 番 4 号

2-1 災害活動処理票

災害活動処理票		処理番号
受信日時	年 月 日 時 分	
受信者	所属	<input type="checkbox"/> 本部（情報処理担当） <input type="checkbox"/> 市長室 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 文化スポーツ部 <input type="checkbox"/> 市民経済部 <input type="checkbox"/> 環境施設農政部 <input type="checkbox"/> 健康福祉部 <input type="checkbox"/> こども部 <input type="checkbox"/> 協力部 <input type="checkbox"/> 街づくり施設部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 消防部 <input type="checkbox"/> 病院部 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	氏名	
通報者	住所	
	氏名	
	電話	
災害発生場所		地図（ゼンリン・明細）
目 標		
被害種別	1 建物（火災・損壊） 2 道路（冠水・損壊） 3 宅地内雨水流入 4 床上・下浸水 5 倒木 6 崖崩れ 7 その他（ ）	
災害状況		
担当班	<input type="checkbox"/> 本部（情報処理担当） <input type="checkbox"/> 市長室 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 文化スポーツ部 <input type="checkbox"/> 市民経済部 <input type="checkbox"/> 環境施設農政部 <input type="checkbox"/> 健康福祉部 <input type="checkbox"/> こども部 <input type="checkbox"/> 協力部 <input type="checkbox"/> 街づくり施設部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 消防部 <input type="checkbox"/> 病院部 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
活動班	責任者	時 分
	電話無線	出 動
指示事項		
活動報告		
	業務終了	時 分

2-2 気象情報の受伝達（横浜地方気象台）

(1) 警報・注意報発表例文

令和 年 月 日 時 分	横浜地方気象台発表
「横浜・川崎」	大雨，洪水警報 雷注意報
「湘南」	大雨・雷・洪水注意報
「三浦半島」	大雨・洪水警報 雷注意報
「相模原」	大雨・雷・洪水注意報
「県央」	大雨・雷・洪水注意報
「足柄上」	大雨・雷・洪水注意報
「西湘」	大雨・雷・洪水注意報
((横浜・川崎と三浦半島では今夜遅くにかけて、3時間で80ミリ、総雨量200ミリの激しい雷雨のおそれがあります。土砂災害と浸水に厳重に警戒してください。))	
横浜・川崎	[発表] 大雨，洪水警報 [継続] 雷注意報 [解除] 強風、波浪注意報
特記事項	土砂災害、浸水注意
洪水	〇〇日明け方まで
雨	〇〇日24時まで ピークは21時頃
付加事項	3時間最大雨量 80ミリ 24時間最大雨量 200ミリ 氾濫、落雷、突風
湘南	[継続] 大雨，雷，洪水注意報
特記事項	〇〇日宵のうちには大雨警報の可能性が高い 浸水注意
雨	〇〇日宵のうちには洪水警報の可能性が高い 〇〇日24時まで ピークは24時頃
付加事項	3時間最大雨量 80ミリ 24時間最大雨量 200ミリ 氾濫、落雷、突風
三浦半島	[発表] 大雨，洪水警報 [継続] 雷注意報
特記事項	土砂災害、浸水注意
洪水	〇〇日明け方まで
雨	〇〇日24時まで ピークは21時頃
付加事項	3時間最大雨量 80ミリ 24時間最大雨量 200ミリ 氾濫、落雷、突風
相模原	[警報から注意報] 大雨，洪水注意報 [継続] 雷注意報
特記事項	浸水注意
雨	〇〇日24時まで ピークは21時頃
付加事項	3時間最大雨量 50ミリ 24時間最大雨量 120ミリ
県央	[継続] 大雨，雷，洪水注意報
雨	〇〇日24時まで ピークは21時頃
足柄上	[継続] 大雨，雷，洪水注意報
雨	〇〇日24時まで ピークは21時頃
付加事項	1時間最大雨量 30ミリ 24時間最大雨量 120ミリ 落雷、突風
西湘	[継続] 大雨，雷，洪水注意報
雨	〇〇日24時まで ピークは21時頃

(2) 台風情報発表用紙

発表例文

令和 年 台風第 号に関する神奈川県気象情報 第 号（発表）

20XX 年 月 日 時 分 横浜地方気象台

（見出し）

台風第〇号は、〇〇日未明から明け方にかけて神奈川県に最も接近する見込みです。神奈川県では、1時間に〇〇ミリ以上の非常に激しい雨が降るおそれがあります。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水・はん濫、高波に警戒してください。

（本文）

〔台風の現況と予想〕

台風第〇号は、〇〇日〇時には水俣市の西約〇〇キロにあって、1時間におよそ〇〇キロの速さで東へ進んでいます。中心の気圧は〇〇〇ヘクトパスカル、最大風速は〇〇メートル、最大瞬間風速は〇〇メートルで中心の南東側〇〇〇キロ以内と北西側〇〇〇キロ以内では風速〇〇メートル以上の強い風が吹いています。台風第〇号は、〇〇日未明から朝にかけて神奈川県に最も接近する見込みです。

〔防災事項〕

<大雨・雷>

神奈川県では、〇〇日夜遅くから〇〇日明け方にかけて、雷を伴った1時間に〇〇ミリ以上の非常に激しい雨が降るおそれがあります。〇〇日の24時間までの予想される雨量は、多い所で〇〇〇ミリの見込みです。土砂災害や低い土地及び地下施設への浸水、河川の増水・はん濫に警戒してください。

また、落雷や竜巻などの激しい突風にも注意が必要です。発達した積乱雲の近づく兆しのある場合は、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

<強風・高波>

神奈川県では、台風の接近に伴い、〇〇日夕方から強い風が吹き、海上では、〇〇日未明から朝にかけて大しけとなる見込みです。

〇〇日にかけて予想される最大風速（最大瞬間風速）は、陸上 〇〇メートル（〇〇メートル）海上 〇〇メートル（〇〇メートル）の見込みです。

〇〇日にかけて予想される波の高さは、

相模湾 〇〇メートル

東京湾（三浦半島） 〇〇メートル

東京湾（横浜・川崎） 〇〇メートルの見込みです。

高波に警戒し、強風に注意してください。

〔補足事項〕

今後の台風情報や地元気象台の発表する警報や注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。次の「令和〇〇年 台風第〇号に関する神奈川県気象情報」は〇日〇時頃に発表する予定です。

(3) 記録的短時間大雨情報発表用紙

神奈川県記録的短時間大雨情報 基準 100 mm/h 以上

発表例文

神奈川県記録的短時間大雨情報	第	号	
令和	年	月	日
	時	分	横浜地方気象台発表
〇〇時〇〇分神奈川県で記録的短時間大雨			
〇〇市で 100 ミリ			
〇〇市付近で 110 ミリ			
〇〇市付近で 120 ミリ以上			

2-4 市防災行政無線（固定系）設置場所一覧表

親局（ぼうさいやまと 62.825MHz 2W）

No.	区分	設置場所	住所
99	送信受信所	市役所本庁舎防災無線室	下鶴間一丁目1番1号
	通信所	消防本部指令課	深見西四丁目4番6号
100	割込子局	放送スタジオ	大和南一丁目8番1号

子局

No.	設置場所	所在地	備考
1	公所公園	下鶴間 24 番 1	
2	つきみ野 2 号公園	つきみ野八丁目 11 番	
3	公所ロータリー	下鶴間 466 番地	
4	つきみ野 3 号公園	つきみ野七丁目 14 番	
5	下鶴間歩行者専用路	下鶴間 1519 番地	
6	北大和小学校北側	下鶴間 662 番地 8	
7	中央林間幼稚園	中央林間六丁目 7 番 13 号	
8	つきみ野 1 号公園	つきみ五丁目 6 番	
9	つきみ野中学校	つきみ野三丁目 5 番地 1	
10	柿の木通り公園	中央林間四丁目 4335 番 50	
11	つきみ野 4 号公園	つきみ三丁目 16 番	
12	山谷自治会館	下鶴間 2170 番地 11	
13	鶴林寺	下鶴間 1938 番地 1	
14	特別支援教育センター アンダンテ	林間二丁目 6 番 18 号	
15	林間小学校	林間一丁目 5 番 18 号	
16	鶴間中学校	下鶴間 3016 番地	
17	山王原自治会館	下鶴間 2945 番地 1	
18	北部浄化センター	下鶴間 2698 番地	
19	保健福祉センター	鶴間一丁目 31 番 7 号	
20	八雲神社 境内	深見 481 番地 2	
21	大和自動車学校北側	深見西四丁目 552 番地 11	
22	大和東小学校西側	深見 2025 番地 3	
23	深見台保育園	深見台四丁目 10 番 25 号	
24	大和東公園	大和東二丁目 1064 番 5	
25	大和駅北側片山ビル	大和東一丁目 2 番 1 号	
26	中央林間五丁目公園	中央林間五丁目 4408 番 1	
27	相模カントリー倶楽部	中央林間西七丁目 1 番 1 号	アンサーバック子局（50mW）

28	中央林間2号児童遊園	中央林間一丁目 4305 番 56	
29	緑野小学校	中央林間西五丁目 3 番 1 号	
30	南林間小学校	南林間九丁目 3 番 2 号	
31	南林間中央公園	南林間二丁目 3346 番 8	
32	りそな銀行鶴間支店	西鶴間一丁目 3 番 5 号	
33	西鶴間一丁目公園	西鶴間一丁目 3213 番 7	
34	南林間1号公園	南林間六丁目 3391 番 4	
35	西鶴間小学校	西鶴間二丁目 25 番 43 号	
36	下鶴間ちびっこ広場	西鶴間七丁目 3607 番 2	
37	慰霊塔公園	西鶴間四丁目 3142 番 3	
38	子安1号公園北側道路	上草柳九丁目 1598 番地	
39	大野1号公園	上草柳六丁目 421 番 1	
40	泉の森	上草柳 588 番	アンサーバック子局 (100mW)
41	文ヶ岡ちびっこ広場	上草柳 195 番 2	
42	文ヶ岡小学校	桜森三丁目 16 番 31 号	
43	大和スポーツセンター	上草一丁目 1 番 1 号	
44	大東公園	上草柳二丁目 540 番 4	
45	相模大塚駅北側広場	桜森三丁目 150 番地 1	
46	深見小学校	深見台二丁目 9 番 1 号	
47	光丘中学校	大和南二丁目 11 番 1 号	
48	中部浄化センター北側	深見 3815 番地 1	
49	青木工務店	福田 5696 番地 1	
50	新道1号公園	上和田 451 番	
51	桜丘小学校	上和田 832 番地	
52	宮久保1号公園	上和田 1251 番	
53	上和田左馬神社南側農地	上和田 1079 番地 1	
54	桜丘連絡所	福田 5511 番地 5	
55	宮久保公園	上和田 2150 番 2	
56	親和公園	上和田 1827 番 20	
57	大和南高校	上和田 2557 番地	
58	上和田小学校	上和田 2699 番地 1	
59	上和田東児童館	上和田 2897 番地	
60	下和田左馬神社	下和田 1110 番地	
61	渋谷小学校	渋谷七丁目 10 番地	
62	渋谷中学校	下和田 49 番地	
63	いちょう団地57号棟前	下和田 434 番地 1	アンサーバック子局 (2W)
64	いちょう団地入り口北側	下和田 812 番地 2	

65	桜森いこな一ど際	桜森一丁目 110 番 1	
66	山神社	中央 5 五丁目 6 番 3 号	
67	やまと公園	中央一丁目 500 番 1	
68	横浜銀行大和総合グラウンド	草柳一丁目 22 番地	アンサーバック子局 (100mW)
69	草柳保育園	中央六丁目 8 番 27 号	
70	柳橋小学校	柳橋一丁目 17 番 6 号	
71	公園管理事務所	柳橋四丁目 5000 番地	
72	青葉公園	柳橋三丁目 31 番地	
73	猪山公園	柳橋五丁目 12 番 1 号	
74	桜丘学習センター	福田一丁目 30 番 1 号	
75	御嶽山公園	福田七丁目 38 番 1 号	
76	福田小学校	福田五丁目 22 番 1 号	
77	代官二丁目公園	代官二丁目 3 番	
78	田中 1 号公園	代官一丁目 20 番 2 号	
79	代官四丁目公園	代官四丁目 8 番	
80	札の辻 2 号公園	渋谷二丁目 1 9 番	
81	大和ゆとりの森東側	福田 4088 番地 1	
82	神明神社	福田 528 番地	
83	渋谷 3 号公園	渋谷五丁目 35 番地	
84	コミセン下福田会館	福田 611 番地 1	
85	大和みどりが丘幼稚園駐車場北側	福田 1754 番地	
86	下福田野球場	福田 89 番地	アンサーバック子局 (500mW)
87	タンポポ公園北側農地	福田 1673 番地 4	
88	蓮慶寺	福田 1283 番地 1	
89	下福田中学校	福田 1569 番地	

2-5 MCA無線設置場所一覧表

無線名称	形態	設置場所	番号
災対本部 1	指令局	大和市役所	100
災対本部 2	携帯局	大和市役所	101
北部拠点 1	半固定局	大和市役所	120
中部拠点 1	半固定局	大和市役所	130
南部拠点 1	半固定局	大和市役所	140
情報本部	半固定局	大和市役所	150
特定本部 1	半固定局	大和市役所	160
FM 本部	半固定局	大和市役所	177
駅本部	半固定局	大和市役所	170
北部拠点 2	半固定局	市民交流拠点 ポラリス	200
つきみ野学習	半固定局	つきみ野学習 センター	201
北部持出 1	携帯局	市民交流拠点 ポラリス	202
北部持出 2	携帯局	市民交流拠点 ポラリス	203
緑野小	半固定局	緑野小学校	210
中央林間小	半固定局	中央林間小学 校	211
北大和小	半固定局	北大和小学校	212
南林間小	半固定局	南林間小学校	213
林間小	半固定局	林間小学校	214
西鶴間小	半固定局	西鶴間小学校	215
つきみ野中	半固定局	つきみ野中学 校	216
南林間中	半固定局	南林間中学校	217
鶴間中	半固定局	鶴間中学校	218
大和高校	半固定局	大和高校	219
大和西高校	半固定局	大和西高校	220

無線名称	形態	設置場所	番号
聖セシリア	半固定局	聖セシリア	221
中部拠点 2	半固定局	大和スポーツセンター	300
生涯学習	半固定局	生涯学習センター	301
中部持出 1	携帯局	大和スポーツセンター	302
中部持出 2	携帯局	大和スポーツセンター	303
大和小	半固定局	大和小学校	310
大野原小	半固定局	大野原小学校	311
文ヶ岡小	半固定局	文ヶ岡小学校	312
草柳小	半固定局	草柳小学校	313
大和東小	半固定局	大和東小学校	314
深見小	半固定局	深見小学校	315
大和中	半固定局	大和中学校	316
光丘中	半固定局	光丘中学校	317
大和東高校	半固定局	大和東高校	318
南部拠点 2	半固定局	大和ゆとりの森仲良し プラザ	400
桜丘学習	半固定局	桜丘学習センター	401
渋谷学習	半固定局	渋谷学習センター	402
南部持出 1	携帯局	大和ゆとりの森仲良し プラザ	403
南部持出 2	携帯局	大和ゆとりの森仲良し プラザ	404
柳橋小	半固定局	柳橋小学校	410
引地台小	半固定局	引地台小学校	411
桜丘小	半固定局	桜丘小学校	412
福田小	半固定局	福田小学校	413
下福田小	半固定局	下福田小学校	414

無線名称	形態	設置場所	番号
上和田小	半固定局	上和田小学校	415
渋谷小	半固定局	渋谷小学校	416
引地台中	半固定局	引地台中学校	417
上和田中	半固定局	上和田中学校	418
渋谷中	半固定局	渋谷中学校	419
下福田中	半固定局	下福田中学校	420
大和南高校	半固定局	大和南高校	421
情報 1	携帯局	大和市役所	500
情報 2	携帯局	大和市役所	501
情報 3	携帯局	大和市役所	502
情報 4	携帯局	大和市役所	503
情報 5	携帯局	大和市役所	504
情報 6	携帯局	大和市役所	505
情報 7	携帯局	大和市役所	506
情報 8	携帯局	大和市役所	507
情報 9	携帯局	大和市役所	508
情報 1 0	携帯局	大和市役所	509
情報 1 1	携帯局	大和市役所	510
情報 1 2	携帯局	大和市役所	511
情報 1 3	携帯局	大和市役所	512
情報 1 4	携帯局	大和市役所	513

無線名称	形態	設置場所	番号
特定本部 2	半固定局	保健福祉センター	600
特定 1 1	半固定局	保健福祉センター	601
特定 1	半固定局	大和市役所	610
特定 2	半固定局	大和市役所	611
特定 3	半固定局	大和市役所	612
特定 4	半固定局	大和市役所	613
特定 5	半固定局	大和市役所	614
特定 6	半固定局	大和市役所	615
特定 7	半固定局	大和市役所	616
特定 8	半固定局	大和市役所	617
特定 9	半固定局	大和警察署	618
特定 1 0	半固定局	特別支援教育センター アンダンテ	619
駅 1	携帯局	長津田駅（東急）	700
駅 2	携帯局	大和駅（小田急）	701
駅 3	携帯局	大和駅（相鉄）	702
FM やまと	半固定局	FM やまと	777
環境管理	半固定局	環境管理センター	753
公園管理	半固定局	公園管理事務所	750
水質管理 1	半固定局	北部浄化センター	732
水質管理 2	半固定局	中部浄化センター	733
市立病院	半固定局	大和市立病院	799

2-6 280MHz 戸別受信機（防災ラジオ）設置場所一覧表

番号	設置場所	番号	設置場所
1-01	北大和小学校（避難生活施設用）	1-31	大和東高等学校（避難生活施設用）
1-02	林間小学校（避難生活施設用）	1-32	大和西高等学校（避難生活施設用）
1-03	大和小学校（避難生活施設用）	1-33	大和学園聖セシリア（避難生活施設用）
1-04	草柳小学校（避難生活施設用）	2-01	保健福祉センター
1-05	深見小学校（避難生活施設用）	2-02	勤労福祉会館
1-06	桜丘小学校（避難生活施設用）	2-03	障害福祉センター松風園
1-07	渋谷小学校（避難生活施設用）	2-04	コミュニティセンター公所会館
1-08	西鶴間小学校（避難生活施設用）	2-05	コミュニティセンター中央林間会館
1-09	緑野小学校（避難生活施設用）	2-06	コミュニティセンター緑野会館
1-10	上和田小学校（避難生活施設用）	2-07	コミュニティセンター下鶴間会館
1-11	柳橋小学校（避難生活施設用）	2-08	コミュニティセンター南林間会館
1-12	南林間小学校（避難生活施設用）	2-09	コミュニティセンター鶴間会館
1-13	福田小学校（避難生活施設用）	2-10	コミュニティセンター西鶴間会館
1-14	大野原小学校（避難生活施設用）	2-11	コミュニティセンター深見北会館
1-15	下福田小学校（避難生活施設用）	2-12	コミュニティセンター上草柳会館
1-16	大和東小学校（避難生活施設用）	2-13	コミュニティセンター深見中会館
1-17	文ヶ岡小学校（避難生活施設用）	2-14	コミュニティセンター桜森会館
1-18	中央林間小学校（避難生活施設用）	2-15	コミュニティセンター草柳会館
1-19	引地台小学校（避難生活施設用）	2-16	コミュニティセンター深見南会館
1-20	大和中学校（避難生活施設用）	2-17	コミュニティセンター下草柳会館
1-21	光丘中学校（避難生活施設用）	2-18	コミュニティセンター柳橋会館
1-22	渋谷中学校（避難生活施設用）	2-19	コミュニティセンター桜丘会館
1-23	つきみ野中学校（避難生活施設用）	2-20	コミュニティセンター福田会館
1-24	鶴間中学校（避難生活施設用）	2-21	コミュニティセンター上和田会館
1-25	引地台中学校（避難生活施設用）	2-22	コミュニティセンター下和田会館
1-26	上和田中学校（避難生活施設用）	2-23	コミュニティセンター下福田会館
1-27	南林間中学校（避難生活施設用）	2-24 ～ 2-218	福祉施設に貸与
1-28	下福田中学校（避難生活施設用）		
1-29	大和高等学校（避難生活施設用）		
1-30	大和南高等学校（避難生活施設用）		

番号	設置場所	番号	設置場所
3-01	北大和小学校	3-31	大和東高等学校
3-02	林間小学校	3-32	大和西高等学校
3-03	大和小学校	3-33	大和学園聖セシリア
3-04	草柳小学校	3-34	学校法人柏木学園高等学校
3-05	深見小学校	4-1 ～ 4-139	児童施設に貸与
3-06	桜丘小学校		
3-07	渋谷小学校		
3-08	西鶴間小学校		
3-09	緑野小学校	5-01	大和市役所守衛室
3-10	上和田小学校	5-02	大和市立病院
3-11	柳橋小学校	5-03	大和スポーツセンター
3-12	南林間小学校	5-04	図書館
3-13	福田小学校	5-05	渋谷分室
3-14	大野原小学校	5-06	環境管理センター
3-15	下福田小学校	5-07	北部浄化センター
3-16	大和東小学校	5-08	中部浄化センター
3-17	文ヶ岡小学校	5-09	北部学校給食共同調理場
3-18	中央林間小学校	5-10	中部学校給食共同調理場
3-19	引地台小学校	5-11	南部学校給食共同調理場
3-20	大和中学校	5-12	大和斎場
3-21	光丘中学校	5-13	大和市役所（副市長室内）
3-22	渋谷中学校	5-14	つきみ野学習センター
3-23	つきみ野中学校	5-15	特別支援教育センターアンダンテ
3-24	鶴間中学校	5-16	生涯学習センター
3-25	引地台中学校	5-17	渋谷学習センター
3-26	上和田中学校	5-18	桜丘学習センター
3-27	南林間中学校	5-19	大和市役所（市長室内）
3-28	下福田中学校	5-20	ゆとりの森仲良しプラザ
3-29	大和高等学校	5-21	引地台公園
3-30	大和南高等学校	5-22	大和ラジオ放送株式会社

番号	設置場所	番号	設置場所
5-23	地域医療センター	6-01 ～ 6-153	152台を自主防災会へ貸与 単位自主防災会：149台 連合自主防災会：3台
5-24	中部浄化センター		
5-25	小田急電鉄江ノ島線 中央林間駅		
5-26	小田急電鉄江ノ島線 南林間駅		
5-27	小田急電鉄江ノ島線 鶴間駅		
5-28	小田急電鉄江ノ島線 大和駅	8-1 ～ 8-67	協定団体に貸与
5-29	小田急電鉄江ノ島線 桜ヶ丘駅		
5-30	小田急電鉄江ノ島線 高座渋谷駅		
5-31	東急電鉄田園都市線 中央林間駅		
5-32	東急電鉄田園都市線 つきみ野駅	9-1	大和市役所無線室
5-33	相模鉄道本線 大和駅		
5-34	相模鉄道本線 相模大塚駅	9-2	危機管理課執務室

(注釈) 番号について

- | | | |
|-----------|---------------|---------|
| 1…避難生活施設用 | 4…児童館、幼稚園、保育園 | 8…協定団体 |
| 2…福祉避難所用 | 5…その他の公共施設用 | 9…モニター用 |
| 3…学校施設用 | 6…自主防災組織用 | |

様式第2号 市有建物被害調査票

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所属課	
-------	----------	-------	--	-----	--

区分 施設名	調査時刻 時	建物の被害状況			内部の状況		施設内の人的被害（有の場合第4号様式作成）		
		損壊の程度	傾き	窓・壁の破損	避難所等の 使用の可否	左の内容	死者	負傷者	措置
1		全・大・中・ 半・準・一部	1.有 2.無		可・一部可・不可		名	名	
2		全・大・中・ 半・準・一部	1.有 2.無		可・一部可・不可		名	名	
3		全・大・中・ 半・準・一部	1.有 2.無		可・一部可・不可		名	名	
4		全・大・中・ 半・準・一部	1.有 2.無		可・一部可・不可		名	名	
5		全・大・中・ 半・準・一部	1.有 2.無		可・一部可・不可		名	名	
6		全・大・中・ 半・準・一部	1.有 2.無		可・一部可・不可		名	名	

様式第3号 その他の被害状況調査票

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所属課	
-------	----------	-------	--	-----	--

被害種別	1. 田畑	2. 道路	3. 橋りょう
	4. ガス	5. 電話	6. がけ崩れ
	7. 電気	8. 水道	9. 防潮堤等
	10. その他 ()		

	被害種別	発生日時	発生場所	被害状況	復旧見積額
1		月時 日分	大和市		千円
2		月時 日分	大和市		千円
3		月時 日分	大和市		千円
4		月時 日分	大和市		千円
5		月時 日分	大和市		千円
6		月時 日分	大和市		千円

様式第4号 人的被害状況調査票

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所属課	
-------	----------	-------	--	-----	--

	発生日時	死傷の程度	性別	住所・氏名等	原因	収容先	応急手当の有無	備考
1	年 月 時 分	1. 死亡 2. 重症 3. 中等症 4. 軽症 5. 不明者	1. 男 2. 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1. 有 2. 無	
2	年 月 時 分	1. 死亡 2. 重症 3. 中等症 4. 軽症 5. 不明者	1. 男 2. 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1. 有 2. 無	
3	年 月 時 分	1. 死亡 2. 重症 3. 中等症 4. 軽症 5. 不明者	1. 男 2. 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1. 有 2. 無	
4	年 月 時 分	1. 死亡 2. 重症 3. 中等症 4. 軽症 5. 不明者	1. 男 2. 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1. 有 2. 無	
5	年 月 時 分	1. 死亡 2. 重症 3. 中等症 4. 軽症 5. 不明者	1. 男 2. 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1. 有 2. 無	

2-8 被害報告様式

様式1

〔第 報〕

人的・建物被害等〔災害発生〕報告
〔被害中間〕

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分	
発信機関		受信機関		
発信者名		受信者名		
内 容				
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
人 的 被 害	死 者	人		
	行方不明	人		
	負傷者	重 症	人	
		軽 症	人	
建 物 被 害	全 壊	棟	世帯 人	
	大規模半壊	棟	世帯 人	
	中規模半壊	棟	世帯 人	
	半 壊	棟	世帯 人	
	準半壊	棟	世帯 人	
	一部損壊	棟	世帯 人	
	公共建物	棟 ()		
火 災 発 生	り災世帯数	世 帯		
	り災者数	人		
	建 物	棟		
	危 険 物	件		
	そ の 他	件		
その他参考事項				

公共施設等被害〔災害発生〕
〔被害中間〕報告

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名	TEL	受信者名	
内 容			
被害区分	・文教施設 ・病院 ・道路 ・橋りょう ・河川 ・港湾、漁港 ・砂防 ・がけ崩れ ・清掃施設 ・鉄道施設 ・船舶 ・水道施設 ・電話施設 ・電力施設 ・ガス施設 ・その他（ ）		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域		
	区 間		
	管 理 者	(TEL)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の状況		
	復旧の 見 込		
	そ の 他 参 考 事 項		

確 定 報 告

市 町 村				区 分		被 害		
災 害 名				非被 住家 家害	公共建築	棟		
					その他	棟		
確 定 年 月 日	年 月 日			田 畑 被 害	畑	流出・埋設	ha	
						冠	ha	
報告者名		TEL		畑	畑	流出・埋設	ha	
区 分		被 害				冠	ha	
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他 被 害	文 教 施 設	箇所		
	行方不明	人			病 院	箇所		
	負 傷 者	重傷	人			箇 所		
		軽症	人			箇 所		
住 家 被 害	全 壊	棟			河 川	箇所		
		世			港 湾	箇所		
		人			砂 防	箇所		
	大規模 半壊	棟			清 掃 施 設	箇所		
		世			が け 崩 れ	箇所		
		人			鉄 道 不 通	箇所		
	中規模 半壊(床 上浸水1 ~1.8m)	棟			被 害 船 舶	隻		
		世			水 道	戸		
		人		電 話	回線			
	半 壊 (床上浸 水1m未 満)	棟		電 気	戸			
世			ガ ス	戸				
人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
準半壊	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	世		り 災 者 数	人				
	人		火 災 発 生	建 物	件			
	棟			危 険 物	件			
一部損 壊(床下 浸水)	世		そ の 他	件				
	人							

区 分		被 害		市 対 町 策 村 本 災 部 害	名称				
公立文教施設	千円				設置	月	日	時	分
農林水産業施設	千円				廃止	月	日	時	分
公立土木施設	千円								
その他の公共施設		千円							
小 計		千円							
そ の 他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人				
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難の勧告・指示の状況）								

避難状況・救護所開設状況〔速報中間〕報告

報告の時限	日 時 分現在		受信時刻	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名	TEL		受信者名				
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難指示の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			(指示、自主、解除) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(指示、自主、解除) 日 時 分			屋内 屋外	
			(指示、自主、解除) 日 時 分			屋内 屋外	
			(指示、自主、解除) 日 時 分			屋内 屋外	
			(指示、自主、解除) 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

2-9 被害の分類認定基準

(昭和43年6月14日付け総審115号参考)

被害状況を報告する際の人及び住家その他被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

- 1 人的被害については、次に掲げる区分によるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。

区 分	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1箇月以上の治療を要する見込みのものとする。
軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1箇月未満で治療できる見込みのものとする。

- 2 住家被害

区 分	認 定 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全 壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

一部破損	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び準半壊に至らないが、土砂竹木のた い積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住宅被害

区 分	認 定 基 準
非 住 宅	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとし る。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公 共 建 物	例えば役場庁舎・公民館・公立保育園等の公用又は公用の用に供する 建物とする。
そ の 他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。

4 その他の被害

区 分	認 定 基 準
田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流出、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び 幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、 橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連絡するために河川・運河等の上に架設された橋長2メートル 以上のものをいう。
河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河 川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護 岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護するこ とを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、 外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施 設とする。
砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第 3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条 の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
が け く ず れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建 物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものをいう。た だし被害を与えなくても、その崩落・崩壊が50立法メートルを越える と思われるものは報告するものとする。
鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

被害船舶	ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道	上水道又は簡易水道では断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火に伴う火災発生件数とする。

5 被害金額

区分	認定基準
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、及び漁港とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公用の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり・魚介・漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

6 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

3-1 都市公園一覧表

令和5年4月1日現在

1 総合公園

番号	名称	所在地	面積㎡
1	引地台公園	柳橋四丁目5000	100,488.29
2	大和ゆとりの森	福田字九ノ区4112外	177,000.00
(合計)			277,488.29

2 近隣公園

番号	名称	所在地	面積㎡
1	つきみ野1号公園	つきみ野五丁目5	19,752.89
2	やまと公園	中央一丁目500-1	11,931.06
3	宮久保公園	上和田字城山2150-2	25,366.29
4	福田1号公園	福田四丁目1	10,584.28
5	やまと防災パーク	南林間六丁目16	12,221.07
(合計)			79,855.59

3 街区公園

番号	名称	所在地	面積㎡
1	つきみ野2号公園	つきみ野八丁目11	3,342.96
2	つきみ野3号公園	つきみ野七丁目14	2,784.39
3	つきみ野4号公園	つきみ野三丁目16	4,314.77
4	つきみ野5号公園	つきみ野一丁目12	4,198.21
5	かしま1号公園	深見字大塚戸3707	1,308.37
6	かしま2号公園	深見字要石3208	1,016.91
7	つきみ野6号公園	つきみ野六丁目2-10	812.15
8	目黒公園	下鶴間字乙二号1900-45	1,152.03
9	庚申塚公園	深見西四丁目548-4	798.13
10	大東公園	上草柳二丁目540-4	887.63
11	大和東公園	大和東二丁目1064-5	1,486.64
12	田中1号公園	代官一丁目20-2	1,161.00
13	田中4号公園	福田字乙八ノ区3619-40	1,338.90
14	鶴間1号公園	鶴間一丁目3062-18	1,925.56
15	中央1号公園	中央五丁目489-5	3,657.37

16	柳橋1号公園	柳橋二丁目17	1,525.55
17	柳橋2号公園	柳橋一丁目11	1,903.57
18	柳橋3号公園	柳橋一丁目18	2,772.27
19	なぎ原1号公園	深見西八丁目575-6	2,158.46
20	新道1号公園	上和田字新道451	1,032.00
21	宮久保1号公園	上和田字三貫目1251	1,287.12
22	深見台1号公園	深見台四丁目805-7	2,257.11
23	子安1号公園	上草柳九丁目1598-100	1,350.46
24	大野1号公園	上草柳六丁目421-1	2,201.69
25	草柳1号公園	草柳一丁目20-2	2,146.77
26	草柳2号公園	草柳一丁目11	1,917.93
27	草柳3号公園	草柳二丁目5	1,267.73
28	草柳4号公園	草柳二丁目12	2,503.62
29	草柳5号公園	草柳三丁目4-1	3,384.54
30	大和原1号公園	下鶴間二丁目2761-14	999.07
31	南林間1号公園	南林間六丁目3391-4	987.55
32	深見台2号公園	深見台一丁目1171-8	514.23
33	西鶴間1号公園	西鶴間六丁目3417-ハ	1,686.24
34	渋谷2号公園	福田字甲八ノ区1828-1	2,763.20
35	中央5号公園	中央二丁目531-3	946.26
36	南林間四丁目公園	南林間四丁目3383-16	895.56
37	ふるみち公園	鶴間二丁目2796-1	1,801.82
38	代官一丁目公園	代官一丁目4	1,785.11
39	代官二丁目公園	代官二丁目3	2,424.87
40	代官中央公園	代官二丁目14-1	4,425.73
41	代官三丁目公園	代官三丁目11-1	2,945.83
42	代官四丁目公園	代官四丁目8	2,444.36
43	つきみ野7号公園	つきみ野八丁目14-41	1,210.02
44	つきみ野8号公園	つきみ野四丁目4-2	1,580.73
45	南林間西北公園	南林間七丁目3706-82	1,277.60
46	西鶴間2号公園	西鶴間二丁目3428-9	2,635.38
47	上草柳四丁目公園	上草柳四丁目294-4	1,688.08
48	中央五丁目公園	中央五丁目459-22	1,414.70
49	大和南二丁目公園	大和南二丁目1113-3	1,105.91
50	中央林間三丁目公園	中央林間三丁目4157-2	1,240.01
51	長堀2号公園	下鶴間二丁目2821-11	714.57
52	なぎ原2号公園	深見西六丁目559-4	1,491.00

53	鶴間 2 号 公 園	鶴間一丁目 3061-7	524.97
54	かしま 3 号 公 園	上和田字上ノ町 191	2,345.00
55	宮久保 2 号 公 園	上和田字宮久保 1480-1	4,478.47
56	南林間中央公 園	南林間二丁目 3346-8	2,499.77
57	西鶴間二丁目公 園	西鶴間二丁目 3402-106	2,072.06
58	宿 公 園	下鶴間字乙四号 2274-1	1,561.50
59	一ノ関公 園	深見一ノ関 484-1	1,755.12
60	田中 3 号 公 園	福田字乙八ノ区 3755-8	763.13
61	林間 1 号 公 園	林間二丁目 3270-73	414.08
62	林間 2 号 公 園	林間二丁目 3270-89	428.04
63	林間 3 号 公 園	林間二丁目 3270-95	363.88
64	福 田 公 園	福田字甲七ノ区 1642-44	478.00
65	中央 2 号 公 園	中央二丁目 530-6	568.25
66	中央 3 号 公 園	中央二丁目 531-30	387.60
67	中央 4 号 公 園	中央三丁目 478-5	510.97
68	中央 6 号 公 園	中央四丁目 483-15	594.16
69	中央林間 1 号 公 園	中央林間二丁目 4278-20	367.89
70	中央林間 2 号 公 園	中央林間五丁目 4418-16	315.97
71	長 堀 公 園	下鶴間字乙九号 2776-18	964.16
72	いちょう団地 1 号 公 園	下和田字竹ノ鼻 434-2	3,286.65
73	いちょう団地 2 号 公 園	下和田字上ノ松 49-8	2,721.71
74	八 幡 山 公 園	福 田 六 丁 目 2 - 1	5,102.39
75	松 ケ 丘 公 園	福 田 三 丁 目 1 5 - 1	1,316.79
76	青 葉 公 園	柳 橋 三 丁 目 3 1	1,792.63
77	さ く ら 公 園	柳 橋 三 丁 目 4	989.05
78	宮 ノ 下 公 園	福 田 八 丁 目 8 - 1	987.40
79	山 王 山 公 園	柳 橋 五 丁 目 5 - 4	1,385.01
80	善 光 明 公 園	福 田 四 丁 目 4 - 1	1,001.01
81	西鶴間 3 号 公 園	西鶴間六丁目 3629-2	384.50
82	緑 野 公 園	中央林間西四丁目 4181-2	1,000.45
83	か み の 公 園	中央林間八丁目 1625-4	950.66
84	中央 7 号 公 園	中央四丁目 462-10	881.00
85	下 草 柳 公 園	下草柳字九番耕地 1186-1	1,696.10
86	子 安 2 号 公 園	上草柳九丁目 1598-106	509.10
87	西鶴間一丁目公 園	西鶴間一丁目 3213-7	1,005.91
88	大 野 原 公 園	上草柳七丁目 391-8	1,061.58
89	大上公園(おおがさ公園)	下鶴間字乙三号 2170-1	851.56

90	目黒台公園	下鶴間字乙三号 2049-1	2,054.88
91	公所公園	下鶴間字甲一号 24-1	1,123.18
92	札の辻1号公園	渋谷三丁目 5	2,300.16
93	札の辻2号公園	渋谷二丁目 1 9	2,797.34
94	上草柳三丁目公園	上草柳三丁目 227-1	1,913.17
95	坂上公園	下鶴間字乙二号 1826-1	1,198.32
96	山王原公園	下鶴間字乙七号 2952-1	1,240.50
97	南鶴間公園	西鶴間八丁目 3545-8	999.75
98	旭ヶ丘1号公園	渋谷一丁目 1 4	2,001.26
99	さくらの散歩道(内山地区)	下鶴間字丁八号 4454-ハ	5,433.51
100	さくらの散歩道(公所地区)	下鶴間字甲二号 516-イ-2	7,953.31
101	さくらの散歩道(つきみ野)	つきみ野八丁目 2-2	12,421.64
102	山王塚公園	深見字山王塚 3927-2	1,729.81
103	中央林間五丁目公園	中央林間五丁目 4408-1	999.29
104	神明公園	福田字甲四ノ区 6115	1,028.38
105	下福田南なかよし公園	福田字甲五ノ区 1318-1	2,154.75
106	リラの丘公園	下鶴間字乙九号 2777-6	3,243.41
107	ほうえんさま公園	中央林間八丁目 1608-5	1,553.31
108	桜森わいわい公園	桜森三丁目 147-2	2,435.15
109	南林間むつみ公園	南林間 6-3585-1	1,861.73
110	桜ヶ丘高丘公園	柳橋三丁目 16-1	1,101.55
111	中福田ひだまり公園	福田字甲四ノ区 670-1	1,161.78
112	宇都宮記念公園仲よし広場	中央林間西四丁目 4260-1	2,460.52
113	宇都宮記念公園ひのきの散歩道	中央林間西四丁目 4260-3	2,803.81
114	高木公園	下鶴間字甲一号 5134	1,460.55
115	渋谷4号公園	渋谷八丁目 8	2,500.01
116	もちのき公園	中央林間西三丁目 3847-2	1,474.47
117	渋谷3号公園	渋谷五丁目 3 5	2,000.00
118	渋谷1号公園	渋谷5丁目 11、他	2,025.97
119	あおぞら公園	大和南二丁目 1120 番 6	185.54
120	きらめき公園	下鶴間字甲四号 5288-10	483.66
121	富士見橋公園	福田二丁目 33-1	2,869.17
122	御嶽山公園	福田七丁目 38-1	6,269.16
123	猪山公園	柳橋五丁目 12-1	2,424.43
124	名和公園	下鶴間字乙三号 2150-1	1,336.27
125	篠山1号公園	上草柳字篠山 1725	800.76
126	山王原東公園	下鶴間字乙五号 2570-11	1,241.42

127	つきみ野 1 1 号公園	つきみ野一丁目 5-18	661.32
128	浅間公園	下鶴間字甲二号 379-6	362.29
129	つきみ野 1 号小公園	つきみ野五丁目 7-10、-12	421.08
130	緑野 2 号公園	中央林間西四丁目 4182-6	340.98
131	坂上 2 号公園	下鶴間字乙一号 1786-12	658.40
132	山王原西公園	下鶴間字乙九号 2786-17	500.27
133	代官山公園	下鶴間字乙一号 1780-6	334.82
134	松の久保公園	下鶴間字甲四号 5291、他	2,077.17
135	たんぼぼ公園	福田字甲六ノ区 1587-2	849.87
136	つきみ野 9 号公園	つきみ野八丁目 3-4	893.36
137	西北五丁目公園	南林間五丁目 3325-65	408.24
138	さかいばし公園	深見字大塚戸 3600-5	1,149.36
139	西鶴間 5 号公園	西鶴間二丁目 3406	369.46
140	慰霊塔公園	西鶴間四丁目 3142-3	2,851.70
141	しらかし公園	鶴間二丁目 3118-6	404.51
142	深見台第 5 児童遊園	深見台四丁目 805-100	847.69
143	大和東児童遊園	大和東三丁目 821-5	787.59
144	西鶴間 2 号児童遊園	西鶴間二丁目 3433-6	483.22
145	代官児童遊園	代官三丁目 15-10	483.24
146	下鶴間ちびっこ広場	西鶴間七丁目 3607-2	303.13
147	上草柳ちびっこ広場	上草柳三丁目 230-9	1,065.55
148	下草柳ちびっこ広場	上草柳二丁目 1423-2	775.23
149	上草柳 2 号ちびっこ広場	上草柳字東ヶ里 925	1,014.12
150	下草柳 2 号ちびっこ広場	下草柳字九番耕地 1156	2,877.05
151	山王原子供広場	下鶴間字乙八号 2995	3,127.99
152	中央七丁目広場	中央七丁目 318-2	886.88
153	文ヶ岡ちびっこ広場	上草柳字文ヶ岡 195-2	2,144.98
154	鶴間二丁目ちびっこ広場	鶴間二丁目 3121-2	650.43
155	子安ちびっこ広場	上草柳九丁目 1598-113	1,680.61
156	桜森ちびっこ広場	桜森一丁目 97-3	2,058.06
157	桜ヶ丘ちびっこ広場	上和田字谷戸頭 1733-36,37	1,866.55
158	下鶴間子どもの広場	下鶴間字乙一号 1783-28	3,066.00
159	福田ちびっこ広場	福田字乙九ノ区 4084	1,594.75
160	つきみ野 1 0 号公園	つきみ野一丁目 4	492.10
161	こもれび公園	深見西四丁目 552-20	430.01
162	田中 5 号公園	代官四丁目 7-2	650.65
163	コンツェルトパーク	中央林間五丁目 4238-4	461.17

164	パルレド・ボイス	中央林間六丁目 4352-15	532.95
165	パルレド・アルベール	中央林間六丁目 4377-31	538.63
166	桜森いこいポケットパーク	桜森三丁目 334-9	145.29
167	南大和公園	下和田字下ノ原 888-3	324.12
168	ヤマボウシ公園	中央林間一丁目 4265-44	312.59
169	柿の木通り公園	中央林間四丁目 4335-50	1,072.49
170	菊園児童遊園	深見台二丁目 1147-1	606.75
171	中央林間児童遊園	中央林間四丁目 4344-41	482.45
172	中央林間2号児童遊園	中央林間一丁目 4305-56	447.31
173	水辺の憩いの広場	福田 999番地先	2,563.33
174	渋谷6号公園	渋谷六丁目 9	1,199.96
175	西鶴間六丁目1号児童遊園	西鶴間六丁目 3543-11	140.63
176	上草柳七丁目児童遊園	上草柳七丁目 394-72	272.75
177	西鶴間四丁目児童遊園	西鶴間四丁目 3439-28	280.40
178	西鶴間七丁目児童遊園	西鶴間七丁目 3604-14	102.52
179	南林間六丁目児童遊園	南林間六丁目 3587-5	125.06
180	西鶴間六丁目2号児童遊園	西鶴間六丁目 3541-3	192.21
181	鶴間2号児童遊園	鶴間二丁目 3114-11	265.34
182	南林間児童遊園	南林間三丁目 3293-5	174.19
183	南林間2号児童遊園	南林間六丁目 3645-64	232.62
184	南庭1号公園	福田字乙八ノ区 3970-26	262.63
185	子安3号公園	上草柳九丁目 1627-122	1,306.58
186	西鶴間4号公園	西鶴間二丁目 3403-191	219.25
187	あきしの台公園	福田字甲七ノ区 1721-23	140.06
188	高雄公園	柳橋三丁目 22-9	210.71
189	西鶴間六丁目公園	西鶴間六丁目 3620-20	117.87
190	つきみ野12号公園	つきみ野三丁目 14-7	156.98
191	両替山公園	下鶴間乙四号 2500-43	220.29
192	桜ヶ丘ポケットパーク	福田字乙四ノ区 2598-19	166.69
193	西鶴間五丁目公園	西鶴間五丁目 3457	200.11
194	南林間六丁目公園	南林間六丁目 3389-25	260.47
195	桜森いこい公園	桜森二丁目 288-9	198.05
196	光ヶ丘ポケットパーク	深見字大塚戸 3845-3	220.37
197	親和公園	上和田字谷戸 1827-20	192.95
198	大和原2号公園	下鶴間二丁目 2824-28	218.99
199	外記屋敷公園	福田七丁目 32-11	200.74
200	上草柳七丁目遊歩道公園	上草柳七丁目 393-10	253.60

201	ライラック公園	下鶴間二丁目 2753-10	216.90
202	下鶴間西公園	下鶴間字乙八号 3009-50	213.22
203	鶴間新町1号公園	中央林間西五丁目 4240-10	239.84
204	下福田南公園	福田字甲五ノ区 955-2	150.25
205	大和原3号公園	下鶴間二丁目 2823-36	124.76
206	福田2号公園	福田字乙三ノ区 2342-7	163.04
207	若葉公園	中央林間西五丁目 3964-37	210.77
208	そよかぜ公園	中央林間西五丁目 3967-23	95.92
209	つきみ野わいわい公園	下鶴間字甲一号 80-72	292.86
210	フリーダムスクエア丘の街公園	福田字甲七ノ区 1663-35	118.98
211	ほのか公園	林間二丁目 3270-126	139.50
212	しおり公園	下鶴間字乙六号 2767-36	123.17
213	しあわせ公園	中央林間九丁目 1500-8	155.03
214	フリーダム公園	福田字甲八ノ区 1807-2	157.05
215	大ちゃん公園	中央林間西六丁目 3823-6	236.71
216	上和田ひまわり公園	上和田字下ノ原 3467-6	119.09
217	オアシスパーク	中央林間西三丁目 3842-39	231.50
218	やすらぎの杜公園	南林間七丁目 3679-37	126.45
219	桜森2号公園	上草柳字扇野 350	559.10
220	ともだち公園	中央林間西六丁目 3957番2	482.11
221	おひさま公園	中央林間七丁目 1749番11	238.02
222	ぼ～る遊びもできる公園	深見西四丁目 539-28	1,147.33
223	つる・る公園	上草柳八丁目 1564-6	319.20
224	渋谷5号公園	渋谷七丁目 18	2,100.28
225	にこにこ公園	深見字大塚戸 3808	3,049.33
226	ミニバス広場	深見西一丁目 762-3	535.49
227	重国クスノキ公園	渋谷七丁目 100-9	175.55
228	星の子ひろば	中央林間一丁目 4280-46	4,829.65
229	山谷南公園	下鶴間字乙三号 6009	1,227.22
230	根下青空公園	福田字甲五ノ区 7015	953.58
231	三軒庭希望公園	福田字甲五ノ区 7006	842.81
232	上草柳さくら公園	上草柳八丁目 399-43	192.22
(合計)			308,584.49

4 都市緑地

番号	名 称	所在地	面 積㎡
1	泉 の 森	上草柳字東ヶ里 946 ほか	29,646.38
2	多 胡 記 念 公 園	中央林間五丁目 4142-1	5,443.26
3	ふ れ あ い の 森	上草柳字東ヶ里 900-イ番地外	84,614.31
4	遊 び の 森	柳 橋 五 丁 目 19-1 外	26,000.94
5	引 地 台 緑 地	草 柳 三 丁 目 9-19 外	5,213.66
(合計)			150,918.55

5 都市林

番号	名 称	所在地	面 積㎡
1	宇都宮記念公園みどりの森	中央林間西四丁目 4188-1	7,107.48
(合計)			7,107.48

3-2 広域避難場所一覧表

No.	名 称	所 在 地	総面積(m ²) 安全面積(m ²) 準安全面積(m ²)	収容可能 人員
1	相模カンツリー倶楽部	大和市中心林間西七丁目 1番1号	571,260 317,000 254,260	171,000
2	大和高校 つきみ野中学校	〃 つきみ野三丁目5番地	58,290 26,595 31,695	13,000
3	大和西高校 南林間小学校 南林間中学校	〃 南林間九丁目3番	64,044 12,051 51,993	10,000
4	一ノ関・城ヶ岡	〃 下鶴間2714番地	167,558 115,461 52,097	60,000
5	泉の森	〃 上草柳588番地	176,350 144,094 32,256	56,000
6	大和スポーツセンター	〃 上草柳一丁目1番1号	44,283 11,951 32,332	8,000
7	大和東高校 大和東小学校	〃 深見1760番地	40,689 40,689 0	28,482
8	横浜銀行大和総合グラウンド	〃 草柳一丁目22番地	26,947 17,176 9,771	9,000
9	引地台公園 引地台中学校	〃 柳橋四丁目5000番地	120,083 19,668 100,415	17,000
10	大和南高校	〃 上和田2557番地	32,060 21,059 11,001	10,000
11	大和ゆとりの森	〃 福田4112番	74,293 58,406 15,887	29,000
12	藤沢ゴルフクラブ	綾瀬市深谷南七丁目2番1号	690,000 560,425 129,575	281,000
13	いちょう団地	大和市中下和田262番地	82,820 76,986 5,834	27,000

3-3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

【指定緊急避難場所】 全50箇所

本市においては、広域避難場所、学校等を「指定緊急避難場所」として位置づけている。

○広域避難場所（13箇所）

大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所

No.	名称	所在地	異常な現象の種類			
			地震	洪水	土砂崩れ	大規模火災
1	相模カントリー倶楽部	中央林間西七丁目1番1号	○			○
2	大和高校 つきみ野中学校	つきみ野三丁目5番地	○			○
3	大和西高校 南林間小学校 南林間中学校	南林間九丁目3番	○			
4	一ノ関・城ヶ岡	下鶴間 2714 番地	○			○
5	泉の森	上草柳 588 番	○			○
6	大和スポーツセンター	上草柳一丁目1番1号	○			○
7	大和東高校 大和東小学校	深見 1760 番地	○			○
8	横浜銀行 大和総合グラウンド	草柳一丁目22番地	○			○
9	引地台公園 引地台中学校	柳橋四丁目5000番地	○			○
10	大和南高校	上和田 2557 番地	○			○
11	大和ゆとりの森	福田 4112 番	○			○
12	藤沢ゴルフクラブ	綾瀬市深谷南七丁目2番1号	○			○
13	いちょう団地	下和田 262 番地	○			○

○学校等（33箇所）

No.	名称	施設	所在地	異常な現象の種類			
				地震	洪水	土砂崩れ	大規模火災
1	北大和小学校	体育館	下鶴間 685 番地		○	○	
		校庭		○			
2	緑野小学校	体育館	中央林間西五丁目 3 番 1 号		○	○	
		校庭		○			
3	林間小学校	体育館	林間一丁目 5 番 18 号		○	○	
		校庭		○			
4	西鶴間小学校	体育館	西鶴間二丁目 25 番 43 号		○	○	
		校庭		○			
5	大和小学校	体育館	深見西八丁目 7 番 1 号		○	○	
		校庭		○			
6	草柳小学校	体育館	中央三丁目 6 番 1 号		○	○	
		校庭		○			
7	深見小学校	体育館	深見台二丁目 9 番 1 号		○	○	
		校庭		○			
8	桜丘小学校	体育館	上和田 832 番地		○	○	
		校庭		○			
9	渋谷小学校	体育館	渋谷七丁目 10 番地		○	○	
		校庭		○			
10	上和田小学校	体育館	上和田 2695 番地		○	○	
		校庭		○			
11	柳橋小学校	体育館	柳橋一丁目 17 番 7 号		○	○	
		校庭		○			
12	南林間小学校	体育館	南林間九丁目 3 番 2 号		○	○	
		校庭		○			
13	福田小学校	体育館	福田五丁目 22 番 1 号			○	
		校庭		○			
14	大野原小学校	体育館	上草柳七丁目 4 番 26 号		○	○	
		校庭		○			
15	下福田小学校	体育館	福田 570 番地			○	
		校庭		○			
16	大和東小学校	校庭	深見 1805 番地	○			○

No.	名称	施設	所在地	異常な現象の種類			
				地震	洪水	土砂崩れ	大規模火災
17	文ヶ岡小学校	体育館	桜森三丁目 16 番		○	○	
		校庭	31 号	○			
18	中央林間小学校	体育館	中央林間九丁目		○	○	
		校庭	54 番 1 号	○			
19	引地台小学校	体育館	草柳三丁目 1 番 2		○		
		校庭	号	○			
20	大和中学校	体育館	深見西七丁目 5		○	○	
		校庭	番 1 号	○			
21	光丘中学校	体育館	大和南二丁目 11		○	○	
		校庭	番 1 号	○			
22	渋谷中学校	体育館	下和田 49 番地			○	
		校庭		○			
23	つきみ野中学校	体育館	つきみ野三丁目		○		
		校庭	5 番地 1	○			○
24	鶴間中学校	体育館	下鶴間 3016 番地		○	○	
		校庭		○			
25	引地台中学校	体育館	柳橋四丁目 5050		○	○	
		校庭	番地	○			○
26	上和田中学校	体育館	上和田 1314 番地			○	
		校庭	1	○			
27	南林間中学校	体育館	南林間九丁目 3		○	○	
		校庭	番 1 号	○			
28	下福田中学校	体育館	福田 1569 番地 1			○	
		校庭		○			
29	県立大和高校	体育館	つきみ野三丁目		○	○	
		校庭	4 番地	○			○
30	県立大和南高校	体育館	上和田 2557 番地		○		
		校庭		○			○
31	県立大和東高校	校庭	深見 1760 番地	○			○
32	県立大和西高校	体育館	南林間九丁目 5		○	○	
		校庭	番 1 号	○			
33	大和市特別支援教育センターア ンダンテ	—	林間二丁目 6 番 18 号		○	○	

○洪水時等に開設する臨時避難場所 3箇所

No.	名称	所在地	異常な現象の種類			
			地震	洪水	土砂崩れ	大規模火災
1	桜丘学習センター	福田一丁目 30 番 1 号		○	○	
2	渋谷学習センター	渋谷五丁目 22 番地		○	○	
3	大和ゆとりの森 仲良しプラザ	福田 4112 番		○	○	

○他 1箇所

No.	名称	施設	所在地	異常な現象の種類			
				地震	洪水	土砂崩れ	大規模火災
1	大和学園聖セシリア	校庭	林間二丁目 6 番 11 号	○			

【指定避難所】 全56箇所

避難生活施設及び福祉避難所を「指定避難所」として位置づけている。

○避難生活施設（33箇所）

災害に伴う家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設

No.	名称	所在地	収容人員 (人)	対象地域
1	北大和小学校	下鶴間 685 番地	270	公所、コト一つきみ野、さつき会、山谷、宿、つきみ野
2	緑野小学校	中央林間西五丁目 3 番 1 号	285	中央林間北、中央林間新生、中央林間新緑野、中央林間西、中央林間東、中央林間南、鶴間新町
3	林間小学校	林間一丁目 5 番 18 号	282	鶴間二丁目、南林間東南、南林間東北
4	西鶴間小学校	西鶴間二丁目 25 番 43 号	270	银杏会、鶴西、コーポ下鶴間、西鶴間小田急、西鶴間第一、西鶴間第二、南鶴間、南林間西南、南林間南
5	大和小学校	深見西八丁目 7 番 1 号	287	一之関、LM 大和、オハナ鶴間ガーデニア、長堀、深見中原、モア・ステージ大和、大和原
6	草柳小学校	中央三丁目 6 番 1 号	282	東原南、上草柳東、コスモ大和、大東、大和会、中央二・三丁目、中央四丁目、富士見
7	深見小学校	深見台二丁目 9 番 1 号	284	大塚戸団地、要石、菊和親和、サンダレイス大和、深友会、光丘、ふかみ会、深見境橋、宮下、大和南第一、大和南第二、ロイヤルプラザ大和、メイツ大和クロスグランデ
8	桜丘小学校	上和田 832 番地	283	上ノ町、久田、桜ヶ丘、相鉄上和田第三、相鉄上和田第四、相鉄コープ、谷戸頭、百合ヶ丘
9	渋谷小学校	渋谷七丁目 10 番地	290	高等町第一、高等町第二、高等町第三、高等町第四
10	上和田小学校	上和田 2695 番地	270	旭ヶ丘、上和田、上和田団地、桜ヶ丘親和会、善光明
11	柳橋小学校	柳橋一丁目 17 番 7 号	270	中央一丁目、中央七丁目、柳橋一丁目、若葉会
12	南林間小学校	南林間九丁目 3 番 2 号	270	鶴間新町、南林間北、南林間西北
13	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1	270	海上自衛隊大和官舎、上福田、桜川、新道下、善光明、千本桜、代官庭、札の辻、松ヶ丘、山下
14	大野原小学校	上草柳七丁目 4 番 26 号	270	東原北、银杏会、慰霊塔公園、上草柳北、上草柳睦会、鶴間住宅、西鶴間南、文化、文化西、むさしの会、柳会
15	下福田小学校	福田 570 番地	263	下福田北部、生協福田、中福田、南庭

No.	名称	所在地	収容人員 (人)	対象地域
16	大和東小学校	深見 1805 番地	2 6 3	入村、梅ヶ丘、深和、深見台深交会、坊の窪、三ツ和、大和東東伸和、大和東二丁目、大和東三丁目
17	文ヶ岡小学校	桜森三丁目 16 番 31 号	2 6 3	扇野、上草柳西、相模大塚北、桜森
18	中央林間小学校	中央林間九丁目 54 番 1 号	2 6 3	中央林間内山、中央林間北、つきみ野、つきみ野スカイハイツ
19	引地台小学校	草柳三丁目 1 番地 2	3 1 5	草柳、中央五丁目、中央六丁目
20	大和中学校	深見西七丁目 5 番 1 号	3 3 7	一之関、鶴間、鶴間台、
21	光丘中学校	大和南二丁目 11 番 1 号	5 8 5	大塚戸団地、サングレイス大和、光丘、大和東一丁目、大和南第一、大和南第二、大和南第三、大和南第四、大和南第五、大和南第六、ロイヤルプラザ大和
22	渋谷中学校	下和田 49 番地	5 6 5	県営いちょう下和田団地第一、県営いちょう下和田団地第二、県営いちょう下和田団地第三、県営いちょう下和田団地第四、県営いちょう下和田団地第五、下和田
23	つきみ野中学校	つきみ野三丁目 5 番地 1	3 9 5	市営つきみ野住宅、中央林間東、つきみ野
24	鶴間中学校	下鶴間 3016 番地	3 4 0	坂上、山王原、山王原上、ダイアパレス鶴間、長堀
25	引地台中学校	柳橋四丁目 5050 番地	3 4 0	青葉、江ノ電、さくら、ハイム桜ヶ丘、富士見ヶ丘、緑ヶ丘、モア・ステージ桜ヶ丘、柳橋、
26	上和田中学校	上和田 1314 番地 1	3 4 0	相鉄上和田第一、宮久保
27	南林間中学校	南林間九丁目 3 番 1 号	3 4 0	鶴間新町、南林間北、南林間西北
28	下福田中学校	福田 1569 番地 1	3 3 9	下福田南部第一、下福田南部第二、下福田南部第三、下福田南部第四
29	県立大和高校	つきみ野三丁目 4 番地	3 8 9	市営つきみ野住宅、中央林間東、つきみ野
30	県立大和南高校	上和田 2557 番地	5 0 9	旭ヶ丘、上和田、上和田団地、桜ヶ丘親和会、善光明
31	県立大和東高校	深見 1760 番地	5 0 9	入村、梅ヶ丘、深和、深見台深交会、坊の窪、三ツ和、大和東伸和、大和東二丁目、大和東三丁目
32	県立大和西高校	南林間九丁目 5 番 1 号	4 6 0	鶴間新町、南林間北、南林間西北
33	大和市特別支援教育センターアンダンテ	林間二丁目 6 番 18 号	2 0 2	鶴間二丁目、南林間東南、南林間東北

○福祉避難所 23箇所

避難生活施設に收容することが困難な要配慮者等を收容するための施設

No.	名 称	所 在 地	受 入 対 象 者
1	コミュニティセンター中央林間会館	中央林間六丁目 26 番 7 号	要配慮者
2	コミュニティセンター緑野会館	中央林間西四丁目 27 番 3 号	要配慮者
3	コミュニティセンター公所会館	下鶴間 504 番地 1	要配慮者
4	コミュニティセンター南林間会館	南林間七丁目 14 番 24 号	要配慮者
5	コミュニティセンター下鶴間会館	下鶴間 2516 番地 2	要配慮者
6	コミュニティセンター西鶴間会館	西鶴間二丁目 4 番 20 号	要配慮者
7	コミュニティセンター鶴間会館	鶴間二丁目 12 番 35 号	要配慮者
8	コミュニティセンター深見北会館	深見 498 番地 5	要配慮者
9	コミュニティセンター上草柳会館	上草柳五丁目 3 番 11 号	要配慮者
10	コミュニティセンター桜森会館	桜森三丁目 5 番 21 号	要配慮者
11	コミュニティセンター草柳会館	下草柳 552 番地 1	要配慮者
12	コミュニティセンター深見中会館	深見台四丁目 10 番 29 号	要配慮者
13	コミュニティセンター下草柳会館	中央六丁目 5 番 19 号	要配慮者
14	コミュニティセンター深見南会館	深見台一丁目 9 番 19 号	要配慮者
15	コミュニティセンター柳橋会館	柳橋二丁目 12 番地 2	要配慮者
16	コミュニティセンター桜丘会館	上和田 860 番地 1	要配慮者
17	コミュニティセンター福田会館	代官一丁目 22 番 3 号	要配慮者
18	コミュニティセンター上和田会館	上和田 2700 番地 1 8	要配慮者
19	コミュニティセンター下福田会館	福田 611 番地 1	要配慮者
20	コミュニティセンター下和田会館	下和田 791 番地 2	要配慮者
21	保健福祉センター	鶴間一丁目 31 番 7 号	要配慮者
22	障害福祉センター松風園	西鶴間二丁目 24 番 1 号	要配慮者
23	こどもの城	中央一丁目 5 番 14 号	おおむね生後 2 か月までの子とその母親

4-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表

令和5年4月1日現在

設置場所	所在地	構造	設置年度	備考
文ヶ岡小学校	桜森三丁目16番31号	コンテナ (K20F型)	昭和57	
消防署北分署	下鶴間1763番地	〃	〃	旧下和田小
北大和小学校	下鶴間685番地	アルミ製 (K101型)	〃	
緑野小学校	中央林間西五丁目3番1号	〃	〃	
引地台中学校	柳橋四丁目5050番地	〃	平成24	
南林間小学校	南林間九丁目3番2号	〃	昭和59	
鶴間中学校	下鶴間3016番地	〃	〃	
下福田中学校	福田1569番地1	〃	〃	
草柳小学校	中央三丁目6番1号	〃	昭和60	
深見小学校	深見台二丁目9番1号	〃	〃	
桜丘小学校	上和田832番地	〃	〃	
大和市役所	下鶴間一丁目1番1号	〃	昭和61	
上和田小学校	上和田2695番地	〃	〃	
林間小学校	林間一丁目5番18号	アルミ製 (FSⅡ-55型)	平成7	
大和小学校	深見西八丁目7番1号	〃	〃	
福田小学校	福田五丁目22番地1	〃	〃	
大野原小学校	上草柳七丁目4番26号	〃	〃	
引地台小学校	草柳三丁目1番地2	〃	〃	
つきみ野中学校	つきみ野三丁目5番地1	〃	〃	
南林間中学校	南林間九丁目3番1号	〃	〃	
上和田中学校	上和田1314番地1	アルミ製 (FSⅡ-66型)	平成12	
消防署北分署	下鶴間1763番地	〃	〃	
西鶴間小学校	西鶴間二丁目25番43号	〃	平成13	
下福田小学校	福田570番地	〃	〃	
大和中学校	深見西七丁目5番1号	〃	〃	
大和東小学校	深見1805番地	アルミ製 (FSⅡ-55型)	平成14	
中央林間小学校	下鶴間1450番地29	〃	〃	
柳橋小学校	柳橋一丁目17番地7	〃	〃	
渋谷小学校	渋谷七丁目10番地	〃	平成15	
県立大和南高校	上和田2557番地	〃	〃	
県立大和高校	つきみ野三丁目4番地	〃	平成16	
県立大和東高校	深見1760番地	〃	〃	
県立大和西高校	南林間九丁目5番1号	〃	平成17	
大和学園聖セシリア	林間二丁目6番11号	〃	〃	
大和スタジアム地下	柳橋四丁目5000番	—	平成8	
大和ゆとりの森仲良しプラザ	福田4112番他	—	平成24	
文化創造拠点シリウス	大和南一丁目8番1号	—	平成28	
交流拠点ポラリス	中央林間一丁目3番1号	—	平成30	
やまと防災パーク	南林間六丁目16番	—	令和元	
リラの丘公園	下鶴間2785番地	—	—	

※ 上記のほか、渋谷中学校（下和田49番地）と光丘中学（大和南二丁目1番1号）校には、部室棟に併設した防災備蓄倉庫がある。

4-2 消防本部・消防署車両配備一覧表

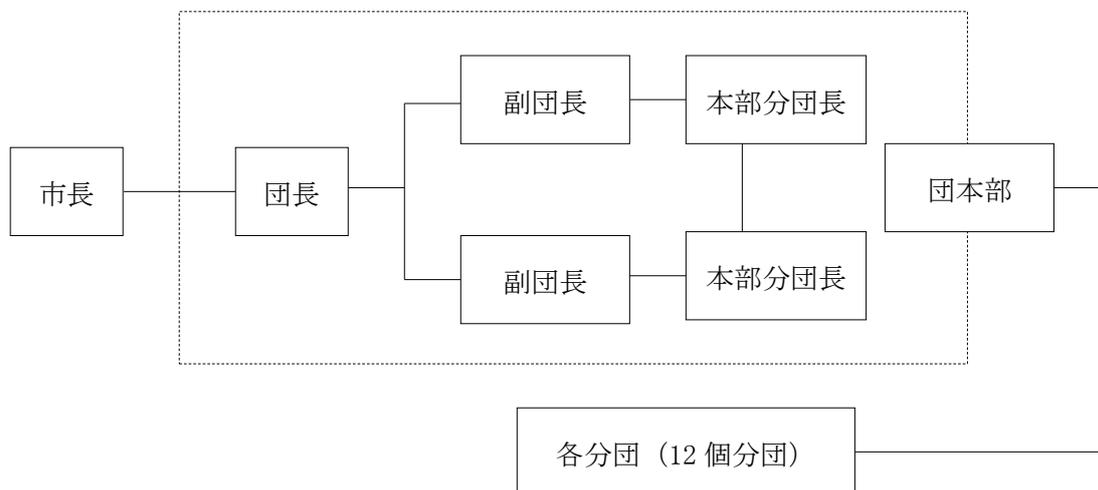
令和5年4月1日現在

所管部署 車両名	合計	消防 本部	消 防 署				
			本 署	北分署	南分署	西出張所	柳橋出張所
消防ポンプ自動車	3		1	1	1		
小型水槽付消防ポンプ自動車	3		1			1	1
水槽付消防ポンプ自動車	2			1	1		
梯子付消防ポンプ自動車	1				1		
先端屈折式梯子付消防自動車	1		1				
屈折梯子付消防ポンプ自動車	1			1			
化学消防ポンプ自動車	1		1				
救助工作車	1		1				
高規格救急自動車	7		3	1	1	1	1
多目的災害対策車	1		1				
資機材搬送車	1		1				
非常時災害対策車	1	1					
指 令 車	1	1					
指 揮 車	1		1				
広 報 車	2	1	1				
活 動 支 援 車	1		1				
連 絡 車	4	2		1	1		
検 査 車	1	1					
査 察 車	3	3					
地 震 体 験 車	1		1				
合 計	37	9	14	5	5	2	2

4-3 消防団組織及び団員数等

令和5年4月1日現在

【組織】



【団員数】

階級別 分団別	定数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	小型動力ポンプ付積載車
団本部	5	1	2	2					
第1分団	16			1	1	1	3	9	1
第2分団	18			1	1	1	3	10	1
第3分団 (3班)	32			1	1	1	4	17	3
第4分団	16			1	1	1	3	6	1
第5分団	18			1	1	1	3	8	1
第6分団	17			1	1	1	3	11	1
第7分団	18			1	1	1	3	10	1
第8分団	16			1	1	1	3	7	1
第9分団	16			1	1	1	3	8	1
第10分団 (3班)	34			1	1	1	4	20	3
第11分団 (2班)	26			1	1	1	3	15	2
第12分団	18			1	1	1	3	12	1
合計	250	1	2	14	12	12	38	133	17

4-4 非常用飲料水兼用貯水槽（100 m³水槽）設置状況一覧表

設置年度	設置場所	種類	緊急遮断弁メーカー
昭和 61 年度	1 大和市役所 大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号	鋼管製	巴バルブ(株)
昭和 62 年度	2 光丘中学校 " 大和南二丁目 11 番 1 号	鑄鉄製	(株)クボタ
昭和 63 年度	3 消防署南分署 " 上和田 2771 番地 12	鋼管製	巴バルブ(株)
平成元年度	4 大和スポーツセンター " 上草柳一丁目 1 番 1 号	鑄鉄製	(株)クボタ
	5 南林間小学校 " 南林間九丁目 3 番 2 号	鋼管製	巴バルブ(株)
平成 2 年度	6 つきみ野 1 号公園 " つきみ野五丁目 5 番地	鋼管製	巴バルブ(株)
	7 福田 1 号公園 " 福田四丁目 1 番地	鑄鉄製	(株)クボタ
	8 ふるみち公園 " 鶴間二丁目 15 番 12 号	鋼管製	巴バルブ(株)
平成 3 年度	9 富士見橋公園 " 福田二丁目 33 番 1 号	鋼管製	巴バルブ(株)
	10 文ヶ岡小学校 " 桜森三丁目 16 番 31 号	鑄鉄製	(株)クボタ
	11 下福田中学校 " 福田 1569 番地 1	鋼管製	巴バルブ(株)

4-5 公共施設受水槽緊急遮断弁設置一覧表

設置年度	施設名	受水槽容量 (m ³)
平成 9 年度	1 緑野小学校	16.8
	2 中央林間小学校	20.7
	3 大和市役所	80
	4 大和市立病院	280
	5 大和東小学校	15
	6 中部学校給食共同調理場	62
	7 南部学校給食共同調理場	60
	8 引地台温水プール	300
	9 光丘中学校	72
	合計	906.5

4-6 学校プール設置状況一覧表

令和5年4月1日現在

No.	施設名	所在地	貯水量(m ³)
1	県立大和高校	大和市つきみ野三丁目4番地	455
2	林間小学校	〃 林間一丁目5番18号	325
3	深見小学校	〃 深見台二丁目9番1号	325
4	渋谷小学校	〃 渋谷七丁目10番地	325
5	緑野小学校	〃 中央林間西五丁目3番1号	325
6	南林間小学校	〃 南林間九丁目3番2号	325
7	中央林間小学校	〃 下鶴間1450番地29	325
8	上和田小学校	〃 上和田2695番地	325
9	柳橋小学校	〃 柳橋一丁目17番7号	325
10	福田小学校	〃 福田五丁目22番1号	325
11	下福田小学校	〃 福田570番地	325
12	大野原小学校	〃 上草柳七丁目4番26号	325
13	大和東小学校	〃 深見1805番地	325
14	文ヶ岡小学校	〃 桜森三丁目16番31号	325
15	引地台小学校	〃 草柳三丁目1番2号	325
16	西鶴間小学校	〃 西鶴間二丁目25番43号	325
17	大和小学校	〃 深見西八丁目7番1号	325
18	草柳小学校	〃 中央三丁目6番1号	325
19	桜丘小学校	〃 上和田832番地	325
20	大和南高校	〃 上和田2557番地	425
21	大和西高校	〃 南林間九丁目5番1号	438
22	つきみ野中学校	〃 つきみ野三丁目5番地1	390
23	光丘中学校	〃 大和南二丁目11番1号	390
24	下福田中学校	〃 福田1569番地1	390
25	渋谷中学校	〃 下和田49番地	390
計		25か所	8,728

5-1 市保有車両一覧表

令和4年8月1日現在

車種 所管	軽貨物	軽乗用	小型貨物	小型乗用	普通貨物	普通乗用	バス	特殊車	消防車	救急車	塵芥車	原付自転車	合計
管財課	38	7	9	6	1	4		5					70
環境総務課		1											1
生活環境保全課					1								1
みどり公園課	3		2										5
施設課								3					3
廃棄物対策課	9				5			1			16		31
健康福祉総務課	2			1									3
健康づくり推進課	4	1											5
介護保険課	1	1										1	3
人生100年推進課	3	1											4
障がい福祉課	1	1											2
生活援護課	1	2		1									4
医療健診課				1									1
こども総務課			1										1
ほいく課	1	4		1									6
すくすく子育て課	2												2
こども青少年課	2		1										3
文化振興課	1		1										2
図書学び交流課	5	1											6
スポーツ課	1			1									2
保健給食課	1	1											2
教育研究所			1										1
青少年相談室			1										1
道路管理課											1		1
下水道・河川施設課	1				1	1							3
街づくり総務課				1		2							3
水質管理センター	2	1											3
病院総務課		1	1	1						1			4
消防本部・消防署・消防団	8			1		1	1	1	38	7			57
計	86	22	17	14	8	8	1	10	38	8	17	1	230

5-2 避難生活施設ヘリサイン表示施設一覧表

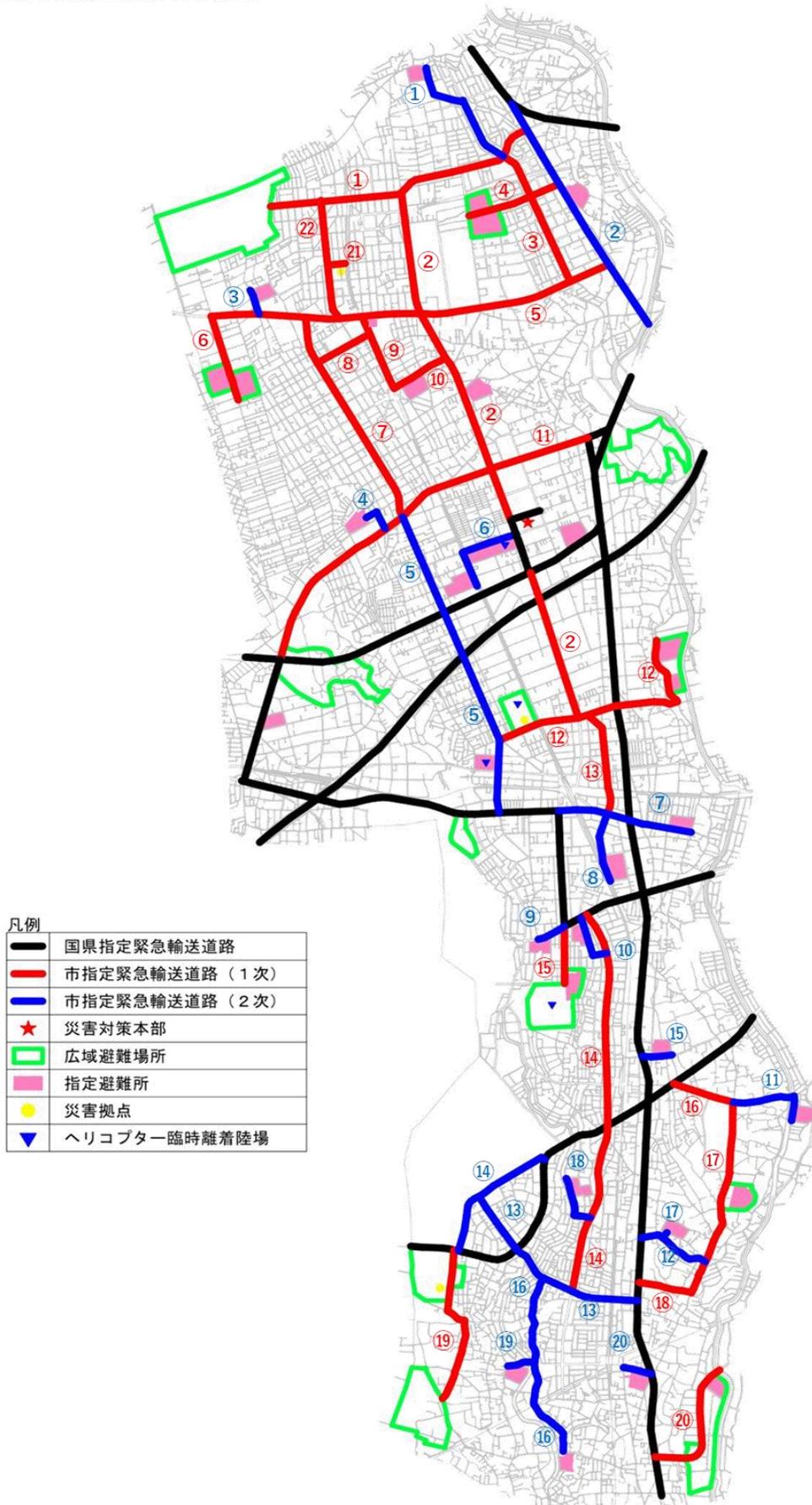
区分	避難生活施設			ヘリサイン表示種別	
	施設名	所在地	グラウンド (m)	施設識別表示	離着陸可能 機種表示
北 部 地 区	中央林間小学校	大和市中央林間九丁目 54 番 1 号	55×100	01	○ M
	つきみ野中学校	〃 つきみ野三丁目 5 番地 1	70×120	02	L
	緑野小学校	〃 中央林間西五丁目 3 番 1 号	55×100	03	M
	北大和小学校	〃 下鶴間 685 番地	60×70	04	● M
	大和高校	〃 つきみ野三丁目 4 番地	80×100	05	L
	南林間中学校	〃 南林間九丁目 3 番 1 号	55×100	07	M
	大和西高校	〃 南林間九丁目 5 番 1 号	80×120	08	L
	南林間小学校	〃 南林間九丁目 3 番 2 号	55×100	09	M
	鶴間中学校	〃 下鶴間 3016 番地	80×100	10	○ M
	林間小学校	〃 林間一丁目 5 番 18 号	60×100	11	M
	西鶴間小学校	〃 西鶴間二丁目 25 番 43	55×100	12	○ M
中 部 地 区	大和小学校	〃 深見西八丁目 7 番 1	100×120	13	● M
	大和東小学校	〃 深見 1805 番地	55×90	18	M
	草柳小学校	〃 中央三丁目 6 番 1 号	60×110	19	M
	深見小学校	〃 深見台二丁目 9 番 1 号	50×100	20	M
	光丘中学校	〃 大和南二丁目 11 番 1 号	75×100	21	○ M
	大和中学校	〃 深見西七丁目 5 番 1 号	100×190	14	L
	大野原小学校	〃 上草柳七丁目 4 番 26 号	45×110	15	○ M
	文ヶ岡小学校	〃 桜森三丁目 16 番 31 号	45×70	16	○ M
大和東高校	〃 深見 1760 番地	60×110	17	L	

区分	避難生活施設			ヘリサイン表示種別	
	施設名	所在地	グラウンド (m)	施設識別表示	離着陸可能 機種表示
南部地区	柳橋小学校	大和市柳橋一丁目17番7号	55×60	22	○ M
	引地台小学校	〃 草柳三丁目1番2号	60×70	23	M
	引地台中学校	〃 柳橋四丁目5050番地	100×110	24	M
	桜丘小学校	〃 上和田832番地	60×70	25	● M
	上和田中学校	〃 上和田1314番地1	65×120	26	M
	福田小学校	〃 福田五丁目22番1号	55×70	27	○ M
	大和南高校	〃 上和田2557番地	70×140	28	M
	上和田小学校	〃 上和田2695番地	50×140	29	○ M
	渋谷中学校	〃 下和田49番地	80×90	32	● M
	渋谷小学校	〃 渋谷七丁目10番地	60×70	31	● M
	下福田小学校	〃 福田570番地	60×110	33	M
	下福田中学校	〃 福田1569番地1	55×80	34	○ M

- ・調査協力：平成8年2月調査

陸上自衛隊（第1教育団）
海上自衛隊（第4航空群）
- ・調査内容は、地積、進入、転移表面、周辺障害物等の影響を現地で地上調査により確認した。
- ・離着陸可能機種表示は、自衛隊使用機種【L：大型（CH）・M：中型（UH）】を表す。
- ・離着陸可能機種表示欄中○は、アプローチ等に注意が必要な施設を表す。
 〃 ●は、周囲に一部運行に適さない環境があり、条件を整えた場合にM機種運行可能施設を表す。

5-3 緊急輸送道路網図



6-1 災害時における各種協定一覧

令和5年4月1日現在

▼主に避難生活に必要な食糧・物資等

通番	協定	締結日 相手	内容
1	生活必需物資の調達に関する協定	昭和52年2月15日 小田急商事株式会社オダキューOX	生活必需品全般
		平成元年6月1日 相鉄ローゼン株式会社	
		平成元年6月1日 株式会社マルエツ	
		昭和52年3月15日 オーケー株式会社	
		平成元年6月1日 株式会社東急ストア	
		昭和53年6月27日 株式会社いなげや	
		昭和55年4月1日 株式会社オオゼキ	
		平成18年4月1日 イオン株式会社	
		平成23年3月1日 イオンリテール株式会社	
		平成18年4月1日 イオンモール株式会社	
2	災害時の米穀等の提供に関する協定	平成元年9月1日 木徳神糧株式会社	米
3	災害時の食料の供給に関する協定	平成4年11月1日 株式会社ゼンショーホールディングス	食糧
4	大規模災害時食糧供給業務に関する協定書	令和3年8月1日 株式会社安田物産	食糧
		令和3年8月1日 株式会社東京天竜	
		令和3年8月1日 一富士フードサービス株式会社	
		令和3年8月1日 日本給食株式会社	

5	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	平成8年6月7日 生活協同組合ユーコープ	食糧、衣料、日用品等
6	災害時等における飲料水の応急給水に関する協定	平成20年7月1日 大和市管工事協同組合	応急給水の確保
7	生活必需物資（LPG）の調達に関する協定	昭和52年5月20日 株式会社エネライフ	LPG
		平成2年5月1日 大和市LPガス協会	
8	災害時における燃料の供給協力に関する協定	平成8年5月1日 大和市危険物安全協会	石油
		平成8年5月1日 神奈川県石油業協同組合	

▼災害時の活動に必要な物資・資機材等

通番	協定	締結日 相手	内容
9	災害時における通電火災防止・電力復旧に関する協定	平成29年1月16日 東京電力パワーグリッド株式会社	電力供給設備の復旧
10	災害等における物資の輸送等に関する協定	平成26年3月31日 (一般社団法人)神奈川県トラック協会	自動車による物資等の輸送
11	災害応急対策の応援に関する協定	平成20年7月1日 (社団法人)大和建设業協会	応急復旧工事に関わる人的及び資機材等の提供
		平成4年10月1日 竹中重機株式会社	
12	災害応急対策の応援に関する協定	平成18年11月1日 (社団法人)神奈川県自動車整備振興会大和・綾瀬支部	被災者の救援、道路上障害物（被災車両）の除去および市所有自動車の整備・修理
13	災害時における応援に関する協定	平成18年11月1日 大和市電設協会	電気設備の修理、内線電話の配線
14	災害時における用水確保に関する協定	平成29年4月21日 細野コンクリート株式会社	消火用水および生活用水確保

15	し尿収集運搬業務応援協定	平成 19 年 1 月 1 日 株式会社大環サービス	し尿収集運搬
		平成 19 年 1 月 1 日 平和商事有限会社	
		平成 19 年 1 月 1 日 有限会社大和衛生社	
		平成 19 年 1 月 1 日 和興建清株式会社	
16	災害時における活動車両の 応援に関する協定	平成 19 年 1 月 1 日 大和市リサイクル事業協同組合	活動車両の応援
17	大規模災害における災害廃 棄物の処理等に関する協定	平成 27 年 9 月 11 日 大和市環境事業協同組合	廃棄物の収集、運搬、 分別及び処理
18	災害時における物資供給に 関する協定	平成 20 年 12 月 22 日 コーナン商事株式会社中央林間店	防災資機材の供給
		平成 24 年 3 月 1 日 株式会社カインズ	
19	災害時における情報受伝達 用資機材の提供に関する協 定	平成 27 年 10 月 26 日 松和電子システム株式会社	簡易無線機、IP 無線 機の提供
20	災害時における物資供給に 関する協定	平成 28 年 8 月 4 日 王子コンテナ株式会社東京工場	ダンボール物資の供 給
21	特設公衆電話の設置・利用 に関する覚書	平成 27 年 10 月 16 日 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）	避難施設等に特設固 定電話の設置
22	大和下水道処理施設にか かわる災害時緊急復旧に関 する協定	平成 25 年 8 月 1 日 三機工業株式会社、三機環境サービス株 式会社	大和下水道処理施 設にかかわる災害時 緊急復旧作業
23	災害時における下水道管路 施設の復旧支援協力に関す る協定	令和 4 年 1 月 31 日 公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設被災 時の復旧作業
24	災害時における下水道施設 の技術支援協力に関する協 定	令和 4 年 1 月 31 日 公益社団法人全国上下水道コンサルタン ト協会関東支部	下水道管路施設被災 時の復旧に向けた技 術支援協力
25	大和市・日本下水道事業団 災害支援協定	令和 4 年 3 月 17 日 日本下水道事業団	下水処理施設被災時 の復旧作業
26	地震等大規模災害時におけ る災害廃棄物の処理等に関 する協定書	令和 4 年 4 月 1 日 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収 集・運搬、処理等の協 力

27	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	令和5年2月10日 東京電力パワーグリッド株式会社	電力の早期復旧に向けた相互連携
28	大規模災害時等における道路占用許可等に関する覚書	令和5年3月17日 東京ガスネットワーク株式会社	都市ガスの早期復旧に向けた工事の取扱い

▼情報収集・伝達

通番	協定	締結日 相手	内容
29	災害時のタクシー無線通信等の協力に関する協定	平成8年2月9日 神奈川都市交通株式会社大和営業所	タクシー無線を利用した情報収集等
		平成8年2月9日 相模中央交通株式会社大和営業所	
		平成8年2月9日 日本交通横浜株式会社大和営業所	
30	災害情報等の放送に関する協定	平成10年3月20日 大和ラジオ放送株式会社	災害情報の優先放送
31	災害時の塔屋内物見室使用に関する協定	平成12年11月15日 UR都市機構	情報収集及び被災状況の監視を目的とした施設使用
32	災害時非常無線通信の協力に関する協定	平成22年8月16日 大和アマチュア無線クラブ	情報収集の協力
33	災害時における災害情報等の放送等に関する協定	平成25年7月29日 株式会社ジェイコム湘南・神奈川	J:COMチャンネルで緊急時の災害情報等を提供
34	災害時にかかる情報発信等に関する協定	平成24年5月8日 ヤフー株式会社	災害時におけるヤフーサービス上での情報発信
35	大和市での災害等における調査研究・支援活動に関する協定	平成28年9月20日 NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン	災害発生に備えた調査研究及び固定翼型のドローンを活用した地図作成、提供等
36	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	令和3年2月4日 株式会社バカン	災害時における避難所等の開設有無、混雑状況等の情報提供

▼自治体・公共機関

通番	協定	締結日相手	内容
37	消防相互応援協定	昭和54年1月23日 東京消防庁	消防活動
		平成21年12月17日 町田市	
38	消防相互援助協定	昭和62年12月14日 米海軍厚木航空基地司令官・在日米海軍横須賀基地司令官	消防活動
39	神奈川県下消防相互応援協定	昭和50年7月25日 県下23本部消防組織	消防活動
40	神奈川県化学消火薬剤備蓄管理に関する協定	平成4年2月20日 神奈川県	水成膜泡消火薬剤の備蓄管理
41	災害時における相互応援協力に関する協定	平成8年11月15日 海老名市・座間市・綾瀬市	行政界付近の被災対策及び警戒宣言発令時の滞留者対策に関わる人的応援及び物資等の提供等
42	施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定	令和2年2月17日 令和2年4月1日現在20市	すべての災害応急対策に関わる人的応援及び物資等の提供
43	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する大和市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	平成22年7月20日 米海軍厚木航空施設司令部	不測の事態に備えた災害対応準備、自然災害発生時における物資、援助等の災害救援
44	大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定	平成28年6月28日 海上自衛隊第4航空群	派遣隊員の家族に対する保育や介護等の支援
45	災害時における相互応援に関する協定	平成21年12月17日 町田市	相互の救援資機材の援助及び被災者支援
46	災害時相互応援協定	平成22年11月18日 藤沢市	相互の救援資機材の援助及び被災者支援
47	県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定	平成23年9月1日 相模原市・厚木市・座間市・海老名市・綾瀬市・愛川町・清川村	相互の救援資機材の援助及び被災者支援
48	災害時における相互応援に関する協定	平成23年11月11日 横浜市	相互の救援資機材の援助及び被災者支援

49	災害時相互応援協定	平成23年11月17日 大阪府松原市	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
50	災害時の情報交換に関する 協定（リエゾン）	平成23年12月5日 国土交通省関東地方整備局	災害時情報交換
51	災害時相互応援協定	平成24年1月30日 栃木県足利市	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
52	災害時における神奈川県内 の市町村の相互支援に関する 協定	平成24年3月29日 神奈川県・神奈川県市長会(19市)・神奈川県 町村会(14町村)	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
53	災害時相互応援協定書	平成24年8月1日 千葉県我孫子市	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
54	災害時相互応援協定書	平成24年10月19日 三重県松阪市	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
55	災害時における資機材等の 提供に関する協定	平成24年11月22日 大和警察署	警察が行う応急対策 への防災備蓄倉庫内 資機材の提供
56	災害時における医療活動に 関する協定	平成25年1月29日 (公益社団法人) 大和市医師会 (一般社団法人) 大和歯科医師会 (公益社団法人) 大和綾瀬薬剤師会	医療救護活動の協力
57	災害時等相互応援に関する 協定	平成25年11月26日 高知県高知市	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
58	災害時における公設消火栓 での応急給水に関する覚書	平成26年3月31日 神奈川県公営企業管理者	スタッドパイクを活用した 応急給水活動のための 公設消火栓の使用
59	災害時相互応援協定書	平成26年7月17日 奈良県明日香村	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
60	災害時相互応援協定書	平成26年11月20日 北海道釧路市	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
61	災害時相互応援協定書	平成29年3月24日 長野県松本市	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
62	災害時相互応援協定書	平成29年11月24日 富山県高岡市	相互の救援資機材の 援助及び被災者支援
63	災害時における家屋被害認 定調査等への協力に関する 協定	平成29年9月21日 神奈川県・神奈川県市長会(19市)・神奈川県 町村会(14町村)・神奈川県土地家屋調査士会	家屋被害認定等の協 力

▼施設利用

通番	協定	締結日 相手	内容
64	災害応急対策の応援に関する協定書	令和3年7月15日 学校法人 大和学園聖セシリア	避難施設等としての施設使用
65	大規模災害時における緊急消防援助隊応援活動拠点としての使用に関する協定	平成10年4月1日 学校法人 柏木学園	緊急消防援助隊の活動拠点としての施設使用
66	大規模災害時における緊急消防援助隊応援活動拠点としての使用に関する協定書	令和3年3月22日 イオンリテール株式会社	緊急消防援助隊の活動拠点としての施設使用
67	大規模災害時における緊急消防援助隊応援活動拠点としての使用に関する協定書	令和3年3月24日 三機工業株式会社	緊急消防援助隊の活動拠点としての施設使用
68	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定	平成24年3月29日 神奈川県立大和高等学校	避難施設としての施設使用
		平成24年3月29日 神奈川県立大和西高等学校	
		平成24年5月21日 神奈川県立大和東高等学校	
		平成24年6月29日 神奈川県立大和南高等学校	
69	災害時要援護者の避難施設として利用することに関する協定	平成21年6月29日 特別養護老人ホーム敬愛の園	要援護者の避難施設としての施設使用
		平成21年6月29日 特別養護老人ホーム晃風園	
		平成21年6月29日 特別養護老人ホームサンホーム鶴間	
		平成21年6月29日 特別養護老人ホームひまわりの郷	
		平成21年6月29日 特別養護老人ホームみなみ風	
		平成21年6月29日 特別養護老人ホームロゼホームつきみ野	

		平成 21 年 6 月 29 日 特別養護老人ホーム和喜園	
		平成 21 年 6 月 29 日 知的障害者更生施設福田の里	
		平成 27 年 7 月 30 日 ふきのとう舎	
		平成 27 年 7 月 30 日 ふきのとう向生舎	
		平成 27 年 7 月 30 日 ワークステーション菜の花	
		平成 27 年 7 月 30 日 ぼらーの上和田	
		平成 29 年 3 月 28 日 特別養護老人ホーム ル・リアンふかみ	
		平成 29 年 3 月 28 日 特別養護老人ホーム スミール桜ヶ丘	
		令和 4 年 2 月 28 日 あおば	
		令和 4 年 2 月 28 日 福祉創造スクウェア・すぶら	
		令和 4 年 2 月 28 日 ほの里南林間	
		令和 4 年 2 月 28 日 松葉の家	
70	災害時における帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定	平成 25 年 11 月 22 日 三機工業株式会社	帰宅困難者一時滞在施設（建物オープンスペース、研修宿泊施設およびエントランス）としての施設使用
71	災害時における広域避難場所としての使用に関する協定及び使用の取り扱いに関する覚書	平成 26 年 4 月 1 日 小田急スポーツサービス	広域避難場所としての施設使用
		平成 28 年 3 月 31 日 一般社団法人 相模カンツリー倶楽部	
72	災害等における帰宅困難者一時滞在施設利用の協力に関する協定	平成 28 年 11 月 3 日 やまとみらい 代表者 株式会社図書館流通センター	帰宅困難者一時滞在施設としての施設使用（シリウス）

73	災害等における帰宅困難者一時滞在施設利用の協力に関する協定	平成 28 年 6 月 27 日 YAMATO 文化森管理組合	帰宅困難者一時滞在施設としての施設使用（シリウス）
74	災害等における公衆浴場等の使用に関する協定	平成 29 年 6 月 28 日 神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合大和支部	被災者および災害支援ボランティアへの入浴支援
75	災害時の施設使用に関する協定	平成 29 年 10 月 30 日 株式会社宝幸	災害時、応援職員等の休憩所としての施設使用
76	災害時の施設使用に関する協定	平成 30 年 9 月 18 日 ユニプレス株式会社	災害時の復旧工事に係る資機材置き場としておよび応援職員等の休憩所としての施設使用
77	災害時等における施設利用の協力に関する覚書	令和 4 年 2 月 7 日 やまとみらい 代表者 株式会社図書館流通センター	帰宅困難者一時滞在施設、地域活動拠点及び生活必需物資集積センターとしての施設使用（ポラリス）
78	災害時における宿泊サービスの提供に関する覚書	令和 2 年 9 月 1 日 株式会社 東横イン大和駅前店	災害時、応援職員の宿泊を目的としての施設使用
		令和 2 年 9 月 1 日 朝日ホテルチェーン株式会社 大和第一ホテル	
		令和 2 年 9 月 1 日 アークホテル大和	
79	災害時等における施設利用の協力に関する覚書	令和 2 年 12 月 8 日 やまとみらい 代表者 株式会社図書館流通センター（桜丘学習センター）	帰宅困難者一時滞在施設及び洪水時等に開設する臨時避難所としての施設使用（つきみ野学習センターは帰宅困難者一時滞在施設のみ）
		令和 2 年 12 月 8 日 やまとみらい 代表者 株式会社図書館流通センター（渋谷学習センター）	
		令和 2 年 12 月 8 日 やまとみらい 代表者 株式会社図書館流通センター（つきみ野学習センター）	

80	災害時等における施設利用の協力に関する覚書	令和3年8月20日 社会福祉法人県央福祉会	要配慮者(概ね2か月までの子とその母親)の避難施設としての施設使用(こども城)
----	-----------------------	--------------------------	---

▼その他

通番	協定	締結日 相手	内容
81	地域防災相互援助に関する覚書	平成18年3月7日 自主防災会・当該施設	災害時における相互援助、施設の提供
82	災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	平成21年1月30日 (社団法人)全国霊柩自動車協会 神奈川県葬祭業協同組合	災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給
83	災害時における法律相談に関する協定	平成24年1月11日 大和法曹会	法律相談
84	災害時における司法書士登記・法律相談に関する協定	平成24年1月12日 神奈川県司法書士会厚木支部	登記・法律相談
85	災害時における税務相談に関する協定	平成24年1月12日 東京地方税理士会大和支部	税務相談
86	災害時における行政書士相談に関する協定	平成24年1月12日 神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部	行政書士相談
87	災害時における労働・年金相談に関する協定	平成24年2月15日 神奈川県社会保険労務士会厚木支部	労働・年金相談
88	大和市災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定	平成27年3月31日 公益財団法人大和市国際化協会	災害時における災害多言語支援センターの設置・運営
89	災害時における地図製品などの供給に関する協定書	平成29年5月30日 株式会社ゼンリン	災害時における地図データの提供
90	緊急災害時における飲料提供に関する協定書	令和3年11月9日 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	災害時における飲料の提供
91	緊急災害時における飲料提供に関する協定書	令和4年2月22日 ダイトードリンコ株式会社	災害時における飲料の提供

7-1 大和市防災会議条例

(昭和 39 年 7 月 1 日)
(条 例 第 33 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大和市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大和市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて大和市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織等)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、35人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 神奈川県知事の部内の職員
 - (3) 神奈川県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第26号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第29号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

7-2 大和市防災会議運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は大和市防災会議条例（昭和39年7月1日条例33号）第5条の規定に基づき大和市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合には、書面をもって会長に届け出なければならない。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときには、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、防災主管課が処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、そのつど会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和51年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

7-3 大和市防災会議委員名簿

令和5年4月1日現在

No.	選 任 区 分	役 職 名
1	会長 市町村長	大和市長
2	委員 指定地方行政機関の職員	農林水産省関東農政局神奈川県拠点 総括農政業務管理官
3	〃 県知事の部内の職員	県央地域県政総合センター所長
4	〃 〃	県企業庁大和水道営業所長
5	〃 〃	厚木土木事務所東部センター 所長
6	〃 〃	厚木保健福祉事務所大和センター所長
7	〃 県警察官	大和警察署長
8	〃 指定公共機関	日本郵便(株)大和郵便局長
9	〃 〃	東日本電信電話株式会社神奈川西支店
10	〃 〃	東京電力パワーグリッド(株)相模原支社長
11	〃 〃	東京ガスネットワーク(株)神奈川西支店長
12	〃 指定地方公共機関	神奈川中央交通東(株)大和営業所長
13	〃 〃	小田急電鉄(株)大和駅長
14	〃 〃	相模鉄道(株)大和管区長
15	〃 〃	東急電鉄(株)長津田駅長
16	〃 〃	(公社) 大和市医師会長
17	〃 市長が必要と認めた者	(一社) 大和建设業協会会長
18	〃 〃	海上自衛隊第四航空群 厚木航空基地隊司令
19	〃 〃	陸上自衛隊第四施設群長
20	〃 〃	相鉄バス(株)綾瀬営業所長
21	〃 〃	大和市自治会連絡協議会 会長
22	〃 〃	大和ラジオ放送(株)代表取締役 社長
23	〃 〃	大和市議会事務局長
24	〃 消防団長	大和市消防団長
25	〃 自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者	東京都立大学名誉教授
26	〃 〃	NPO法人かながわ難民定住援助協会スタッフ
27	〃 〃	NPO法人神奈川災害ボランティアネットワーク職員
28	〃 市長の部内の職員	副市長
29	〃 〃	副市長
30	〃 〃	健康福祉部長
31	〃 〃	環境施設農政部長
32	〃 〃	街づくり施設部長
33	〃 〃	病院長
34	〃 教育長	教育長
35	〃 消防長	消防長

7-4 大和市災害対策本部条例

(昭和 39 年 7 月 1 日)
(条 例 第 3 4 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、大和市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月 28 日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

7-5 大和市災害対策本部職員の任命に関する規則

(昭和 51 年 7 月 27 日)
(規 則 第 3 4 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 3 項の規定に基づく大和市災害対策本部の職員の任命に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長の任命)

第2条 災害対策副本部長は、副市長、教育長及び大和市立病院長の職にある者をもって充てるものとする。

(本部員の任命)

第3条 災害対策本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

- (1) 大和市職員の職の設置に関する規則（昭和 40 年大和市規則第 9 号）別表に規定する部長（市立病院の部長を除く。）、市長室長及び事務局長
- (2) 大和市議会事務局の組織等に関する規程（昭和 41 年大和市議会告示第 1 号）第 5 条第 1 号に規定する事務局長
- (3) 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成 21 年大和市教育委員会規則第 3 号）別表に規定する部長
- (4) 消防長
- (5) その他市長が必要と認めた者

(その他の職員の任命)

第4条 その他の職員は、前 2 条に規定する者を除き、大和市職員定数条例（昭和 27 年大和町条例第 2 号）別表に規定する職員のうちから必要な者をもって充てるものとする。

附 則

この規則は、昭和 51 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年規則第 43 号）

この規則は、昭和 53 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年規則第 32 号）

この規則は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年規則第 53 号）

この規則は、昭和 56 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年規則第 22 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年規則第 38 号）

この規則は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年規則第 53 号）

この規則は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 6 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 47 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 69 号抄）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 21 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 23 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

7-6 大和市災害対策本部要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市災害対策本部条例（昭和39年大和市条例第34号、以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大和市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の構成)

第2条 本部は、本部会議、本部事務局及び部・班をもって構成する。

(本部会議)

第3条 本部会議は、災害対策上重要な指示又は総合調整を行う機関とし、おおむね次の事項を審議するものとする。

- (1) 災害応急対策の基本に関すること。
- (2) 動員配備態勢に関すること。
- (3) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (4) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 他市町村への応援要請に関すること。
- (6) 公用負担等に関すること。
- (7) 災害対策に関する経費の処理に関すること。
- (8) 前各号に規定するもののほか、必要な事項に関すること。

2 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、必要がある場合は、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

4 本部会議は、本部長が必要と認めた場合に招集する。

(本部長の職務代理)

第4条 条例第2条第2項の規定により、本部長の職務を代理する副本部長の順序は、大和市災害対策本部職員の任命に関する規則（昭和51年規則第34号）第2条に掲げる順序とする。

(危機管理監)

第5条 危機管理監は、本部長の命を受け、本部の事務を掌理し、本部事務局及び部・班を指揮監督する。

(本部事務局)

第6条 本部事務局の事務は、危機管理課において処理する。

(部及び班)

第7条 本部に、災害の種類又は規模に応じて次の各号に掲げる部及び班を置くものとする。

- (1) 市長室
- (2) 政策部
- (3) 総務部
- (4) 文化スポーツ部
- (5) 市民経済部
- (6) 環境施設農政部
- (7) 健康福祉部

- (8) こども部
- (9) 街づくり施設部
- (10) 病院部
- (11) 消防部
- (12) 教育部
- (13) 協力部

- 2 部及び班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。
- 3 部長及び班長は、別表第1の部長及び班長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部長は、本部長の命を受けて部の業務を掌理し、所管職員を指揮監督する。
- 5 部長に事故ある時又は部長が欠けたときは、別表第1に掲げる順位による代位者がその職務を代理する。
- 6 班長は、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、初動態勢時には班相互の協力、連携により部の総力を持って業務にあたるものとする。
- 7 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(本部連絡員)

第8条 部に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、各部の総務担当班長がこれにあたる。
- 3 本部連絡員は、本部室において勤務し、所属部班との連絡並びに所属班に関する被害及び災害対策に関する情報、資料の整理等の事務に従事する。

(非常配備)

第9条 本部長は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な非常配備態勢を整えるものとする。

- 2 非常配備態勢は、別表第2のとおりとする。
- 3 非常配備態勢下における職員（以下「非常配備要員」という。）の定数は、別表第3のとおりとする。ただし、本部長は、災害の種類、規模及び発生の時期により必要と認めるときは、定数と異なる非常配備要員を動員することができる。なお、他の団体等への派遣職員は、非常配備要員から除外するものとする。

(指令、情報等の受伝達)

第10条 本部からの命令、指示等の伝達は災害対策連絡兼情報処理票により、気象通報の受信及び伝達は気象通報票により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により行うことができる。

(緊急参集等)

第11条 非常配備要員に指定されたものは、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は災害が発生するおそれのあることを察知したときは、災害報道の聴取に努めるとともに、自ら進んで所属部班に参集し、又は所属部班に連絡を取り、上司の指示を受けなければならない。

(特例)

第12条 本部長は、災害対策上必要があると認めるときは、この要領の規定にかかわらず、部及び班の編成又は分掌事務について別に定めることができる。

(様式)

第13条 この要領で使用する様式は、別表第4のとおりとし、その内容は危機管理監が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

災害対策本部 部・班分掌事務

区分	部	責任者	初動時の業務	応急体制分掌事務（班／班長）
統括事務局		危機管理 監代位者： 危機管理 課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・各部職員の参集状況の把握 	【危機管理班/危機管理監】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の運営に関すること ・災害応急対策の総括及び各部との連絡調整に関すること
				【選挙管理委員会事務局班/選挙管理委員会事務局次長】 【監査事務局班/監査事務局次長】 <ul style="list-style-type: none"> ・各部との連絡調整に関すること ・部内外からの災害情報の収集に関すること （市内ライフライン施設「ガス、電気、水道、電話」の被害状況及び交通機関の運行状況の把握を含む） ・応急対策特命に関すること
市長室	市長室長 代位者： 秘書総務 課長	<ul style="list-style-type: none"> ・部内職員の出勤（参集）状況の把握 ・他部との連絡調整 ・初動応急対策特命に関すること 	【秘書総務班/秘書総務課長】 <ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長の秘書に関すること ・防災会議関係機関との連絡調整に関すること ・視察、見舞等の来庁者の接遇に関すること 	
			【基地対策班/基地対策課長】 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・災害救助法の適用要請及び県災害対策本部等他機関への応援要請等に関すること 	
			【広報広聴班/広報広聴課長】 <ul style="list-style-type: none"> ・報道関係機関との連絡調整に関すること ・災害記録の作成及び保管に関すること ・ホームページ、やまとPSメールを活用した災害情報の配信に関すること 	
			（各班共通） <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策特命に関すること 	

総務・情報	政策部 総務部 協力部	政策部長 代位者： 総務部長 議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・部内職員の出勤(参集)状況の把握 ・来庁者の安全確保 ・市有施設の被害状況調査 ・電算施設の機能及び情報の確保 ・災害対策車両の確保 ・災害情報の収集、伝達 ・市有施設の応急危険度判定活動 ・初動応急対策特命に関する事 	<p>【政策総務班/政策総務課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動拠点（北部：北部文化・スポーツ・子育てセンター（大和市民交流拠点ポラリス））の開設、運営に関する事 <p>【総合政策班/総合政策課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動拠点（中部：大和スポーツセンター）の開設、運営に関する事 <p>【財政班/財政課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算の執行管理に関する事 ・義援金品の受入れに関する事 ・地域活動拠点（南部：ゆとりの森仲良しプラザ）の開設、運営に関する事 <p>【デジタル戦略班/デジタル戦略課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有電算施設の機能回復、機能維持に関する事
				<p>【総務班/総務課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括・情報業務担当部間の連絡調整に関する事 ・緊急文書の印刷取扱い等に関する事 ・各種災害時応援協定の運用に関する事 <p>【人財班/人財課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災職員の把握に関する事 ・職員、応援者の仮眠施設の確保及び割当てに関する事（指定避難所分は除く） ・職員等の公務災害等に関する事 <p>【契約検査班/契約検査課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係物品の調達に関する事 ・緊急資機材等の調達及び応急対策工事の契約に関する事 <p>【管財班/管財課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の調達に関する事 ・車両、暖房用等の燃料の確保に関する事 <p>【公共建築班/公共建築課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の（被災建築物）危険度判定に関する事 ・市有施設の解体・撤去に関する事 <p>【収納班/収納課長】</p> <p>【市民税班/市民税課長】</p>

				<p>【資産税班/資産税課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救援物資等の受入及び各集配センターへの配送に関すること ・地域活動拠点への救援物資及び資機材等の搬送に関すること ・罹災証明の発行に関すること <p>【会計班/会計課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急支払いに関すること <p>【議会事務局班/議会事務局次長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員との連絡調整に関すること ・議会関係の視察、見舞等来庁者の接遇に関すること <p>(各班共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策特命に関すること
救 援 ・ 救 護	文化ス ポーツ 部 市民経 済部 健康福 祉部 こども 部 教育部	健康福祉 部長 代位者： 文化スポ ーツ部長 市民経済 部長 こども部 部長 教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・部内職員の出勤(参集)状況の把握 ・所管施設利用者の安全確保 ・所管施設及び関係施設の被害状況調査 ・指定避難所の開設、運営 ・医療救護所の開設、運営 ・遺体の処置 ・初動応急対策特命に関すること 	<p>【文化振興班/文化振興課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救援・救護業務担当部間の連絡調整に関すること ・文化財の被害状況の把握に関すること <p>【国際・男女共同参画班/国際・男女共同参画課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災外国人の支援に関すること <p>【図書・学び交流班/図書・学び交流課長】</p> <p>【スポーツ班/スポーツ課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設が指定避難所となった場合の避難所運営に関すること ・遺体安置所の設置に関すること <p>【イベント観光班/イベント観光課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所間の連絡調整に関すること <p>【市民活動班/市民活動課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の受入に関すること <p>【市民相談班/市民相談課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の市民相談の実施に関すること <p>【市民班/市民課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等の安否確認に関すること ・埋火葬許可証の発行に関すること

				<p>【保険年金班/保険年金課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道折り返し駅周辺の混乱防止対策に関する事 ・ターミナル駅周辺の混乱防止対策に関する事 <p>【生活あんしん班/生活あんしん課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会との連絡調整に関する事 ・所管施設（コミュニティセンター）が指定避難所となった場合の避難所開設に関する事（「健康福祉総務班の補佐に関する事を含む） <p>【産業活性班/産業活性課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商・工業関係の被害調査に関する事 ・商・工業関係機関との連絡調整に関する事 ・商・工業の復旧、復興に関する事
				<p>（各班共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策特命に関する事
				<p>【健康福祉総務班/健康福祉総務課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社及びその他社会福祉団体との連絡調整に関する事 ・要配慮者に対する支援に関する事 ・災害救助法の適用に係る連絡調整及び総括に関する事 ・被災者生活再建支援法の適用の総括に関する事 <p>【医療健診班/医療健診課長】</p> <p>【健康づくり推進班/健康づくり推進課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会等医療機関との連絡調整に関する事 ・遺体の処置に関する事 ・広域大和斎場との連絡調整に関する事 ・医療救護所の開設・運営に関する事 ・他自治体・組合への火葬依頼に関する事 ・防疫に関する事 ・保健活動に関する事

				<p>【おひとりさま政策班/おひとりさま政策課長】</p> <p>【介護保険班/介護保険課長】</p> <p>【人生 100 年推進班/人生 100 年推進課長】</p> <p>【障がい福祉班/障がい福祉課長】</p> <p>【生活援護班/生活援護課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用に係る事務に関する事 ・被災者生活再建支援法の適用に関する事 ・遺体安置所の運営に関する事
				<p>【こども総務班/こども総務課長】</p> <p>【ほいく班/ほいく課長】</p> <p>【すくすく子育て班/すくすく子育て課長】</p> <p>【こども・青少年班/こども・青少年課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用に係る事務に関する事 ・被災者生活再建支援法の適用に関する事
				<p>【教育総務班/教育総務課長】</p> <p>【学校教育班/学校教育課長】</p> <p>【保健給食班/保健給食課長】</p> <p>【指導室班/指導室長】</p> <p>【教育研究所班/教育研究所長】</p> <p>【青少年相談室班/青少年相談室長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員との連絡調整に関する事 ・学校その他教育機関との連絡調整に関する事 ・応急給水活動に関する事 ・炊き出し活動に関する事 ・学校保健及び給食に係る調整に関する事 ・指定避難所の開設に関する事 ・り災児童、生徒の把握に関する事 ・り災教職員の把握に関する事 ・応急教育活動に関する事 ・児童、生徒の受入要請に関する事
				<p>(各班共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策特命に関する事

<p>復旧・復興</p>	<p>環境施設農政部 街づくり施設部</p>	<p>街づくり施設部長 代位者：環境施設農政部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内職員の出勤(参集)状況の把握 ・ 所管施設利用者の安全確保 ・ 市内道路、橋梁、河川、公園の被害状況調査 ・ 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定の補佐に関すること ・ 応急危険度判定活動(指定避難所候補地を除く) ・ 建築相談に関すること ・ 初動応急対策特命に関すること 	<p>【環境総務班/環境総務課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動拠点(中部)業務の補佐に関すること <p>【生活環境保全班/生活環境保全課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物資の安全確保に関すること <p>【みどり公園班/みどり公園課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動拠点(北部)業務の補佐に関すること <p>【農政・農業委員会事務局班/農政課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係の被害調査に関すること ・ 家畜伝染病及び農作物病害等の防疫に関すること ・ 農業関係団体との連絡調整に関すること <p>【環境管理センター班/環境管理センター所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ、その他廃棄物の除去及び清掃に関すること <p>【下水道・河川施設班/下水道・河川施設課長】</p> <p>【下水道経営班/下水道経営課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の危険箇所の警戒及び巡視に関すること ・ 河川等の関係機関との連絡調整に関すること ・ 河川等の応急対策に要する土木資機材等の調達に関すること ・ 内水排除に関すること ・ 下水道施設の被害状況調査と応急対策に関すること ・ 準用河川の危険箇所の防御に関すること <p>【水質管理センター班/水質管理センター所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水の処理に関すること <p>【街づくり総務班/街づくり総務課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧、復興の計画の立案に関すること ・ 仮設住宅の建設に関すること ・ 復旧・復興業務担当部間の連絡調整に関すること ・ 国県道等の関係機関との連絡調整に関すること ・ 地域活動拠点(南部)業務の補佐に関すること
--------------	----------------------------	----------------------------------	--	---

			<p>【建築指導班/建築指導課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定活動に関する こと ・建築指導に伴う災害対策に関する こと ・ブロック塀の倒壊防止措置の指導に関する こと ・住宅の応急修理に関する こと <p>【街づくり計画班/街づくり計画課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地危険度判定に関する こと ・開発行為に伴う災害復旧の指導に関する こと ・がけ等の被害状況調査及び応急対策に関する こと ・建築相談に関する こと <p>【街づくり推進班/街づくり推進課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊建物の緊急解体・撤去に関する こと ・公費負担による一般建物解体・撤去に関する こと ・障害物の除去に関する こと <p>【道路安全対策班/道路安全対策課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の点検及び応急対策に関する こと ・道路上のがけ崩れ等の応急対策に関する こと ・国県道等の関係機関との連絡調整に関する こと ・街路樹対策に関する こと ・交通安全対策に関する こと ・警察及び交通安全協会との連絡調整に関する こと <p>【道路管理班/道路管理課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の被害状況調査と橋梁、街路樹以外 の応急対策に関する こと ・道路上のがれきの撤去に関する こと ・道路等の応急対策に要する土木資機材等の 調達に関する こと
			<p>(各班共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策特命に関する こと

医療	病院部	病院事務局長 代位者： 病院総務課長	【病院総務班/病院総務課長】 【医事班/医事課長】 【経営戦略班/経営戦略室長】 【医療班[診療部・医療技術部・看護部]/各所管部門の長】 【医療安全管理班/医療安全管理室長】 【地域連携班/地域連携科長】 ・施設利用者（入院外来患者含む）の安全確保に関すること ・施設及び医療器具等の被害状況確認 ・医薬品、器具、消耗品の調達及び管理に関すること ・緊急患者の受入、治療、看護及び助産に関すること ・緊急患者救護のための医師、看護師等の派遣及び医療活動に関すること ・重傷患者に対する後方医療機関への搬送手配に関すること ・死体の検案及び清浄縫合等の措置に及び検案書の作成に関すること
消火・救助	消防部	消防長 代位者： 消防総務課長	【消防総務班/消防総務課長】 【警防班/警防課長】 【予防班/予防課長】 【指令班/指令課長】 【救急救命班/救急救命課長】 【消防署班/各課・分署長】 ・施設利用者の安全確保に関すること ・所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・火災、水害等の災害活動に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・要救助者の救出、救護に関すること ・災害通報の受理伝達に関すること ・誘導及び警戒区域の設定に関すること ・消防法に基づく危険物施設の安全対策に関すること ・消防関係機関との連絡調整に関すること ・消防団員の動員に関すること ・被害拡大に係る県下広域応援部隊等の要請に関すること ・応援消防部隊の受援に関すること

別表第2（第9条関係）

職員非常配備態勢

区分	災害調整会議	災害警戒本部	災害対策本部			
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	
配 備 基 準	風水害	災害警戒本部の設置に至らない災害へ対応するとき	市域において被害の発生、または発生が予想されるとき	全市的に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 市域において発生した被害の拡大、または拡大が予想されるとき	全市的な被害や局所的甚大な被害の発生、または発生が予想されるとき	大規模な被害の発生に、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき
	地震災害		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	本市において震度5弱を観測したとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	本市において震度5強を観測したとき	本市において震度6弱以上を観測したとき
	特殊災害		災害が発生したとき	被害の拡大により災害対策本部への移行が必要などとき		

※地震災害において、本市で震度4を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、危機管理課職員が参集し、情報収集を行う。

※特殊災害において、災害の発生につながる可能性があると考えられる事案の発生又は発生する恐れがあるとの通報を受けたときは、危機管理課職員が参集し、情報収集を行う。

別表第3（第9条関係）

非常配備要員定数表

区 分		1号配備	2号配備	3号配備
本部員(部長)	応急対策時	13	13	13
本部連絡員	応急対策時	13	13	13
班 員	応急対策時	各班の25%にあたる職員を対象に、事前準備及び応急対策に必要な人員を配備	各班の50%にあたる職員を対象に、事前準備及び応急対策に必要な人員を配備	各班の100%にあたる職員を対象に、事前準備及び応急対策に必要な人員を配備

- (注) 1 部長は、災害対策本部員となり、1号配備とする。
 2 本部連絡員は、各部の総務担当班の班長とし、1号配備とする。
 3 班員は、災害対策本部各班の班長以下担当者全員とし、班長は、1号配備とする。
 4 この定数表は、消防部及び病院部には適用せず、別に部長が定めるものとする。

別表第4（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	災害対策連絡兼情報処理票	第10条関係
第2号様式	気象通報票	第10条関係

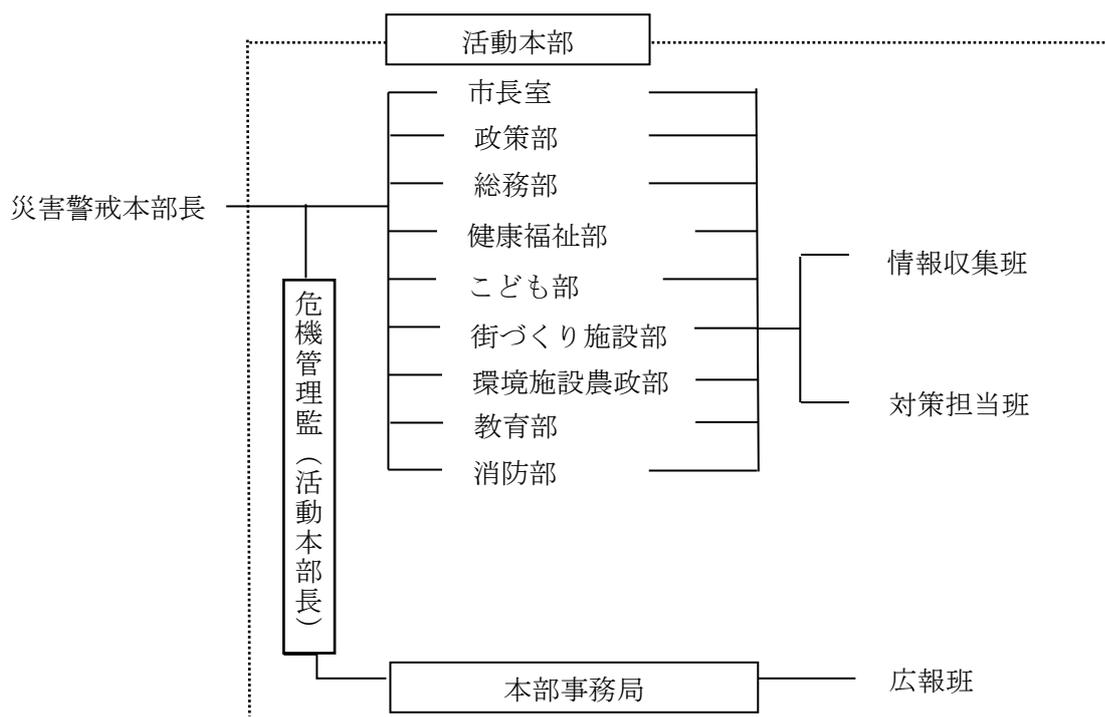
7-7 大和市災害警戒本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）設置以前の災害、応急対策の活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 大和市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の組織は次のとおりとする。ただし、市長は、災害の種類、規模及び発生の時期により組織の構成員を追加することができる。



2 災害警戒本部長（以下「本部長」という。）には、市長室に属する事務を主たる担当とする副市長をもって充てる。

3 活動本部の本部長（以下「活動本部長」という。）には、危機管理監をもって充て、併せて活動本部の総指揮を執り行う。

4 本部員は、各組織の部長をもって充てる。

5 災害警戒本部連絡員（以下「本部連絡員」という。）には、各組織の本部員が指名した者をもって充てる。

6 本部事務局の事務は、危機管理課において処理する。

7 部・班の名称及び分掌事務は、大和市災害対策本部要領第7条の規定を準用する。

(本部長の職務代理)

第3条 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、大和市副市長の事務分担等に関する規則第5条の規定により、他の副市長がその職務を代理する。

(災害警戒本部の設置)

第4条 市長は、危機管理監から災害の情報または災害の発生が予測される情報等の報告を受けた場合において災害警戒本部設置の判断をする。

(災害警戒本部会議)

第5条 本部長は、災害対策の重要な事項について指示し、又は、総合調整を行うため災害警戒本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

2 本部会議は、本部長、活動本部長、本部員、本部事務局及び本部長が指名した対策担当班をもって構成する。

3 本部長は、災害の状況によって本部会議構成員以外の関係職員を招集することができる。

4 本部会議は、原則として災害対策本部室（研修室）において開催する。

5 災害に対する応急活動の重要な方針検討、選択、指揮、命令等は、本部会議において決定するものとする。

6 前項以外の事項については、原則として活動本部が決定するものとし、活動本部長は、災害の状況及び経過に応じて逐次市長及び本部長に対しその状況を報告するとともに、必要な助言・指示を受けるものとする。

(災害の通報)

第6条 各部に、市民等から災害の通報があった場合は、次条に規定する情報収集班に速やかに連絡するものとする。ただし、人命に危険が切迫していると判断したときは、部隊等を出動させその後必要な手続きをとるものとする。

(情報収集班)

第7条 情報収集班の構成は、別表第1のとおりとする。

2 情報収集班の班長には、政策部長が定めた者をもって充てる。

3 情報収集班長は、班内を統括する。

4 情報収集班長は、災害活動処理票に通報の内容を記載し速やかに次条に規定する対策担当班に報告するものとする。

5 情報収集班は、前項で処理した事項及びその他活動事項等を防災情報システム等により電子データ化し、情報処理を行う。

(対策担当班)

第8条 対策担当班の構成は、別表第2のとおりとする。

2 対策担当班の班長は、危機管理課職員をもって充てる。

3 対策担当班長は、班内を統括する。

4 対策担当班は、災害活動処理票に記載されている内容を検討し、各班の活動方針を決定するとともに、班内職員に対し応急活動等を指示する。

(広報班)

第9条 広報班の構成は、別表第3のとおりとする。

2 広報班の班長は、広報広聴課長をもって充てる。

3 広報班長は、班内を統括する。

4 広報班は、報道各社に対し情報提供を行うとともに、インターネット、その他の広報媒体を利用して、災害情報を広く市民等に広報するものとする。

(執務場所)

第10条 情報収集班、対策担当班、広報班の各班は、原則として災害対策本部室（研修室）において執務するものとする。

(本部連絡員)

第11条 本部連絡員は災害対策本部室（研修室）において待機し、本部員等からの指示を配備責任者に対し伝達し、また、配備責任者からの報告を所属部長に報告するものとする。

(配備責任者)

第12条 各部の部長は、所属職員のうちから配備責任者を指名しておくものとする。

2 配備責任者は所属部事務室に待機し、本部連絡員からの指示に基づき、部内の職員を指揮し配備を行うものとする。

3 配備責任者は、活動状況を逐次本部連絡員及び対策担当班に報告するものとする。

(土のう作成責任者)

第13条 本部長は、土のう作成責任者として、消防部（総務班）からあらかじめ1人を指名しておくものとする。

(動員)

第14条 各本部員は、勤務時間外、休日等において職員の招集を迅速かつ円滑に伝達するために、緊急連絡網を作成しておくものとする。

(予測地域)

第15条 予測地域とは、次の各号に掲げる地域とする。

(1) 1時間降水量が50ミリメートル程度の降雨時において床下浸水が発生するおそれがあると予測される地域

(2) 水防上重要性を有する箇所

(3) 土砂災害警戒区域において、特に被害の発生に警戒が必要な地域

(4) その他、防災上特に配慮すべき要因のある施設及び地域

2 本部長は、災害及び気象状況に応じて予測地域をパトロールさせるものとする。

3 前項に規定する予測地域は、市長室、街づくり施設部、環境施設農政部及び消防部の各部長が指名した者をもって協議し、毎年5月末までに定めるものとする。

(気象情報等の連絡)

第16条 指令班長は、消防部において観測する気象情報、水防警報、降水量その他災害警戒活動において必要とされる情報を、本部事務局に連絡するものとする。

(災害警戒本部の廃止)

第17条 災害警戒本部は、市災害対策本部が設置された場合及び当該災害に対する応急対策の措置が終了したとき、又は災害の発生のおそれなくなったときは廃止する。

(様式)

第18条 この要領で使用する様式は、別表第4のとおりとし、その内容は危機管理監が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、平成11年4月1日施行の大和市小規模災害対策本部設置要綱は廃止する。

附 則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月28日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係） 情報収集班

担当班	職名
市長室	部長が定めた者
政策部	部長が定めた者
総務部	部長が定めた者
街づくり施設部	部長が定めた者
環境施設農政部	部長が定めた者
消防部	部長が定めた者

別表第2（第8条関係） 対策担当班

担当班	職名
市長室	危機管理課職員
政策部	部長が定めた者
総務部	部長が定めた者
健康福祉部	部長が定めた者
こども部	部長が定めた者
街づくり施設部	部長が定めた者
環境施設農政部	部長が定めた者
教育部	部長が定めた者
消防部	部長が定めた者

別表第3（第9条関係） 広報班

担当班	職名
市長室	広報広聴課長
	広報広聴課広報係、市政PR戦略係
政策部	部長が定めた者

別表第4（第18条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	災害活動処理票	第7条

処理番号

災害活動処理票

受信日時	年 月 日 時 分			
受信者	所属	<input type="checkbox"/> 本部（情報処理担当） <input type="checkbox"/> 市長室 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 文化スポーツ部 <input type="checkbox"/> 市民経済部 <input type="checkbox"/> 環境施設農政部 <input type="checkbox"/> 健康福祉部 <input type="checkbox"/> こども部 <input type="checkbox"/> 協力部 <input type="checkbox"/> 街づくり施設部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 消防部 <input type="checkbox"/> 病院部 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	氏名			
通報者	住所			
	氏名			
	電話			
災害発生場所			地図（ゼンリン・明細）	
目標				
被害種別	1 建物（火災・損壊） 2 道路（冠水・損壊） 3 宅地内雨水流入 4 床上・下浸水 5 倒木 6 崖崩れ 7 その他（ ）			
災害状況				
担当班	<input type="checkbox"/> 本部（情報処理担当） <input type="checkbox"/> 市長室 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 文化スポーツ部 <input type="checkbox"/> 市民経済部 <input type="checkbox"/> 環境施設農政部 <input type="checkbox"/> 健康福祉部 <input type="checkbox"/> こども部 <input type="checkbox"/> 協力部 <input type="checkbox"/> 街づくり施設部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 消防部 <input type="checkbox"/> 病院部 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	活動班	責任者	出動	時 分
	電話無線			
指示事項				
活動報告				
		業務終了		時 分

7-8 大和市災害調整会議要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害が発生する恐れがある場合において、緊急的に組織的な活動を行う必要性はないが、各部の応急活動にあたり関係部間における災害情報の共有化等が必要と判断される場合などに設置する大和市災害調整会議（以下「調整会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報収集等)

第2条 危機管理監は、次の各号に該当する気象情報を受信したときは、当該情報を調整会議構成員及び関係者に対し、連絡するものとする。

- (1) 横浜地方気象台から大雨に関する気象情報が発表されたとき。
- (2) 県厚木土木事務所東部センターから水防警報の通報を受けたとき。
- (3) 気象情報事業者等から本市において特段の注意または対策を要する内容の通報を受けたとき。

2 前項の連絡方法等は、危機管理監が別に定める。

3 指令課長は、勤務時間外において第1項各号を受信したときは、危機管理監に代わって調整会議構成員及び関係者に対し連絡するものとする。

4 危機管理監は、気象情報に応じて調整会議構成員及び関係者と連絡を密にするとともに、勤務時間外においては危機管理課員を招集し、情報収集、情報処理等の事前準備体制を整えるものとする。

(調整会議)

第3条 市長は、危機管理監からの気象情報等に関する報告に基づき調整会議の開催が必要と判断した場合には、当該会議を開催する。

2 調整会議の構成は、別表第1とし、市役所内会議室で開催する。ただし、市長は、災害の種類、規模及び発生 の時期により構成員を変更することができる。

(調整会議の運営)

第4条 危機管理監は、様式第1に定める会議運営次第により会議を運営する。

(会議の報告)

第5条 危機管理監は、市長及び大和市災害警戒本部長を担う副市長に調整会議の結果報告を行う。

附 則

1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、平成11年4月1日施行の大和小規模災害対策本部設置事前準備会議要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名
危機管理監
危機管理課長
健康福祉総務課長
こども総務課長
街づくり計画課長
道路管理課長
下水道・河川施設課長
教育総務課長
警防課長

大和市災害調整会議運営次第

- 1 開会
- 2 気象情報
 - 2-1 降水量：警防課
 - 2-2 気象業務委託事業者からの本市に係る気象情報：危機管理課
 - 2-3 神奈川県からの気象情報：危機管理課
 - 2-4 厚木土木事務所東部センター発令の河川情報：警防課、危機管理課
 - 2-5 その他の情報：危機管理課
- 3 各部署における事前対策活動状況および被害状況
 - 3-1 健康福祉部（健康福祉総務課）
 - 3-2 こども部（こども総務課）
 - 3-3 街づくり施設部（街づくり計画課、道路管理課）
 - 3-4 環境施設農政部（下水道・河川施設課）
 - 3-5 教育部（教育総務課）
 - 3-6 消防部（警防課）
 - 3-7 危機管理課
- 4 防災関係機関の状況
 - 4-1 危機管理課
- 5 災害警戒本部設置の判断
- 6 その他
- 7 閉会

7-9 大和市防災行政無線局管理運用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、大和市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため、大和市防災行政無線（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び同法に基づく命令（以下「電波法令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定系親局 特定の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいい、市役所本庁舎に設置する親局操作卓及び消防本部指令課に設置する遠隔制御装置を含む。
- (2) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (3) 同報無線 固定系親局と固定系子局の通信システムを総称したものをいう。
- (4) 無線系 前各号の無線設備及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (6) 主任無線従事者 無線設備の操作の監督を行う者であって、総務省令無線従事者規則に規定する主任無線従事者講習を受講し、選任した旨を総務大臣に届け出た者をいう。

(無線系の総括管理者)

第3条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、市長がその任に当たり、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第4条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行う。
- 3 管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。
- 4 平日の17時15分以降、祝日及び休日の終日においては、原則として消防本部指令課長が管理責任者を代行することとする。

(通信取扱責任者)

第5条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、常に当該無線局の運用状況を把握し、かつ、機能の維持及び保全に努める。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者及び通信取扱者の中から指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置等)

第6条 総括管理者は、無線局の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意する

ものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成するとともに、無線従事者選（解）任届を所管省庁へ提出するものとする。

（通信取扱者）

第7条 通信取扱者は、主任無線従事者の指導のもとに電波法令を遵守し、同法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（業務書類等の管理）

第8条 管理責任者は、電波法令に基づく業務書類を管理し、保管する。

2 管理責任者は、無線従事者選（解）任届の写しを整理し、保管しておくものとする。

（無線設備の保守点検）

第9条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げる保守点検を当該各号に規定する者が行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱責任者
- (2) 月点検 通信取扱責任者
- (3) 年点検 管理責任者

2 保守点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第10条 総括管理者は、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、総合防災訓練に併せて通信訓練を行うものとする。

2 通信訓練は、通信統制訓練及び住民への警報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

（同報無線に係る通信事項）

第11条 同報無線に係る通信（以下「同報通信」という。）は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 災害に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

（同報通信の種別）

第12条 通信の種別は、定時通信及び臨時通信とする。

2 定時通信は、次のとおりチャイム音をもって定期的に通信するものとし、原則として日曜・祝祭日・1月2日から1月7日及び12月29日から12月31日までを除く毎日行う。

- ア 8時00分～ 8時05分 通年
- イ 15時55分～16時00分 10月から3月
- ウ 16時55分～17時00分 4月から9月

3 臨時通信は、災害に関することその他の事項について必要のつど行う。

（同報無線使用の手続等）

第13条 同報無線の使用（災害に関するものを除く。）を希望する者は、同報無線使用依頼書を同報無線使用前に管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等により管理責任者へ依頼し、事後速やかに同報無線使用依頼書を提出するものとする。

2 管理責任者は、前項の依頼を受けたときは、その内容について検討し、同報通信の可否について決定する。

3 災害に関する同報通信は、災害対策本部長又は災害警戒本部長の命を受けた者が行う。

(同報通信の制限)

第14条 管理責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、定時通信を制限することができる。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(様式)

第16条 この要領で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は市長室長が別に定める。

附 則

1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

2 大和市広報無線局管理運用規程（昭和56年9月）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	同報無線使用依頼書	第13条関係

7-10 大和市防災行政無線運用基準

(趣旨)

第1条 本基準は、防災行政無線のうち、同報無線に関わる臨時通信について、その運用の基準を定めるものとする。

(臨時通信の内容)

第2条 臨時通信に関わる内容は、原則的に次の事項とするが、「人命・財産に関わる緊急を要するもの」を最優先とする。

- (1) 迷子等未帰宅者の情報（発見情報は除く）
- (2) 光化学スモッグ注意報（警報）の発令、解除
- (3) 防災訓練に関すること（小中学校における防災訓練を含む）
- (4) 地震情報（震度4以上の地震観測の注意喚起）
- (5) 市民生活に影響を及ぼす非常事態（大規模停電、断水等）情報
- (6) その他市長が特に必要と認めた情報

2 臨時通信の内容は、大和ラジオ放送株式会社（以下「FMやまと」という。）へ放送依頼を行う。

3 FMやまとへの放送依頼は、原則FAXにより行うものとする。

(臨時通信の時間帯)

第3条 臨時通信の時間帯は、原則8時30分から20時00分までとする。ただし、「人命・財産に関わる緊急を要するもの」で特に必要と認められる場合にはこの限りではない。

(臨時通信の手続き)

第4条 未帰宅者等人命・財産に関わる緊急を要するものについては、次のとおりとする。

- (1) 平日の8時30分から17時15分まで
警察署（放送依頼）→危機管理課→放送（FMやまとへの放送依頼を含む）
- (2) 平日の17時15分以降、祝日及び休日の終日
警察署（放送依頼）→指令課→放送（FMやまとへの放送依頼を含む）

2 市民から直接市へ放送依頼があった場合は、事件性を考慮し、必ず警察署を通すよう指導する。

3 第1項に規定する以外の放送については、「大和市防災行政無線局管理運用要領」に定めるとおりとする。

(情報の管理)

第5条 防災行政無線を利用した案件については、次のとおり進行管理を行うものとする。

- (1) 放送後の情報については市に対し、速やかに報告するよう各関係機関に義務付ける。
- (2) 他の所管部等に関連する内容については、連絡を密にし、情報の一元化を図る。

(伝達・命令の統一)

第6条 防災行政無線の放送依頼があったときに、危機管理課長が不在等の場合は「大和市職務権限規程」に従い、的確かつ速やかに対応する。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

7-11 大和市火災警報規則

(昭和 52 年 1 月 15 日)
(規 則 第 2 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項の規定に基づく火災に関する警報（以下「警報」という。）の発令および解除について、必要な事項を定めるものとする。

(警報の発令及び解除)

第 2 条 警報は、次の各号の 1 に該当する場合に発令し、該当しなくなったときに解除する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により警報の発令をしないことがある

- (1) 実効湿度が 60 パーセント以下であって、最低湿度が 35 パーセント以下となったとき。
- (2) 平均風速 15 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 前 2 号に準ずる気象状況で、火災の予防または警戒上特に危険であると認められるとき。

(警報の信号)

第 3 条 警報の発令及び解除の信号は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別表第 1 の 2 に規定する「その他の信号」により、消防署本署、消防署分署および市長が指定する場所において行うものとする。

(委任)

第 4 条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

7-12 大和市自主防災組織育成指導規則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定による大和市地域防災計画及び同法第5条第2項の規定に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について、必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織)

第2条 自主防災組織とは、災害対策基本法第5条第2項に規定する組織であつて、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、地域住民が自主的に結成し運営するものをいう。

(結成の指導)

第3条 市長は、地域自治会組織との交流の機会をとらえて積極的に地域における防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成に係る指導を行うものとする。

(認定)

第4条 市長は、次に掲げる要件を満たす組織を、自主防災組織として認定するものとする。
この場合において、市長が自主防災組織として認定したときは、その旨を当該組織に通知するものとする。

- (1) 大和市自治会連絡協議会に属する自治会を単位として結成された組織であること。
- (2) 市長に自主防災組織編成（変更）届出書及び自主防災組織図を提出し、適正であると認められるものであること。

(自主防災組織の長)

第5条 自主防災組織の長は、原則として、前条第1号に規定する自治会の会長をもって充てる。

- 2 自主防災組織は、その長に変更が生じたときは、速やかに市長に自主防災組織編成（変更）届出書を提出しなければならない。

(訓練の指導)

第6条 自主防災組織の訓練においては、編成された組織の円滑な活動及び各自主防災組織の相互の連携を積極的に指導するものとする。

(自主防災組織に対する助成)

第7条 市長は、自主防災組織の充実及び強化を図るため、次に掲げる項目について、当該年度予算の範囲内で助成及び補助を行うものとする。

- (1) 自主防災組織結成時における資機材の助成
 - (2) 自主防災組織が継続して防災活動を行う上で必要な資機材の購入費に対する補助
- 2 前項第2号に規定する補助については、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）の規定によるものとする。

(表彰)

第8条 市長は、防災活動等に顕著な実績を上げ、又は功績があった自主防災組織に対し、別に定める基準により表彰を行うことができる。

(台帳)

第9条 市長は、自主防災組織の育成及び補助事業を明らかにするため、次に掲げる台帳を備えておくものとする。

- (1) 自主防災組織台帳
- (2) 防災資機材購入費補助金台帳

(様式)

第10条 この規則で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月27日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	自主防災組織編成(変更)届出書	第4条及び第5条
第2号様式	自主防災組織図	第4条
第3号様式	自主防災組織台帳	第9条
第4号様式	防災資機材購入費補助金台帳	第9条

7-13 大和市自主防災組織結成時防災資機材助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市自主防災組織育成指導規則（平成21年大和市規則第86号。以下「育成指導規則」という。）第7条第1項第1号の規定に基づき、自主防災組織の結成時に防災活動を行う上で必要とする資機材（以下「防災資機材」という。）の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成資機材)

第2条 市長は、育成指導規則第4条の規定により認定された自主防災組織に対し、1組織又は当該組織を分化し編成した場合は1編成につき、次に掲げる防災資機材を助成するものとする。

- (1) ヘルメット 8個
- (2) 腕章 8枚
- (3) 担架 1個
- (4) 拡声器 1個

(申請等)

第3条 自主防災組織は、組織単位又は組織を分化し編成した場合はその編成の数により防災資機材助成を申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、助成の可否を決定した上で、当該自主防災組織に通知し、助成を行う。

3 前項の規定により防災資機材を受領した自主防災組織は、防災資機材受領書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(防災資機材の管理)

第4条 自主防災組織は、助成された防災資機材を適正に管理するものとする。

(台帳)

第5条 市長は、この要綱の規定により助成した資機材について、育成指導規則第9条の規定に基づき、自主防災組織台帳に記載するものとする。

(助成の取り消し等)

第6条 市長は、自主防災組織が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成を取り消し、既に交付した防災資機材があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受け、又は助成を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

7-14 大和市自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市自主防災組織育成指導規則（平成21年大和市規則第86号。以下「育成指導規則」という。）第7条の規定に基づき、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な資機材（以下「防災資機材」という。）の購入に要する経費に対し、補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 育成指導規則の規定により認定された組織をいう。
- (2) 小規模自主防災組織 100世帯未満の世帯で構成する自主防災組織をいう。
- (3) 中規模自主防災組織 100世帯以上500世帯未満の世帯で構成する自主防災組織をいう。
- (4) 大規模自主防災組織 500世帯以上の世帯で構成する自主防災組織をいう。

(補助の対象となる資機材)

第3条 補助の対象となる防災資機材は、別表第1に掲げるものとし、対象となる数量は、同表に掲げる補助基準数量から当該自主防災組織が既に保有している数量を差し引いた数量とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、防災資機材の購入に係る実費又は別表第1に規定する補助基準額のいずれか少ない方の額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とし、100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、次に掲げる区分により算出した額の合計額又は300,000円のいずれか少ない方の額を上限とする。

- (1) 組織割 1自主防災組織につき 200,000円
- (2) 世帯割 1世帯につき 400円

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の長（以下「組織の長」という。）は、防災資機材購入費補助金交付申請書に防災資機材購入費補助事業計画書及び防災資機材購入費補助事業収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査をした上、適当と認めるものについて、補助金の額を決定し、組織の長に防災資機材購入費補助金交付決定通知書により通知する。

(執行状況等の調査)

第7条 市長は、必要と認める場合には、補助事業の執行状況及び自主防災組織の経理内容

について、調査することができる。

(補助事業の計画変更)

第8条 組織の長は、第6条の規定により補助金交付決定の通知を受けた後に補助事業の計画を変更しようとするときは、防災資機材購入費補助事業計画変更申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、これを審査の上、適当と認めるものについて、防災資機材購入費補助事業計画変更承認通知書により組織の長に通知する。

(事業実績の報告)

第9条 組織の長は、補助事業が完了したときは、防災資機材購入費補助事業実績報告書、防災資機材購入費補助事業収支決算書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

(台帳)

第10条 危機管理所管課は、交付した補助金について、育成指導規則第9条の規定に基づき、同条第2号に規定する防災資機材購入費補助金台帳に記載するものとする。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月25日告示第87号)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象防災資機材

区分	補助対象資機材名	補助基準 額	補助基準数量		
			小規模 自主防 災組織	中規模 自主防 災組織	大規模自 主防災組 織
救出救護	投光器（500ワット）一式（コードリールを含む。）	40,000	2	4	8
	発電機（1,600ワット）	190,000	1	2	4
	二連はしご（7メートル）	56,000	1	3	6
	トラロープ（200メートル）	9,000	1	3	6
	一輪車	11,000	3	4	6
	ワンタッチリヤカー	127,000	2	3	4
	チェーンソー	46,000	1	2	4
	のこぎり	5,000	30	60	120
	おの	6,000	30	60	120
	ハンマー	5,000	5	10	30
	スコップ	4,000	30	60	120
	ヘルメット	3,000	30	60	120
	バール	5,000	30	60	120
	手動カッター	13,000	2	4	8
	油圧ジャッキ（2トン）	52,000	2	3	4
	レスキューセット	76,000	1	2	4
	二つ折り担架	17,000	4	8	12
	災害多人数用救急箱（20人用）	42,000	2	4	6
	災害多人数用救急箱（50人用）	81,000	1	2	4
	自動体外式除細動器（ケース含む。）	315,000	1	2	4

給食給水	かまどセット（5升用）	41,000	1	2	4
	カセットコンロ（カセットガス含む。）	6,000	10	30	50
	なべ	41,000	2	3	4
	飲料水タンク（10リットル）	2,000	50	125	250
情報連絡	無線機（トランシーバー）	45,000	8	16	24
	ハンドマイク	23,000	3	5	8
	携帯ライト	4,000	30	60	120
	ラジオ（FM付き）	4,000	5	10	20
初期消火	消火器（10型）	8,000	5	10	20
	消火器格納箱	4,000	5	10	20
避難運営	毛布（パック式）	6,000	50	100	150
	家庭用簡易トイレ	5,000	50	120	250
	携帯トイレ（100枚セット）	16,000	—	—	—
	ビニールシート（3.6メートル×5.4メートル）	4,000	20	50	100
本部	資機材倉庫（3坪当たりとし、名入れを含む。）	315,000	2	4	5
	基礎工事（倉庫設置時に限る。）	150,000	—	—	—
	建築確認申請手数料（倉庫設置時に限る。）	100,000	—	—	—
	テント（2間×3間、三方幕及び名入れを含む。）	190,000	2	4	4
	のぼり旗（名入れ及びポールを含む。）	6,000	2	3	5
	班識別用ベスト（名入れを含む。）	2,000	13	26	39
	班識別用帽子（名入れを含む。）	1,000	13	26	39
その他	自主防災活動において必要とされる資機材で、市長が認めたもの	基準額及び基準数量は、類似する資機材及び自主防災会の規模（小規模自主防災組織、中規模自主防災組織及び大規模自主防災組織の別）を勘案して決定する。			

備考 補助基準額の単位は、円とする。

別表第 2（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	防災資機材購入費補助金交付申請書	第 5 条
第 2 号様式	防災資機材購入費補助事業計画書	第 5 条
第 3 号様式	防災資機材購入費補助事業収支予算書	第 5 条
第 4 号様式	防災資機材購入費補助金交付決定通知書	第 6 条
第 5 号様式	防災資機材購入費補助事業計画変更申請書	第 8 条
第 6 号様式	防災資機材購入費補助事業計画変更承認通知書	第 8 条
第 7 号様式	防災資機材購入費補助事業実績報告書	第 9 条
第 8 号様式	防災資機材購入費補助事業収支決算書	第 9 条

7-15 大和市自主防災組織資機材倉庫用地の確保に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和市自主防災組織育成指導規則（平成21年大和市規則第86号。以下「規則」という。）の規定により結成された自主防災組織が、災害時の応急対策に使用する倉庫を設置するための用地の確保が困難な場合における当該用地の確保に関する手続について定め、もって自主防災組織の育成強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 規則第4条の規定により認定された自主防災組織をいう。
- (2) 倉庫 自主防災組織が災害時の応急対策に必要な防災資機材を保管するための倉庫をいう。

(用地の面積)

第3条 倉庫を設置するための用地の面積は、7平方メートルを上限とする。

(使用の申請)

第4条 自主防災組織が公有財産（市有地）の使用を希望するときは、その代表者が市長と協議の上、大和市公有財産規則（昭和45年大和市規則第12号）等の規定に基づき、使用申請をしなければならない。

- 2 自主防災組織が私有地に倉庫を設置しようとするときは、その代表者が当該土地の地主との間において当該土地の利用方法について、あらかじめ協議を調べ、当該土地の正式な賃貸借契約の締結を契約依頼書により市長に依頼しなければならない。

(賃貸借契約)

第5条 市長は、前条第2項の規定による依頼があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、当該土地の所有者と市長の間において、土地賃貸借契約書により賃貸借契約を締結するものとする。

- 2 前項に規定する賃貸借契約は、契約満了日の6月前までに当事者のいずれかによる契約終了の意思表示がない場合は、当該満了日の次の日から起算して1年間の更新がされたものとみなす。

(賃借料)

第6条 前条の規定により締結された賃貸借契約に係る賃借料は、当該年度における固定資産税及び都市計画税相当額の合計額に次の表の区分に応じた額を加えて得た額とする。ただし、年度途中の賃貸借契約の締結又は終了に係る賃借料は、これを月割り（当該締結又は終了の月を含む。）により計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。

当該土地の所在地	賃借料
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の近隣商業地域又は商業地域にあるもの	1平方メートル当たり年額1,800円
上記以外の地域にあるもの	1平方メートル当たり年額1,200円

(倉庫の表示)

第7条 自主防災組織は、設置した倉庫に「〇〇自主防災会（当該自主防災組織の名称）資機材倉庫」の表示をしなければならない。

(倉庫の管理)

第8条 倉庫を設置した自主防災組織の代表者は、当該倉庫の近隣住民等他の者に迷惑が及ばないように、常に適切な管理に努めなければならない。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	契約依頼書	第4条
第2号様式	土地賃貸借契約書	第5条

7-16 大和市自主防災組織表彰運用基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、大和市自主防災組織育成指導規則（以下「育成指導規則」という。）第8条の規定に基づき、自主防災組織の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種別)

第2条 表彰の種類を、市長表彰及び消防長表彰とする。

(市長表彰)

第3条 市長表彰は、自主防災組織を結成し地域訓練等の防災活動を10回以上実施した組織。

(消防長表彰)

第4条 消防長表彰は、自主防災組織を結成し地域訓練等の防災活動を5回以上実施した組織。

(県知事表彰)

第5条 市長表彰を受けた自主防災組織が更に防災活動を継続した場合は、神奈川県消防功労者等表彰実施要綱に基づき具申するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を贈り行なう。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、防災講演会の日に行なう。

附 則

- 1 この運用基準は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 自主防災組織が施行日より以前に結成されているときは、その結成日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年8月29日から施行する。

7-17 大和市防災協力農地登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難空間、災害復旧用資材置場等として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、災害時における市民の安全確保及び円滑な復旧活動を図る用地を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害であって、大和市災害対策本部が設置されたものその他これに準じるものとして特に市長が認めたものをいう。
- (2) 避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が、生命及び身体の安全を確保するため、一時的に避難する場所をいう。
- (3) 災害復旧用資材置場 農地の原状回復に支障とならない範囲で仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材等を仮置きする場所をいう。
- (4) 防災協力農地 避難空間、災害復旧用資材置場等に活用できる農地として市長が登録したものをいう。

(登録対象農地)

第3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に規定する生産緑地地区内の概ね500平方メートル以上の一団の農地
- (2) 前号以外の概ね500平方メートル以上の一団の農地
- (3) 防災協力農地に接する農地

(申出及び登録)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者(以下「申出人」という。)は、防災協力農地登録申出書により市長に申し出るものとする。

- 2 小作権等が設定されている農地の所有者は、前項に規定する申出について、当該小作権等の権利者の同意を得るものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により申出があったときは、防災協力農地としての適否を決定し、防災協力農地承認・不承認通知書により申出人に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により防災協力農地として承認したときは、当該農地を防災協力農地登録簿に記載するものとする。

(登録証等の交付)

第5条 市長は、前条第4項の規定により防災協力農地として登録したときは、当該防災協力農地の所有者に防災協力農地登録証(以下「登録証」という。)を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。この場合において、登録者は当該標識を無償で善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

(登録の取消し)

第6条 登録証の交付を受けた者(当該農地を相続等で承継した者を含む。以下「登録者等」という。)が、防災協力農地の登録を取消しようとするときは、防災協力農地取消届出書(以下「取消届出書」という。)により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出があったとき又は防災協力農地が第3条各号に該当しなくなったとき、若しくは防災協力農地として適当でないと認めたときは、市長は当該防災協力農地の登録を取り消し、その旨を防災協力農地取消通知書により登録者等に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録者等は、登録の内容に変更が生じたときは、市長に対し、防災協力農地変更届出書を提出するものとする。

(登録の期間及び更新)

第8条 防災協力農地の登録期間は、登録日から2年を経過した日後の最初の3月31日までとする。ただし、期間満了時までに、登録者等から取消届出書が提出された場合を除き、さらに3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とする。

2 前項ただし書に規定する登録の更新に際しては、その都度、更新後に当該登録者等に登録証を交付するものとする。

(災害時の使用)

第9条 市長は、災害が発生した場合において、防災協力農地を避難空間として使用するときは、登録者等にその使用を要請することなく使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生した場合において、防災協力農地を避難空間として8日間以上使用するとき又は災害復旧用資材置場等として使用するときは、登録者等にその使用を要請するものとする。

3 前項の要請は、文書をもって行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭等により要請することができる。

(使用期間)

第10条 防災協力農地の使用期間は、2年以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、当該登録者等の同意を得て、これを延長することができる。

2 登録者等は、特段の支障のない限り、災害時の使用に応じて協力するものとする。

(補償額及び土地使用料等)

第11条 市長は、第9条の規定により防災協力農地を使用したときは、登録者等に対し、別表第1に定める補償額及び土地使用料を支払うものとする。

(原状回復)

第12条 市長は、防災協力農地の使用が終了したときは、速やかに使用前の防災協力農地の状態に回復し、所有者に返還するものとする。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

1 防災協力農地を避難空間として7日間以内で使用した場合

立毛補償額等	災害時の使用状況及び立毛状況を調査し、第1号又は第2号のいずれかの額及び第3号の額を補償する。 (1) 当該立毛の粗収入見込み額。ただし、次の額を控除するものとする。 ア 災害時以降に通常投下される経費 イ 当該立毛に市場価格がある場合はその処分額 (2) 農作物を作付けするために既に購入した種苗、肥料等の費用 (3) 前2号に掲げるもののほか農業用資材等の破損があった場合の原状回復費用
--------	--

2 防災協力農地を避難空間として8日間以上又は災害復旧用資材置場等として使用した場合

農地区分	土地使用料		農業補償額
	固定資産税及び都市計画税	使用料	
耕作地	防災協力農地の使用に係る年度の当該防災協力農地の固定資産税及び都市計画税相当額に対し、その使用月数に応じて計算した額	防災協力農地の使用に係る年度の当該防災協力農地の固定資産税及び都市計画税相当額に対し、その使用月数に応じて計算した額	前項に規定する立毛補償額等又は当該防災協力農地における農業収入の見込み額のうち減収となった額
不耕作地			

備考

- 1 農地区分は、固定資産税上の区分によるものとする。
- 2 防災協力農地の原状回復に際し、土の入替えが必要であると市長が認めた場合には、土地の地力低下に対して、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を限度として補償するものとする。
 - (1) 返還後1年目 農業補償額に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 返還後2年目 農業補償額に4分の1を乗じて得た額
- 3 使用月数を計算する場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

別表第2（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	防災協力農地登録申出書	第4条
第2号様式	防災協力農地承認・不承認通知書	第4条
第3号様式	防災協力農地登録簿	第4条
第4号様式	防災協力農地登録証	第5条及び第8条
第5号様式	防災協力農地取消届出書	第6条及び第8条
第6号様式	防災協力農地取消通知書	第6条
第7号様式	防災協力農地変更届出書	第7条

8-1 河川水位観測所

令和4年度

厚木土木事務所東部センター水防支部

観測所	境橋	八幡橋	大山橋
河川名	境川	引地川	引地川
位置	大和市深見	大和市福田	大和市福田
水防団待機水位 (通報水位)	2.20m	1.15m	1.70m
はん濫注意水位 (警戒水位)	3.00m	1.65m	2.00m
避難判断水位	3.60m	1.65m	2.00m
はん濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	4.10m	2.05m	2.25m
担当水防管理団体名	横浜市、大和市	大和市	大和市
備考	◎ テレメーター	◎ テレメーター	◎ テレメーター

(注) ◎：基準水位観測所

8-2 土砂災害（特別）警戒区域一覧

	所在地	箇所名	自然現象の種類	箇所番号
1	大和市下鶴間	下鶴間 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-001
2	大和市下鶴間	下鶴間 2	急傾斜地の崩壊	213-R01-002
3	大和市下鶴間	下鶴間 4	急傾斜地の崩壊	213-R01-004
4	大和市下鶴間	下鶴間 5	急傾斜地の崩壊	213-R01-005
5	大和市下鶴間	下鶴間 6	急傾斜地の崩壊	213-R01-006
6	大和市下鶴間	下鶴間 7	急傾斜地の崩壊	213-R01-007
7	大和市下鶴間、つきみ野 3 丁目及び 5 丁目	下鶴間 8	急傾斜地の崩壊	213-R01-008
8	大和市つきみ野 1 丁目及び 3 丁目	つきみ野 1 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-009
9	大和市つきみ野 4 丁目、5 丁目及び下鶴間	つきみ野 4 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-010
10	大和市中央林間西 3 丁目及び座間市小松原 1 丁目	中央林間西 3 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-012
11	大和市下鶴間 1 丁目	下鶴間 1 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-013
12	大和市深見及び下鶴間	深見 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-014
13	大和市深見	深見 2	急傾斜地の崩壊	213-R01-015
14	大和市深見	深見 3	急傾斜地の崩壊	213-R01-016
15	大和市深見	深見 4	急傾斜地の崩壊	213-R01-017
16	大和市深見及び上和田	深見 5	急傾斜地の崩壊	213-R01-018
17	大和市上草柳	上草柳 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-020
18	大和市上草柳	上草柳 2	急傾斜地の崩壊	213-R01-021
19	大和市上草柳、上草柳 2、3 丁目及び下草柳	上草柳 3	急傾斜地の崩壊	213-R01-022
20	大和市下草柳、上草柳及び中央 3 丁目	下草柳 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-023
21	大和市下草柳及び草柳 1 丁目	下草柳 2	急傾斜地の崩壊	213-R01-024
22	大和市桜森 1 丁目、2 丁目及び上草柳	桜森 1 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-025
23	大和市大和南 2 丁目及び中央 1 丁目	大和南 2 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-026
24	大和市上和田	上和田 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-027
25	大和市上和田	上和田 2	急傾斜地の崩壊	213-R01-028
26	大和市上和田	上和田 3	急傾斜地の崩壊	213-R01-029
27	大和市下和田	下和田 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-030
28	大和市下和田	下和田 2	急傾斜地の崩壊	213-R01-031
29	大和市草柳 2 丁目及び下草柳	草柳 2 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-032
30	大和市草柳 2 丁目	草柳 2 丁目 2	急傾斜地の崩壊	213-R01-033
31	大和市草柳 3 丁目及び柳橋 4 丁目	草柳 3 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-034
32	大和市柳橋 5 丁目及び柳橋 4 丁目	柳橋 5 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-035
33	大和市福田 3 丁目及び福田 6 丁目	福田 3 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-036
34	大和市福田 7 丁目及び福田	福田 7 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-037
35	大和市代官 2 丁目	代官 2 丁目 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-038
36	大和市福田	福田 1	急傾斜地の崩壊	213-R01-039
37	大和市福田	福田 2	急傾斜地の崩壊	213-R01-040
38	大和市福田	福田 3	急傾斜地の崩壊	213-R01-041

※ 網掛け部は土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定あり

8-3 危険物施設一覧表

令和5年4月1日現在

危険物名称		対象数	対 象 数
製 造 所			3
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所		54
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所		5
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所		2
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所		36
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所		2
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所		7
	屋 外 貯 蔵 所		2
	小 計		111
取 扱 所	給 油 取 扱 所		28
	販 売 (一 種) 取 扱 所		1
	販 売 (二 種) 取 扱 所		2
	一 般 取 扱 所		32
	小 計		63
	合 計		174

8-4 公共建築物耐震補強工事実施一覧表

年 度	施 設 名	年 度	施 設 名
昭和 63 年度	西鶴間小学校 生涯学習センター	平成 16 年度	渋谷中学校（すべて建替え） 柳橋小学校体育館 福田小学校体育館 消防団 4 分団車庫詰所（建替え）
平成 6 年度	光丘中学校	平成 17 年度	上和田小学校体育館 大野原小学校体育館 消防団 11 分団 1 班車庫詰所（建替え）
平成 7 年度 ～平成 8 年度	北大和小学校 大和東小学校	平成 18 年度	引地台中学校体育館 消防団 9 分団車庫詰所（建替え）
平成 8 年度	大和小学校 緑野小学校 桜丘小学校 大和中学校	平成 19 年度	光丘中学校（建替え） 消防団 12 分団車庫詰所（建替え）
平成 8 年度 ～平成 9 年度	福田小学校 渋谷小学校 つきみ野中学校 引地台中学校	平成 20 年度	林間小学校体育館 生涯学習センター（北館、ホール） 消防団 10 分団 3 班車庫詰所
平成 9 年度	若草保育園 草柳保育園 若葉保育園 福田保育園 深見台保育園 消防団 5 分団詰所（建替え）	平成 21 年度	桜丘小学校体育館（建替え）
平成 9 年度 ～平成 10 年度	林間小学校 草柳小学校	平成 22 年度	緑野小学校体育館 大和小学校体育館 草柳小学校体育館
平成 10 年度	消防本部庁舎	平成 23 年度	深見小学校体育館 つきみ野中学校体育館 市役所本庁舎（※完成は 22 年度） 消防団 7 分団車庫詰所（建替え）
平成 11 年度	南林間小学校 鶴間中学校 渋谷学習センター 消防署北分署（建替え）		
平成 12 年度	深見小学校 上和田小学校 大野原小学校 上和田中学校	平成 26 年度	北部学校給食共同調理場
平成 13 年度	柳橋小学校 下福田小学校	平成 27 年度	市役所管理棟
平成 14 年度	文ヶ岡小学校 北大和小学校 渋谷小学校（建替え）	平成 28 年度	消防団 3 分団 2 班車庫詰所
平成 15 年度	消防団 2 分団車庫詰所（建替え） 南林間小学校体育館 西鶴間小学校体育館	令和元年度	消防団 11 分団 2 班車庫詰所（建替え）

8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設

1 水防法に基づき名称及び所在地を定める施設

(1) 地下街等

該当なし

(2) 大規模工場等

該当なし

(3) 要配慮者利用施設

ア 社会福祉施設

【境川浸水想定区域】

番号	名 称	所 在 地
1	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2
2	下和田保育園	下和田 262 番地
3	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1
4	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地
5	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1
6	ファミリーナ宮下	深見 3332 番地 1
7	クオーレ大和つきみ野	下鶴間 2339 番地 20
8	大和東児童クラブ (大和東小)	深見 1805 番地

【引地川浸水想定区域】

番号	名 称	所 在 地
1	渋谷保育園	福田 6002 番地
2	げんきステーションより道一休	福田五丁目 26 番地 10
3	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1
4	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1
5	福田児童クラブ (福田小)	福田五丁目 22 番地 1
6	下福田児童クラブ (下福田小)	福田 570 番地
7	スマイルクオ福田	福田 1389 番地 1

イ 学校

【境川浸水想定区域】

番号	名 称	所 在 地
1	大和東小学校	深見 1805 番地
2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1
3	渋谷中学校	下和田 49 番地
4	大和東高校	深見 1760 番地
5	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地
6	瀬谷養護学校大和東分教室	深見 1760 番地

【引地川浸水想定区域】

番号	名 称	所 在 地
1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1
2	下福田小学校	福田 570 番地
3	下福田中学校	福田 1569 番地 1
4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地 2

2 土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設

(1) 要配慮者利用施設

ア 社会福祉施設

番号	名 称	所 在 地
1	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418 番地 2
2	特別養護老人ホーム和喜園	下和田 822 番地 1
3	大和つきみ野駅前雲母保育園	つきみ野五丁目 8 番地 6
4	大和東児童クラブ (大和東小)	深見 1805 番地
5	引地台児童クラブ (引地台小)	草柳三丁目 1 番 2 号

イ 学校

番号	名 称	所 在 地
1	つきみ野中学校	つきみ野三丁目 5 番地 1
2	大和東小学校	深見 1805 番地
3	引地台小学校	草柳三丁目 1 番 2 号
4	大和東高等学校	深見 1760 番地
5	大和南高等学校	上和田 2557 番地
6	大和みどりが丘幼稚園	福田 1698 番地 1
7	瀬谷養護学校大和東分教室	深見 1760 番地
8	瀬谷養護学校大和南分教室	上和田 2557 番地

9-1 自主防災組織編成状況表

令和5年4月1日現在

自治会数(A)	自主防災組織 編成自治会数(B)	編成率 (A) / (B)
149	149	100%

※連合自主防災組織(3組織)は除く。

9-2 防火地域、準防火地域内の建築規制

	対 象	構 造	
防 火 地 域	① 階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	ただし③を除く	耐火建築物又は延焼防止建築物
	② その他の建築物		耐火建築物又は準延焼防止建築物 ※1
	③ 1. 外壁及び軒裏が防火構造+外壁開口部が20分防火設備で延べ面積50平方メートル以内の平屋建付属建築物 2. 主要構造部が不燃材料+外壁開口部が20分防火設備で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場の類 3. 不燃材料で造り又はおおわれた高さ2メートルをこえる門及び塀 4. 高さ2メートル以下の門及び塀	制限なし	
	防火地域内にある看板、広告等で、屋上に設けるもの又は3メートルをこえるものは、主要部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。		
準 防 火 地 域	④ 地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500平方メートルをこえる建築物	ただし、③の(2、3、4)は除く	耐火建築物又は延焼防止建築物
	⑤ 地階を除く階数が3以下で延べ面積が1,500平方メートル以下の建築物 下記⑥、⑦を除く		準耐火建築物又は準延焼防止建築物 ※1
	⑥ 地階を除く階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下(木造建築物等に限る)		防火構造(延焼のおそれのある部分、外壁、軒裏)又は延焼防止性能 ※2
	⑦ 地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下(非木造建築物等に限る)		片面20分防火設備(延焼のおそれのある部分)又は延焼防止性能 ※2

※1：耐火建築物・延焼防止建築物を含む

※2：耐火建築物・延焼防止建築物・準耐火建築物・準延焼防止建築物を含む

9-3 ブロック塀等の倒壊防止

1 ブロック塀・組積造の塀に関する基準

過去の震災において、倒壊した塀の下敷きになって死傷したという被害報告が数多くあります。また、塀は敷地と道路境界に設置されることが多く、震災時に倒壊すると避難や復旧の大きな妨げになります。

ブロック塀や組積造の設置に関しては、現行の法律や建築学会等で定めた基準があります。

建築基準法・・・・・・・・・・最小限守らなければならないことが規定されている

(社)日本建築学会・・・・・・・・安全を確保するための推奨する数値等が決められている

◎ブロック塀

区分	建築基準法	建築学会基準
高さ	220 cm以下	220 cm以下
壁厚さ	高さ 200 cm以下→厚さ 10 cm以上 高さ 220 cm以下→厚さ 15 cm以上	高さ 200 cm以下→厚さ 12 cm以上 高さ 220 cm以下→厚さ 15 cm以上
鉄筋の配筋	鉄筋の径→9 mm以上 横筋は壁頂、基礎 縦筋は壁の端部、隅角部 壁内には縦横 80 cm以下の間隔で配置 控壁にも同様に配筋	異形鉄筋→D10 以上 横筋間隔 80 cm以下 縦筋間隔 (控壁ありの場合) 塀の高さ 160 cm以下→80 cm以下 " 160 cm超え→40 cm以下 控壁にも配筋
鉄筋の末端	かぎ状に折り曲げて、 縦筋は壁頂、及び基礎の横筋にかぎ掛け 横筋は縦筋にかぎ掛けして定着をとる	同 左
控壁	長さ 3.4m以下ごとに、壁面高さの 1/5 以上突出したものを設ける	同 左 厚さ→塀の厚さ以上 壁面からの長さ→40 cm以上 高さ→塀高より 45 cm以上下げない ・現場打鉄筋コンクリートの場合 →厚さは塀の厚さ以上 ・控壁用ブロック使用の場合→15 cm以上
基礎	丈 35 cm以上 根入れ 30 cm以上	せい 45 cm以上 根入れ 40 cm以上
透かしブロック等	—————	縦筋が挿入できる形状のもの ただし、2 個以上の連続、塀の最上部・最下部、端部に配置しない
除外	控壁、基礎の規定は塀の高さ 1.2 m以下の場合は除外する	控壁の規定は塀の高さ 1.2m以下の場合は除外する (端部の控壁は除外しない)

◎組積造の塀

区分	建築基準法	建築学会基準
高さ	120 cm以下	110 cm以下 鉄筋を挿入した場合は T型基礎→140 cm以下（良質土 170 cm）
壁厚さ	高さの 1/10 以上 （各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上）	厚さ 15 cm以上 （推奨：高さの 1/6～1/8 以上がよい）
控壁	長さ 4.0m以下ごとに壁面から壁の厚さの 1.5 倍以上突出したものを設ける（壁の厚みが規定値の 1.5 倍以上の場合控壁不要）	—————
基礎	（根入れ 20 cm以上）	鉄筋コンクリート造 根入れ 40 cm以上 スラブ厚 15 cm以上
組積方法	—————	芋目地不可（破れ目地積み） 鉄筋使用：芋目地可
目地	—————	目地塗面全面（目地モルタル使用）
除外	控壁の規定は、壁の厚みが規定値の 1.5 倍以上ある場合は除外する	—————

2 既設のブロック塀や石塀の点検方法

ブロック塀の場合

	点 検 項 目	備 考
外観による点検	① 高すぎないか。 ② 控壁があるか。 ③ 基礎はあるか、また根入れ深さは十分か。 ④ 壁頂部分は笠木に欠け、ずれ等はないか。 ⑤ 擁壁や石積みの上に乗せていないか。 ⑥ 老朽化し、亀裂などが生じていないか。 ⑦ 建物等の間隔はあるか。	① 1.5m 以下が望ましい。 ② 壁長 3.4m 以内ごとに必要。 ③ 基礎の部分を掘って調べる。
内部の点検	⑧ 最上段のコンクリートブロックや笠木を取りはずし、鉄筋の有無、モルタルの状態などを調べる。 ⑨ 80 cm 間隔で縦筋が入るべき部分の最下段のコンクリートブロックを取りはずし、基礎から鉄筋が立ち上がっているか調べる。 ⑩ 基礎へ縦筋が定着されているかどうか、基礎の一部をはずして調べる。	⑧ 鉄筋探査機である程度わかる。

- 上記の方法により点検を行い、不備な場合はその程度に応じて高さの低減や補強を行う。

石塀の場合

	点 検 項 目	備 考
外観による点検	① 高すぎないか。 ② 控壁があるか。 ③ 基礎はあるか、また根入れ深さは十分か。	① 1.0m 程度以下が望ましい。 ② 壁長 4.0m 以内ごとに設ける。 ③ 基礎の部分を掘って調べる。
内部の点検	④ 最上段の石をとってみて、鉄筋やだぼなどの有無およびその状態を調べる。	

- 上記の方法により点検を行い、不備な場合はその程度に応じて高さの低減や補強を行う。

※ 既設のブロック塀等の補強方法は現場を専門家にってもらい、適切な補強対策を講ずることが大切です。

9-4 災害救助法による災害救助基準

(参考) 災害救助事務取扱要領

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。
避難所の設置 (法第4条第2項)	害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生日から速やかに借上げ、提供
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼</td> <td>夏</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>						区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊半焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																						
		全壊全焼	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																					
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																					
半壊半焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																							
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																							
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																										
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																										
被災者者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上																																										
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)																																											

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から <教科書> 1月以内 <文房具及び通学用品> 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,500円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇 上費（法 第4条第 1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

9-5 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付

1 災害弔慰金

支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② その他の者が死亡した場合 250 万円
遺族の範囲	配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）

2 災害障害見舞金

支給額	① 生計維持者の場合 250 万円 ② その他の者の場合 125 万円
対象となる 障がいの程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

3 災害援護資金貸付

貸付金額	<p>対象被害及び限度額</p> <p>(1) 世帯主が負傷した世帯</p> <p>① 家財、住居の損害なし 150 万円</p> <p>② 家財の損害あり、かつ住居の損害なし 250 万円</p> <p>③ 住居が半壊 270 万円</p> <p>④ 住居が全壊 350 万円</p> <p>(2) 世帯主が負傷しない世帯</p> <p>① 家財の損害あり、かつ住居の損害なし 150 万円</p> <p>② 住居が半壊 170 万円</p> <p>③ 住居が全壊 250 万円</p> <p>④ 住居の全体が滅失もしくは流失 350 万円</p> <p>(3) 住居が半壊又は全壊の被害を受け、住居を建て直す場合に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</p> <p>① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯 350 万円</p> <p>② 世帯主の負傷がなく</p> <p>ア 住居が半壊した世帯 250 万円</p> <p>イ 住居が全壊した世帯 350 万円</p> <p>(注 1)世帯主の負傷 全治 1 月以上の要療養負傷</p> <p>(注 2)家財の損害 家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害</p>
	<p>(1) 償還期間 10 年</p> <p>(2) 償還方法 均等償還（繰上げ償還可）、年賦、半年賦、月賦</p> <p>(3) 貸付利率 無利子（延滞の場合を除く）</p>
所得制限	<p>世帯人員ごとの所得制限</p> <p>1 人 220 万円</p> <p>2 人 430 万円</p> <p>3 人 620 万円</p> <p>4 人 730 万円</p> <p>5 人以上 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額</p> <p>住居が滅失した場合 1,270 万円</p>

9-6 被災者生活再建支援金

1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（損害割合50%以上）・解体・長期避難	大規模半壊（損害割合40%台）	中規模半壊（損害割合30%台）
支給額	100万円	50万円	—

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		全壊（損害割合50%以上）・解体・長期避難	大規模半壊（損害割合40%台）	中規模半壊（損害割合30%台）
支給額	建設・購入	200万円	200万円	100万円
	補修	100万円	100万円	50万円
	賃借（公営住宅を除く）	50万円	50万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

9-7 大和市の災害記録

1 風水害

大和市に影響のあった風水害

発生年月日	災害名称	床上浸水	床下浸水	道路被害(件)	河川被害(件)	その他被害
S41. 6. 28	台風4号	15棟	50棟	破損決壊 11	堤防決壊 5	崖崩れ 7
S41. 9. 25	台風26号		8棟	破損決壊 1	堤防決壊 1	297回線(有線)、18回線
S45. 6. 30	集中豪雨		15棟	破損決壊 2 冠水 4	堤防決壊 1	
S46. 8. 31	台風23号	4棟	3棟		氾濫 2	
S46. 9. 26	台風29号		50棟	冠水 2		
S47. 7. 12	台風6号及び集中豪雨	60棟	33棟	破損決壊 1	堤防決壊 1	崖崩れ 1件
7. 15					氾濫 2	
S47. 9. 18	台風20号		21棟			崖崩れ 3件
S49. 7. 8	台風8号	24棟	48棟	破損決壊 2	氾濫 1 橋梁流失 1	崖崩れ 4件
S49. 9. 9	台風18号		45棟			
S50. 3. 21	集中豪雨	5棟	45棟			
S50. 6. 10	集中豪雨		19棟			
S50. 7. 4		1棟	96棟	冠水 24		
S50. 8. 23	台風6号					家屋破損 5棟
S50.10. 5	台風13号		27棟			
S50.11. 7			13棟			
S51. 7. 19		1棟	26棟			
S51. 9. 9	台風17号	235棟	760棟	28	氾濫 2 橋梁流失 2	
S51. 9. 11		6棟	66棟			
S52. 5. 15			18棟	冠水 8		道路陥没 1件
S52. 8. 14			6棟	冠水 2		
S52. 8. 19			35棟	冠水 28		
S52. 9. 9	台風9号	1棟	78棟	冠水 1	氾濫 1	
S52. 9. 19	台風19号		26棟	破損決壊 9 冠水 24		
S53. 4. 6		1棟	26棟	冠水 14	堤防決壊 1	
S53. 9. 9		1棟	78棟			
S54.10. 1	台風16号					家屋破損 1棟
S54.10.19	台風20号		14棟			家屋全壊 1棟
S56. 7. 22		2棟	1棟			
S56.10.22			2棟		氾濫 1	
S57. 4. 15		2棟				
S57. 8. 1	台風10号					家屋破損 3棟
S57. 9. 12	台風18号		91棟		氾濫 2	
S57.11.30			12棟			
S60. 6. 30	台風6号					家屋破損 4棟
S61. 8. 4	台風10号				氾濫 1	
S61. 9. 2	台風15号			冠水 5		
S63. 8. 11	集中豪雨		12棟	冠水 26	堤防決壊 3	
H 1. 8. 1	台風12,13号			冠水 6		
H 2. 8. 10	台風11号					停電300世帯
H 2. 9. 19	台風19号					倒木 3本など
H 2. 9. 30	台風20号			冠水 15		
H 2.11.30	台風28号			冠水 3		
H 3. 9. 19	台風18号	15棟	31棟	破損決壊 12 冠水 33	堤防決壊 10 氾濫 5	
H 5. 8. 27	台風11号			冠水 6		
H 6. 7. 12	大雨		5棟	冠水 3		落雷 2件
H 6. 7. 18	大雨			冠水 3		
H 6. 7. 20	大雨					宅地内流入 3棟
H 6. 9. 16	大雨		1棟			
H 6. 9. 28	台風26号					倒木 16本
H 7. 9. 16	台風12号		8棟			

発生年月日	災害名称	床上浸水	床下浸水	道路被害(件)	河川被害(件)	その他被害
H 8. 7. 21	大雨			冠水 4		
H 8. 9. 22	台風 17 号		28 棟			
H 9. 6. 20	台風 7 号			冠水 7	堤防決壊 1	
H10. 8. 28	大雨			冠水 14		
H11. 5. 4	大雨			冠水 4		
H12. 7. 7	台風 3 号			冠水 5		宅地内流入 4 棟
H12. 9. 11	大雨			冠水 1		宅地内流入 1 棟
H13. 8. 22	台風 11 号			冠水 13		宅地内流入 7 棟
H13. 9. 11	台風 15 号			冠水 7		宅地内流入 3 棟
H14. 7. 10	台風 6 号			冠水 4		宅地内流入 1 棟
H14. 8. 16	大雨			冠水 1		
H14. 9. 9	大雨		2 棟	冠水 3		
H16. 10. 9	台風 22 号	1 棟	1 棟	冠水 5		崖崩れ 1 件、宅地内流入 2 棟
H16. 10. 20	台風 23 号			冠水 1		
H17. 9. 4	大雨	5 棟	22 棟	冠水 8		崖崩れ 2 件、宅地内流入 30 棟
H20. 8. 29	大雨		1 棟			冠水 2 箇所
H22. 12. 3	大雨	7 棟	4 等	冠水 16		宅地内流入 2 棟 家屋破損 1 棟
H23. 9. 21	台風 15 号					人的被害 6 件、物的破損 59 件 停電 10,800 世帯、倒木 118 本。 本市の気象統計(昭和 39 年以降)上、最大の瞬間風速 41.4m/s を記録。
H24. 6. 19	台風 4 号					倒木 12 本、火災 1 件 建物破損 8 件
H24. 9. 30	台風 17 号					人的被害 2 件、停電 4,600 世帯
H25. 4. 6	大雨	14 棟	49 棟	冠水 23	護岸崩落 1	
H26. 2. 8	大雪					人的被害 12 件(打撲、骨折)、 停電 1,100 世帯
H26. 10. 5	台風 18 号	18 棟	14 棟	冠水 7		
H28. 8. 22	台風 9 号		1 棟			
H30. 3. 8	大雨		1 棟			通行止め 4 か所、車両水没 3 台
H30. 9. 30	台風 24 号					建物被害 9 件、停電約 1,600 件、 倒木 262 件、その他の被害 61 件
R1. 9. 8	台風 15 号					建物被害 2 件、倒木 373 件、停電 8,820 件、軽微な建物被害 91 件
R1. 10. 12	台風 19 号					人的被害 1 件、建物被害 2 件(一部破損 2 件)
R2. 5. 6	落雷					停電 1,642 件
R3. 9. 18	台風 14 号			冠水 5		土砂流出 1 件
R3. 12. 1	大雨			冠水 4		

2 地震被害

関東大震災の大和市の被害状況

市町村名	大正 12 年 震災時		住家被害				人的被害			倒壊率 %
	人口	戸数	全壊	全焼	半壊	半焼	死者	行方不明	負傷者	
大和村	4,954	674	12		131				12	1.78
渋谷村	5,609	766	136		159		21		75	17.75

(注) 当時(大正 12 年)の渋谷村は、上和田、下和田、福田、本蓼川と現在藤沢市である高倉、長後から構成されていた。

大和市に影響のあった地震

発生年月日(西暦)	地域	規模	被害の概要	大和市(周辺)の被害
818	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野	7.5	山崩れ、百姓の圧死者多数	
878.11.1	相模・武蔵	7.4	圧死者多数	
1257.10.9	関東南部	7.0~7.5	鎌倉で寺社仏閣一字として全きものなく、山崩れ、家屋転倒。	
1241.5.22	鎌倉	≒7.0	津波を伴い、由比ヶ浜大鳥居内拜殿を流失。	
1293.5.27	鎌倉	≒7.0	鎌倉強震。死者数千あるいは2万3千余。	
1433.11.7	相模	≧7.0	鎌倉で社寺・築地の被害者多く、余震は20日間。	
1633.3.1	相模	7.0±1/4	小田原で最も強く、死者150人	
1647.6.16	武蔵・相模	6.5±1/4	江戸城の石垣、門、堀破損、死者少なからず	
1648.6.13	相模	≒7.0	小田原城石垣崩れ、小田原領内潰家多い	
1697.11.25	相模・武蔵	≒6.5	鶴岡八幡宮烏居倒れる	
1703.12.31 【元禄地震】	相模・武蔵・上総・安房	7.9~8.2	この地震による死者は全体で約6,700人、特に小田原で被害が大きく城下は全滅。小田原領では、12カ所から出火し死者2,291人、潰家8,007戸。川崎から小田原までほとんど全滅。沿岸で津波が発生。	厚木では家が大方崩れ、死者59人。厚木での震度が6~7。
1782.8.23	相模・武蔵・甲斐	≒7.0	23日に2度大地震、翌朝まで15~16回の余震。小田原城の天守が傾き、人家約800戸破損。	八王子・戸塚・長竹で震度5。
1812.12.7	武蔵・相模東部	6.1/4±1/4	横浜市港南区で潰22、そのほか神奈川・川崎・保土ヶ谷・戸塚宿で潰家死者。	
1843.3.9	御殿場・足柄	6.5±1/4	足柄萱沼村で石垣・堤の崩れ、小田原で城内に破損。	
1853.3.11	小田原付近	6.7±0.1	小田原で被害大、箱根・根府川等の関所破損。箱根山中の旧東海道を大きな被害。	
1855.11.11 【江戸地震】	江戸及び付近	6.9±0.1	江戸下町の被害が大きく、山の手は比較的軽かった。また、低地では液状化による被害が発生した。死者は少なく見積もって、7,468名	大和市で震度5程度
1856.11.4	江戸、立川・所沢	6.0~6.5	江戸で壁の剥落、糸川で家屋倒潰15	
1870.5.20	小田原	6.0~6.5	小田原城内所々で壁・堀・屋根瓦の損あり。	町田などで有感
1880.2.22	横浜	5.5~6.0	横浜では丘の頂や麓の被害が平地よりも大・	大和市での震度4程度
1887.1.15	相模・武蔵南東部	6.2	局地的な地震。愛甲郡で山崩れ、家屋の損、横須賀・横浜で海震。	
1894.6.20	東京湾北部	7.0	東京・横浜などの湾岸で被害大。死者31、建物の全半壊が130棟。	大和市での震度4程度。相模国で6棟が全半壊。
1902.5.25	甲斐東部	5.4	南都留郡から神奈川県北部にかけて微小被害。	
1922.6.26	浦賀水道	6.8	東京湾沿岸に被害。東京、横浜で死者2名、東京、横浜、横須賀、木更津などで建物に損壊。	大和市での震度4程度
1923.9.1 【関東地震】	関東南部	7.9	神奈川県での被害；死者29,065名、行方不明者4,002名、家屋全壊62,887棟、焼失68,569棟。全体で死者99,331名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266棟、焼失447,128棟。崖崩れ多く、津波あり。	渋谷村で死者21名、全壊家屋136棟、大和村で全壊家屋12棟
1924.1.15	丹沢山塊	7.3	関東地震の余震、神奈川中南部で被害大。	高座郡の被害；死者7名、全潰283棟、道路・橋梁に被害。大和市での震度5程度。

発生年月日(西暦)	地域	規模	被害の概要	大和市(周辺)の被害
1929.7.27	神奈川県西部	6.3	横浜5。横浜、津久井町等で、壁の亀裂。	鎌倉、藤沢、厚木等で地割れ。戸塚と厚木間電話線切断40本被害
1983.8.8	神奈川・山梨県境	6.0	丹沢山地山北北部でハイキンググループに落石、死者1名、負傷者8名。その他負傷者15人。山崖崩れ4箇所、家屋損壊693棟、道路損壊67箇所。	県中西部と横浜市内で被害が多かった。
2011.3.11 【東北地方太平洋沖地震】	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県など三陸沿岸から関東地方太平洋側沿岸	9.0	死者15,872、行方不明者2,777、負傷者6,114、全壊129,577、半壊266,101、床上浸水20,587、床下浸水15,629、道路損壊4,200、橋梁116、山崖208、堤防決壊45、鉄軌道29 宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はマグニチュード9.0で、日本周辺における観測史上最大の地震。最大震度は宮城県栗原市で観測された震度7で、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmのおよそ10万平方キロメートルという広範囲に及ぶ。また、宮城・栃木・福島・茨城の4県36市町村と仙台市内の1区で震度6強を観測した。この地震により、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。	大和市での震度5弱。 救助要請1件 人的被害3件 火災1件 物的被害21件。

3 航空機災害

令和4年7月1日現在

年月日	事故種別	機種	発生場所	被害状況	備考
S28.7.1	墜落	不明	福田	農作物	防衛施設庁資料不時着
S29.2.20	不時着	不明	福田	農作物	
S30.9.12	落下物	不明	上草柳	高圧線切断	吹き流し
S30.9.12	墜落	不明	上草柳	農作物	
S31.4.12	その他	ジェット機	深見	不明	
S31.5.21	墜落	ヘリコプター	深見	畑	
S31.11.6	墜落	ジェット機	福田	畑、山林、町道	綾瀬市も合む
S31.11.27	落下物	不明	福田	畑	ワイヤーロープ
S32.2.4	落下物	ジェット機	上草柳	畑	補助タンク
S32.3.14	落下物	プロペラ機	上草柳	畑	補助タンク
S32.4.15	落下物	ジェット機	上草柳	電話線	吹き流し
S32.5.7	その他	不明	深見	なし	
S32.5.22	その他	ジェット機	福田	畑	
S32.7.25	墜落	ジェット機	下草柳	稲、タバコ	

年月日	事故種別	機種	発生場所	被害状況	備考
S33. 1. 17	その他	ジェット機	下草柳	鉄道架線切断	吹き流し
S33. 4. 7	その他	不明	福田	麦畑	飛行場突破
S33. 5. 5	不時着	ジェット機	福田	麦畑、農作物	
S34. 6. 26	不時着	ジェット機	上草柳	農地、相鉄架線、電話線	
S34. 12. 22	落下物	ジェット機	福田	負傷3人	サイドワインダー(模擬)暴発
S35. 6. 9	その他	ジェット機	福田	西瓜収穫減	廃油放出
S35. 6. 20	落下物	ジェット機	福田	なし	スチールワイヤー
S35. 6. 27	落下物	ジェット機	福田	なし	部品
S35. 8. 10	落下物	ジェット機	福田	なし	吹き流し、鉄棒
S35. 8. 15	落下物	ジェット機	下鶴間	民家屋根破損	ジュラルミン部品
S35. 9. 20	落下物	ジェット機	福田	なし	ジュラルミン部品
S35. 10. 10	落下物	ジェット機	下鶴間	屋根破損	ジュラルミン付属品
S35. 12. 14	その他	ジェット機	下鶴間	窓ガラス破損	ソニックブーム
S35. 12. 25	その他	ジェット機	厚木基地内	基地従業員1名死亡	
S36. 1. 13	墜落	ジェット機	厚木基地内	米軍人4名死亡	
S36. 1. 18	墜落	ジェット機	上草柳	畑、鉄道架線、電線	
S36. 3. 24	落下物	ジェット機	福田	小麦、立木	サイドワインダー
S36. 9. 18	落下物	ジェット機	大和市	なし	模擬弾
S37. 8. 11	墜落	ジェット機	上草柳	鉄道架線、農作物	
S37. 12. 27	その他	ジェット機	福田	農作物	油
S38. 9. 3	不時着	ジェット機	上草柳	なし	
S38. 11. 28	不時着	ヘリコプター	下和田	稲	
S39. 7. 28	不時着	ジェット機	上草柳	なし	
S39. 9. 8	墜落	ジェット機	上草柳	死亡5人、負傷3人、山林建物全壊	
S39. 11. 20	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	車輪看視所突破
S40. 6. 25	墜落	ジェット機	上草柳	農作物、相鉄架線、電線	
S41. 6. 6	落下物	ジェット機	上草柳	屋根瓦3枚	金属製パイプ
S42. 6. 24	落下物	ジェット機	深見	なし	風防ガラス
S48. 6. 21	不時着	プロペラ機	福田	高圧線、農作物	乗員1人重傷
S50. 7. 9	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	オーバーラン

年月日	事故種別	機種	発生場所	被害状況	備考
S51. 6. 28	その他	プロペラ機	上草柳	衣服汚損	燃料放出
S51. 11. 2	墜落	プロペラ機	厚木基地内	なし	乗員6人死亡
S57. 8. 12	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	胴体着陸(A7)
S58. 8. 23	その他	ジェット機	厚木基地内	なし	オーバーラン(A7)
S61. 9. 30	落下物	ジェット機	上草柳	なし	A-4
S61. 12. 4	その他	ジェット機	厚木基地内	アンテナ(11-S)	オーバーラン A-6E
S62. 2. 7	墜落	セスナ機 C-150	厚木基地内	機体大破	乗員2名死亡
S62. 4. 17	落下物	ヘリコプター	福田	なし	ミ号ヘリ SH-3
S62. 10. 26	落下物	プロペラ機 (P3C)	南林間	民家の換気扇カバーへこむ	米軍機燃料タンク カバー落下
S63. 8. 29	その他	ジェット機 A6 イントルダ	上草柳	通行人、乗用車にかかる	燃料放出 NLP時
H1. 9. 7	不時着	ヘリコプター UH-1	下鶴間	植木破損	キャンプ座間所属
H9. 6. 26	基地外へ降下	パラシュート	福田	屋根、植木破損	米軍パラシュート 部隊の訓練中
H13. 9. 28	オーバーラン	ジェット機	厚木基地内	なし	厚木基地所属 FA-18
H17. 11. 10	落下物	ヘリコプター	厚木基地～ 名古屋飛行場間	なし	厚木基地所属 SH-60J
H19. 2. 27	落下物	ジェット機	群馬県渋川～厚木基地	不明	厚木基地所属 FA-18F
H19. 4. 10	落下物	ジェット機	厚木基地～ 洋上	不明	厚木基地所属 FA-18C
H20. 1. 21	その他	ジェット機	厚木基地内	なし	厚木基地所属 EA-6Bブラーカー 機体の一部火災
H24. 2. 8	落下物	ジェット機	上草柳	道路通行中の車両に傷	厚木基地所属 EA-6Bブラーカー デュアルミン製ハネ他
H30. 7. 27	部品落下	ヘリコプター	厚木基地内	被害なし	米軍機 MH-53E 窓